

加賀海岸地域の文化的景観
保存活用計画書

令和2年8月

加賀市

目 次

1. 計画の基本情報	1
1-1 計画策定の背景と目的	
1-2 位置及び範囲	
(1) 位置	
(2) 範囲	
2. 文化的景観の保存活用に関する基本方針	3
2-1 文化的景観の特徴とその形成背景	
(1) 加賀海岸地域の自然環境	
(2) 文化的景観の特徴	
(3) 文化的景観の特徴の形成背景—飛砂・堆砂対策の歴史—	
(4) 文化的景観の特徴の形成背景—集落の変遷—	
(5) 海岸砂防林と集落	
2-2 文化的景観の価値及びその保存活用の基本的な考え方	
(1) 価値	
(2) 価値を表わす景観	
(3) 保存活用のための基本的な考え方	
2-3 文化的景観の保存活用に関する基本方針	
3. 文化的景観における土地利用の方針と重要な構成要素	11
3-1 文化的景観の構造	
3-2 景観単位の特徴	
(1) 海浜区域	
(2) 海岸砂防林区域	
(3) 集落・民有林区域	
(4) 水田・河川区域	
3-3 土地利用の方針	
3-4 重要な構成要素	
(1) 重要な構成要素の特定	
(2) 重要な構成要素の個票	
4. 文化的景観を保存するための行為規制に関する事項	57
4-1 法令等による文化的景観の保存管理	
4-2 景観法に基づく文化的景観の保存管理	
4-3 文化財保護法に基づく文化的景観の保存管理	

5. 文化的景観の整備及び活用に関する事項	60
5-1 公共事業等における景観配慮	
5-2 整備及び活用の取り組み	
6. 文化的景観を保存活用するために必要な体制に関する事項	65
巻末資料	66
文化財保護法	
景観法	

1. 計画の基本情報

1-1 計画策定の背景と目的

加賀海岸の文化的景観保存活用計画（以後「計画」という。）は、加賀海岸地域を加賀市の文化的景観として後世に継承するにあたり、その位置と範囲を明示し、基本方針をまとめ、土地利用や整備、体制構築等に必要な事項を定めるものである。また、当該文化的景観の価値を表わすうえで重要な構成要素を特定し、その保存及び活用の考え方についてとりまとめるものである。

加賀海岸地域は、河川、海流、季節風等の自然条件により、砂丘が発達しやすい地域である。加賀海岸地域を流れる大聖寺川^{だいしょうじ}などの河川は、中新世の堆積岩と火山性岩石から成る山地及び丘陵を抜け、台地や平野を通過して日本海に砂を運搬する。砂は沿岸を北流する対馬海流により漂砂となり、大陸からの強い季節風などが加わり、海流が北側に位置する断崖に衝突することで海岸に打ち上げられて砂丘が発達すると考えられる。

このような自然環境に加え、近世には製塩が盛んに行われ、燃料として樹木が伐採された結果、森林は次第に消滅し、飛砂被害が絶え間なく起こるようになった。大聖寺藩の林政のもと、北前船主の寄付を受け、地域住民を人足とするなどして植林が行われたが、被害を十分に抑えることはできなかったとされる。加賀海岸地域に広がる長さ約4km、幅約1kmのクロマツを中心とする海岸林は、近代に入り国有林とされ、国が明治44年（1911）から実施した海岸砂防植栽事業の成果である。安定した生育条件が保たれたことにより豊かな自然環境が形成され、越前加賀海岸国定公園や自然休養林としても親しまれている。日本海から内陸に向かって、海岸、海岸砂防林、集落、水田の順に並んでいる景観は、人々が飛砂と向き合いながら生活や生業を発展させてきたことを伝えている。

このような日本海沿岸特有の風景が展開する加賀海岸地域の特徴や特性を明らかにし、将来にわたってより良く継承していけるよう、加賀市では平成29年度に「加賀海岸文化的景観検討委員会」（以下、「委員会」という。）を設置し、同29年度から令和元年度にかけて保存調査事業「加賀海岸文化的景観保存調査」（以下、「保存調査」という。）を実施した。本計画は保存調査の結果を踏まえ保存活用の方策について委員会での議論をもとに作成したものである。



写真 1-1 加賀市片野町上空より見る海浜及び海岸林

1-2 位置及び範囲

(1) 位置

石川県は、日本列島中央部の日本海側を占める北陸地方に属する。加賀市は、石川県の南西端に位置する。東西22.8km、南北27.5kmの市域は305.87km²の面積を有し、周囲98.5kmのうち16.5kmは海岸線である。

本計画の対象地である加賀海岸地域は、本市の沿岸部西部に位置し、砂丘とその背後に形成されるクロマツの海岸砂防林とともに、背後に分布する塩屋町、大聖寺瀬越町、大聖寺上木町、大聖寺下福田町、片野町の5つの集落とその周辺の水田から構成される。

いずれの集落も近世初期には村として成立していたことが知られ、塩屋町や大聖寺瀬越町は漁村を基盤に発展した集落であり、かつては北前船交易や河川交易で栄えていた。片野町は半農半漁の集落であり、大聖寺上木町、大聖寺下福田町は農村である。大聖寺瀬越町、大聖寺上木町、大聖寺下福田町はクロマツの海岸砂防林の后背地に居住地と耕地を成し、片野町は海に面する橋立丘陵の南縁部に居住地と耕地を成している。



図 1-1 加賀海岸地域の位置

(2) 範囲

本計画の対象とする文化的景観の範囲は、幅方向は北東部の片野町に隣接する橋立丘陵の断崖付近から南西部の塩屋港付近までの約4.5km、海から陸方向は加賀海岸汀線の沖合1km付近から大聖寺川までの約3kmの範囲である。(面積 1,360.0ha (海域 473.0haを含む))

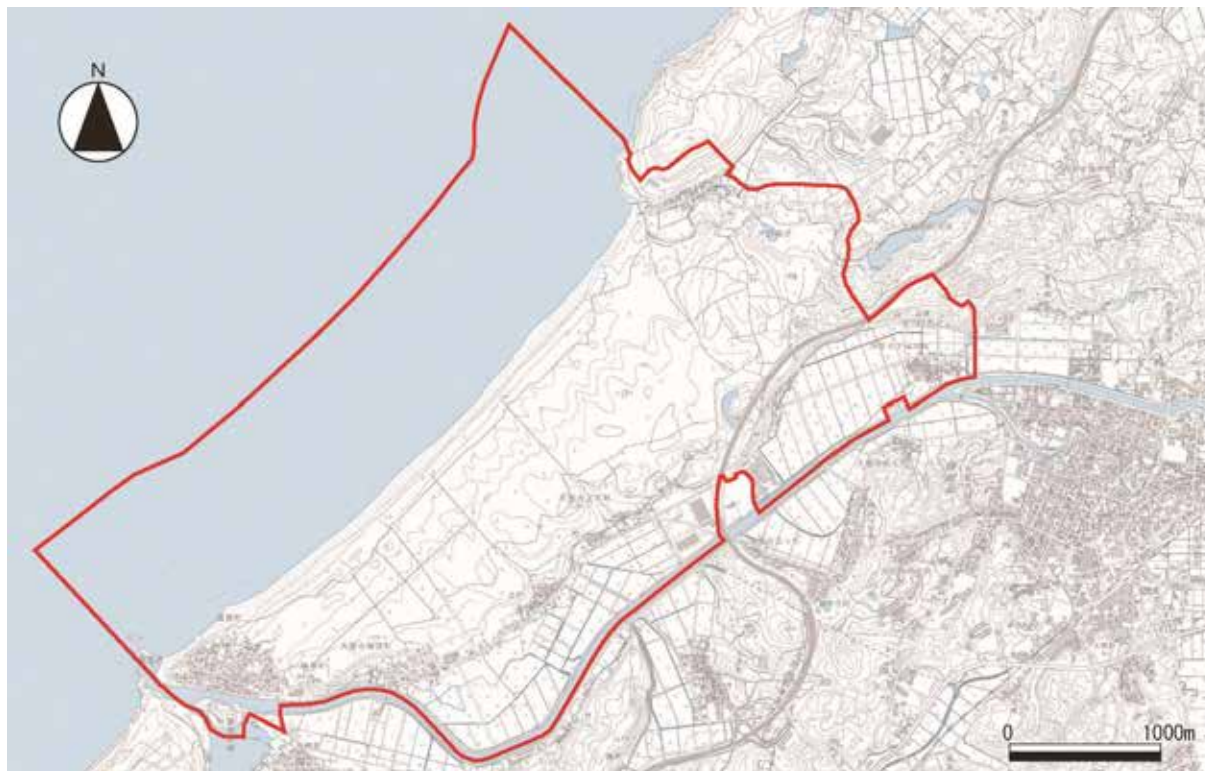


図 1-2 計画対象範囲

2. 文化的景観の保存活用に関する基本方針

2-1 文化的景観の特徴とその形成背景

(1) 加賀海岸地域の自然環境

石川県南部一帯には両白山地が連なる。山間から海岸に至る河川は流路の短い急流が多く、中流域や下流域に比較的多量の砂礫を供給する。加えて、対馬海流や大陸からの強い季節風が運ぶ漂砂が堆積しやすく、汀線沿いには内灘砂丘、安原砂丘、小松砂丘等、海岸砂丘の発達が見られる。

県南西端に位置する加賀市にも、この地理的特徴が表れている。市域の南東部から中央部にかけては山地が連なり、北西に向けて漸次標高を下げながら橋立丘陵や橋立台地等となって、日本海に断崖絶壁を落とす。

主に中新世の堆積岩と火山性岩石から成る山地は、大聖寺川と動橋川によって開削され、山側の江沼丘陵と海際の橋立丘陵の間に江沼平野を形成して日本海に注ぐ。沿岸には対馬海流が流れ、冬季には西寄りの強い季節風が吹き付ける。

このような環境の下、海岸部では橋立台地の断崖を境に、江沼平野と日本海とを隔てるように砂丘が発達し、なだらかな汀線を形成している。また、平野部には砂丘が河川を堰き止めて形成した湖沼や潟湖が、片野鴨池や柴山潟等として残る。

このように、加賀市の海岸部は、周辺の山間部や沿岸海域と合わせ、飛砂や堆砂により海岸砂丘が形成されやすい自然環境の特徴を良く示している。

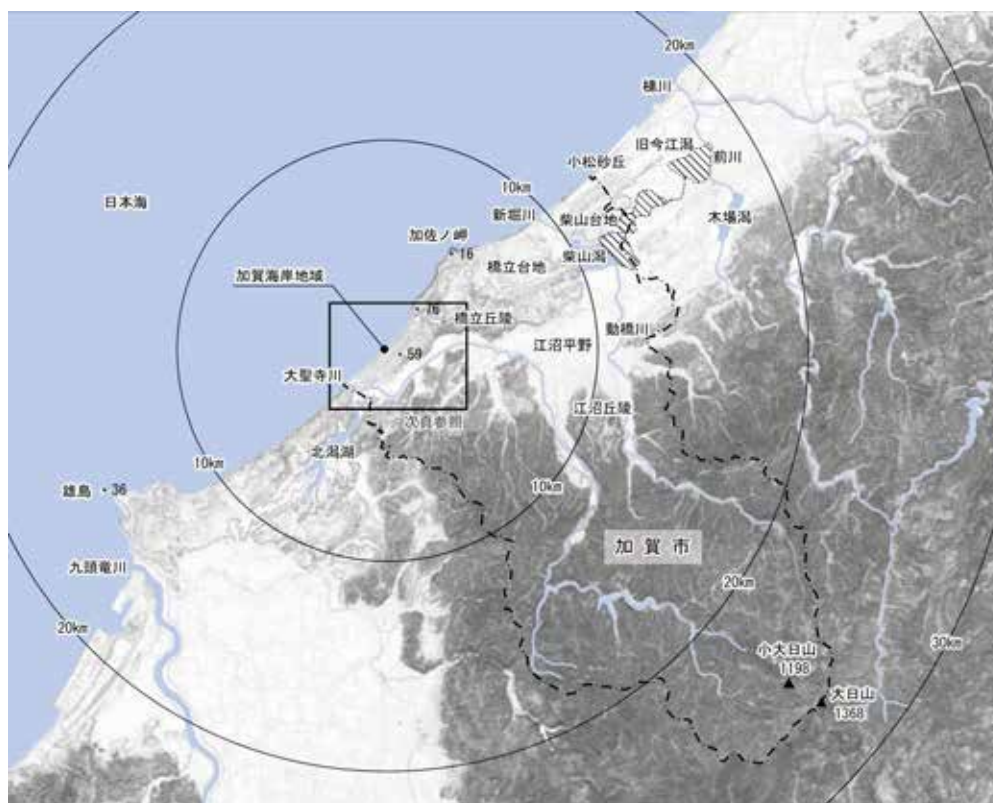


図2-1 加賀海岸地域及び周辺の地形

(2) 文化的景観の特徴

加賀海岸地域が面する海域には、大聖寺川河口の防潮堤以外の構造物は無く、南西から北東に向かって真っすぐに伸びる汀線には、安定的に砂が供給されている。汀線を成す砂浜に沿って高さ約15m規模の前丘が伸び、これを防風・防砂の堤として、その内陸側（南東側）にはクロマツを中心とする海岸砂防林が広大に広がる。この内陸側周縁には、大聖寺川河口部より順に塩屋町、大聖寺瀬越町（以下、「瀬越町」という）、大聖寺上木町（以下、「上木町」という）、大聖寺下福田町（以下、「下福田町」という）の集落が形成され、集落と国有林の間には民有林が帯を成し、集落と大聖寺川との間には水田が広がる。

このように、海浜部における砂浜及び前丘から内陸部に向かって、海岸砂防林、民有林、集落、水田、河川の順に並ぶ明確な配列が見られることが、加賀海岸地域の文化的景観の特徴の一つである。

一方、加賀海岸地域の北端部に位置する片野町は、橋立丘陵を風除けとしてその南裾部に集落と水田を形成している。この辺りの水田は、延宝6年（1678）の大聖寺藩の新田開発に端を発したもので、片野町の南部に広がっていた池沼の水を海に抜く水路を敷き、農期には水位を下げ耕作するとともに、池沼の水を用いて沿路の谷地を開墾したことに始まる。池の規模や形状は不明であるが、片野鴨池や盲ヶ池がその形跡を示すものと伝わる。水の利用が減る農閑期に水位が上昇し渡り鳥の越冬に適した環境となる片野鴨池では、ガン・カモ類の狩猟が行われるようになり、武士の鍛錬も兼ねて行われたとされる坂網猟が、伝統的な投網猟法として今に伝わる。

このように、自然地形を利用して強い季節風から集落を守り、池沼を利用して耕地を広げる営みの典型を示していることも、加賀海岸地域の文化的景観の特徴の一つである。

(3) 文化的景観の特徴の形成背景—飛砂・堆砂対策の歴史—

ア 古代・中世以前

加賀海岸地域には、「鹿島の森」と呼ばれる大聖寺川河口の陸繋島から縄文時代及び弥生時代の遺跡が発見されている。また、片野町の砂浜に突き出る岩塊付近からも縄文時代の遺跡が見つかっている。この辺りからは奈良時代の須恵器や土師器も出土しており、長者伝説が残ることから「長者屋敷跡」と呼ばれている。

平安時代中期編纂の『倭名類聚抄』に見られる加賀国江沼郡長江郷の比定地が瀬越町、上木町、下福田町周辺を含むこと、この頃には加賀国に白山信仰が広まり、江沼郡には白山五院及び白山三箇寺があったこと、また、古代の五畿七道の一つとして設けられた北陸道が、当地では中世前期頃まで海岸沿いを通っていたこと等から、加賀海岸地域には早くから人の定住や往来があったと推察される。大聖寺城や吉崎御坊とも離れていないことを考慮すれば、15世紀末頃より加賀で一向宗が盛んになり、一向一揆が激化する流れの影響下にあったとも察せられるが、集落の形成や近世までの発展の様子は詳らかではない。

イ 近世における造林

加賀海岸地域に防砂の取り組みが起こるのは、加賀藩第三代藩主・前田利常が、三男利治に7万石を分け、寛永16年（1639）に大聖寺藩が立藩された後である。

大聖寺藩では、前述のように延宝6年（1678）から片野大池の掘貫工事に着手している。また、明和3年（1766）には砂防垣を敷設して翌年から松苗の植栽を行っている。前者の背景として、史料からは、

当地に広がっていた森林が火災で焼失し、池が飛砂で埋まって5つに分離するとともに、海への出口が閉塞され水が滞留しがちになったことが窺えるが、森林火災と片野大池の地形的変化との関係についてはさらなる調査を要する。後者については、製塩用の燃料として森林を伐採したことで、裸地化が急激に進行した様子が窺える。なお、森林の樹種については、文献には「檜^{ひのき}」とあるが、加賀海岸地域にヒノキ林があった痕跡は現在のところ確認されていない。

明和3～4年（1766～1767）に植栽した松は、寛政2年（1790）の暴風に伴う飛砂で埋没したが、文化年間（1804～1818）以降、大聖寺藩では松奉行を置き、再び植え付けを行った。松苗の購入は、関係村の十村や有力農民等が藩の貸し付けを受けたり、或いは私財を投じたり、北前船主等の献金を受けたりするなどして行われ、砂防垣の設置や修理、松苗の植栽や補植には、近隣の村から人足が集められた。

ウ 近代・戦前における造林

明治4年（1871）の廃藩置県によって大聖寺藩は大聖寺県となり、同年のうちに金沢県の一部に、翌年には石川県の一部に組み入れられた。

明治6年（1873）の地租改正で大聖寺藩時代の松林の大部分は官林となったのち、国有林となり、明治30年（1897）に制定された森林法に基づき、保安林に指定された。保安林の範囲は明治37年に拡大され、周辺の民有林にも及ぶが、行政体制の変化や土地所有の変更によって管理が滞った松林は荒廃し、生活や農業への飛砂の影響が大きくなった。

明治44年（1911）、石川県知事の要請により、国の海岸砂防林造成事業が大聖寺小林区署（現石川森林管理署）によって着手された。飛砂や潮風害で困難を極める中、砂防垣を築いて砂の移動を止めながらクロマツを中心とする植栽が行われた。また、汀線に沿って前丘の築設が行われ、海浜植物を播植して表面を被覆した。事業が完了したのは大正13年（1924）である。14年に及ぶ歳月をかけて面積約290ha、延長約3km、幅約0.6kmの林帯が整備される中では、約290万本の新植と約207万本の補植が行われた。その後の管理においても、大正14年（1925）から昭和11年（1936）までの期間に約155万本が補植されている。



写真 2-1 植栽及び砂防垣の状況（大正7年）
資料：『砂濱国有林海岸砂防事業の概要』

客土には大聖寺川沿いの肥沃な土が用いられ、その運搬用の籠は藁縄で編まれた。砂防垣の簀簾には大聖寺川沿いのメダケが用いられ、簀にも藁が用いられた。そのため、藁を打ちこなして柔らかくする機械や、縄ない機が、家々に置かれていたとされる。

大正元年（1912）から昭和10年（1935）には、国有林事業と合わせ、江沼郡による民有林海岸砂防事業も実施された。

エ 戦後の海岸砂防林の管理

昭和22年（1947）、いわゆる林政統一により、農林省、宮内省、内務省所管の国有林が、農林省の所管となり、農林省山林局は外局に昇格して林野局に改称し、昭和24年（1949）には林野庁となった。

加賀海岸地域の海岸砂防林は、防風保安林及び保健保安林にも指定され、引き続き補植等による管理が行われてきた。昭和60年代（1985～）からは松くい虫被害や風雪害によるクロマツの枯損が広範囲に生じるようになったことから、薬剤地上散布や伐倒駆除等による被害蔓延防止の対策もとられている。

このように、当地域における飛砂・堆砂に対する取り組みは、自然環境への対応であるが、自然災害又は人為的な理由による海岸部の樹林の消滅と深く関係している。こうして300年以上に及ぶ艱難辛苦の末に根付き、維持されているのが、現在の海岸砂防林及びその前丘である。

（４）文化的景観の特徴の形成背景—集落の変遷—

現在の塩屋町、瀬越町、上木町、下福田町、片野町の前身にあたる塩屋村、瀬越村、上木村、下福田村、片野村は17世紀半ばにはすでに存在していたと考えられる。この他にも上木村の出村である中浜村があったことが知られるが、飛砂被害で廃村となって、村人は塩屋村や瀬越村等に移住した。また、上木村では、延享元年（1744）、安永3年（1774）、天明4年（1784）等、度々大きな飛砂被害に遭い、罹災者が移住をして本村から離れた上木出村が形成された。下福田村が海岸砂防林際の上岸及び犬ノ沢と、大聖寺川付近における自然堤防上の本村に分かれている理由は詳らかではない。



図 2-2 中浜村の表記
資料：『江沼郡一町一分見取り分間絵図』

大聖寺川右岸の河口部に位置する塩屋村と、この上流部に近接する瀬越村は、橋立丘陵北裾部の橋立村と共に、北前船の船主や船頭が多く住んでいた富裕な村として知られる。両村とも、川と海岸砂防林に挟まれる土地に集落を広げ、周囲は砂地で田畑となる土地は少なく、元は漁労が主たる生業であった様子が窺えるが、中には藩政以前から海運を営む家もあった。元禄 16 年（1703）に藩が掘切港として整備した塩屋港からは、藩米、加賀絹、九谷焼、山中塗等が積み出されており、両村からは近江商人が雇う荷所船の船主や船乗りとなるものが現れるようになった。18 世紀後半には、これらの中から北前船の船主として独立して蝦夷地交易に乗り出し、巨利を得る者が輩出され、その献金が大聖寺藩の財政を支えた。

上木村と下福田村は、農村集落として現在まで続く。北に断崖を背負い、浜に西面する片野村では、漁業や農業の他、古くは製塩も行っていた記録が残り、また、時代が降ると船乗りも住んでいたことが知られる。

近代に入り、電信の普及や汽船の発達等に伴い明治 30 年代（1897～1906）に北前船は終焉を迎えるが、塩屋村と瀬越村だけではなく、上木村、下福田村、片野村でも明治中期をピークに人口は減少に転じた。明治 22 年（1889）の町村施行時とその約 30 年後の大正 9 年（1920）を比較すると、塩屋村では 2,997 人が 2,025 人（約 32%減）、瀬越村では 1,322 人が 348 人（約 74%減）、上木村では 307 人が 229 人（約 25%減）、下福田村では 474 人が 413 人（約 13%減）、片野村では 369 人が 211 人（約 43%減）に減じ、特に瀬越村で離村率が高かったことが窺える。以後、塩屋村や瀬越村では漁家他、様々な職種の人々が混住する住宅地へと転じていった。

このように、加賀海岸地域においては、森林の焼失や伐採に伴い飛砂被害が深刻化する中で人口が移動し、集落の消滅や分散が生じた。大聖寺藩による飛砂対策を通じて海浜、松林、集落、耕地の土地利用区分が概ね定着した後は、時代を経る中で生業や産業、人口が変わっても、これが引き継がれてきた。前述（２）に述べた海浜、海岸砂防林、民有林、集落、水田及び河川の明確な配列は、300年以上の年月

を通じて安定した土地利用区分とも言えるものである。

（５）海岸砂防林と集落

明治 22 年（1889）の町村制施行で、塩屋村は単独で塩屋村、瀬越村は他の 1 村と共に瀬越村、上木村と下福田村は他の 7 村と共に福田村、片野村は他の 5 村と共に黒崎村となる。昭和期の合併で、黒崎村は橋立村（後に橋立町）となり、福田村及び瀬越村は大聖寺町となり、この 2 町が塩屋村他 6 町村と共に加賀市となるのは昭和 33 年（1958）である。さらに 2 度に渡る合併を経て、平成 17 年に現在の加賀市が誕生した。

加賀海岸地域に電気が普及するのは大正末期と早く、ガスは昭和 30 年代（1955～1964）からとなる。上水道は昭和 47 年（1972）から平成 6 年（1994）の間に順次整備されていった。大正期から昭和 20 年代半ばまでに生まれ、当地域で育った住民は、風呂焚き等の燃料とするコッサ（松の落葉）や薪を海岸砂防林に採りに行っていた経験を共有する。塩屋町や瀬越町では、戦後しばらくまでは揚げ浜塩田を設けて、或いは海水を釜で焚いて、塩を作っていた家もあり、コッサはその燃料にも用いられた。海岸砂防林からはきのこ（シモオコシ、ショウロ、シバタケ、マツタケ）や山栗、海岸沿いでは浜グミも採っていたとされる。

生活用水は井戸から得た。水質は場所によって良し悪しがあるが、総じて海岸砂防林となっている小丘の際は良いとされる。下福田町では湧き水を引き、組合を設けて管理していた。

このように、海岸砂防林は、防砂、防風のために造林されたものであるが、林が育つと周辺集落にきのこや木の実といった食糧や、コッサや薪といった煮炊きの燃料を提供すると共に、水源涵養機能をもって良質な水を供給してきた。このような里山的な機能は、ガスや水道の普及により弱くなっているが、近年では自然、保養、娯楽、文化といった側面から新たな役割を強めつつある。

海岸砂防林は、昭和 43 年（1968）には自然公園法に基づく越前加賀海岸国定公園に指定され、昭和 49 年（1974）には林野庁の自然休養林に設定された。林内の作業道は人々のウォーキングコースとしても利用され、昭和 53 年（1978）には石川県によってサイクリングロードも敷かれている。平成 29 年には、林野庁が整備する「レクリエーションの森」の中でも特に訪れてもらいたい所として、同庁の「日本美しいの森お薦め国有林」に選定された。

前丘には 24 種の海浜植物が確認されており、国内屈指のイソスミレの群生地となっている。イソスミレは環境省第 4 次レッドリストで絶滅危惧Ⅱ種に記載されると共に、石川県によって希少野生動植物に指定されている。

近接する片野鴨池も、昭和 44 年に石川県の天然記念物に指定された。石川県では、同年に坂網猟法とその用具についても、民俗文化財に指定している。片野鴨池は、平成 5 年にはユネスコのラムサール条約（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）に基づく登録湿地となった。池とその周辺には、鳥類のみならず、様々な哺乳類、両生類、爬虫類を見ることもできる。



写真 2-2 集落と後背地のクロマツ林
(大聖寺上木町付近)

2-2 文化的景観の価値及びその保存活用の基本的な考え方

(1) 価値

加賀海岸地域の文化的景観は、沿岸流や季節風によって飛砂や堆砂の影響を受け、海岸砂丘が形成されやすく、また砂丘の後背地に潟湖が発達しやすい北陸の日本海沿岸にあって、海岸砂防林の造林による集落の保護、及び湿地の開発と活用に係る近世以降の取り組みを伝えるものである。

(2) 価値を表わす景観

上述の文化的景観としての価値は、特に、以下の景観に良く表れている。

- ア 海浜、海岸砂防林、民有林・集落、水田・河川の配列構造が明確で、橋立丘陵や前丘から日本海、海浜、海岸砂防林が並んで延びる壮大な景観を俯瞰することができると共に、大聖寺川沿岸からは、水田の向こうに家並みと松林が重なる景観を眺めることができる。
- イ 堆砂が堰き止めた池沼に由来する片野鴨池は、水門の管理により農繁期は溜池となり、農閑期は周囲の水田に水を張って渡り鳥の越冬地となる仕組みを持つ。水を抜く隧道及び水路の敷設は、沿路の谷地に新たな耕地をもたらした。冬季には多数の渡り鳥が越冬のために飛来し、現在は鳥獣保護のため禁猟であるが、池周辺での坂網猟(県指定民俗文化財)による鴨猟は許されている。

(3) 保存活用のための基本的な考え方

前述アは、沿岸流や季節風によって海浜や前丘が維持され、海浜植物で覆われた前丘によって海岸砂防林が守られ、海岸砂防林によって集落や耕地が守られ、人が山や川を適切に保全することによって河川が山から海に砂を運ぶという連鎖の下に保たれるものである。前述イは、営農、自然、文化の関連性の下に受け継がれるものである。

しかし、300年以上の歳月の中で形成され、一定程度安定した状態にあるこのような連鎖や関連性は、少子高齢化や人口減少、第一次産業従事者の減少等により将来の持続が危ぶまれている。また、環境へ

の配慮を欠いた開発行為により、容易に損なわれるものでもある。それゆえ、時代に応じた改善を加えながら次世代に継承していくためには、加賀海岸地域の自然や歴史、生活・生業に関わる文化に対する理解を広げ、深めていくことが不可欠である。

そのためには、第一に、海浜、海岸砂防林、民有林、集落、水田、河川等の所有者や管理者等との連携協力を促進する体制の構築を図り、関連の法規や計画により、好ましい開発を誘導すると共に、文化的景観の特徴を表わす景観をより良く眺望できる場を整備する必要がある。また、文化的景観が健全に保たれていることを確認する指標（例：海浜植物、昆虫等）を定め、定期的にモニタリングを実施する必要がある。

第二に、文化的景観の価値や特徴の理解に欠かせない自然的、歴史的、文化的要素を適切に継承していく必要がある。例えば、原生的な自然や縄文時代の遺跡を残す鹿島の森（天然記念物）、集落の共通的特徴を示す八幡神社や井戸、各集落の歴史的な特徴を伝える神社や住宅、公共施設等の建築物や洗い場等の工作物、旧の地形の名残をなす池沼、海岸砂防林の造林作業を想起させる土地の起伏や海浜植物、集落と海岸砂防林との繋がりを示す道等である。また、構成要素等の調査研究により、十分に解明されていない歴史等を明らかにし、忘れられつつある記憶を記録し後世に伝える必要がある。

第三に、時代に応じた人と林との関わりを豊かに作り上げ、また、その関わりそのものが加賀海岸地域の魅力の一つとなるような取り組みの展開を図る必要がある。加賀海岸地域の文化的景観の中核を成す海岸砂防林は、近世においては大聖寺藩、近代以降は国（林野庁）が周辺住民の協力を得て築設したもので、その維持管理においてはコッサや薪の採取といった生活行為が大きな役割を果たしてきた。電気やガスの普及によって、コッサを燃料に使うことはなくなったが、きのこ採取や散策等を行う住民は、現在でも異変に最も敏感な林の守り人である。地域内外の加賀市民や市外からの来訪者が、加賀海岸地域の文化的景観の保全に興味を高めるような普及啓発活動を、関係機関との連携の下に、積極的に行う必要がある。

2-3 文化的景観の保存活用に関する基本方針

前述2-1及び2-2を踏まえ、以下の3つを文化的景観の保存活用の基本方針とする。

基本方針1 文化的景観の特徴を成す景観構造と土地利用を継承し、眺望の保全と共有を図る

以下のような取り組みにより、文化的景観の特徴を成す景観構造や土地利用を継承し、眺望の保全と共有を図る。

- 海浜や前丘に自然の営力により持続的に砂が供給される環境が保持されるよう、山、川、海、風の関連性を分かりやすく示し、これらに支障を及ぼすような大規模な土地の形状変更や構造物等の建設が行われることのないよう、理解と配慮を得る。
- 日本海から大聖寺川に向けて、海浜、前丘、海岸砂防林、民有林、集落、水田の順に配列している特徴的な土地利用を継承するため、関係する法規や計画、事業等を所管する加賀市関係部局や関係機関との連携協力を構築及び強化するとともに、アセスメントやモニタリング等により、適切な環境保全を図る。
- 文化的景観の特徴をよく示す眺望を鑑賞できる場所の整備や情報発信に努める。また、地元住民や市民団体等による関連の取り組みを支援し、協同を促進する。

基本方針2 文化的景観の価値や特徴を伝える諸要素を、現代に活かし、次世代に引き継ぐ

文化的景観の価値や特徴を伝える上で欠くことのできない要素を不足なく特定し、その特質を明らかにしながら、現代の生活に活かし、より良いかたちで将来に引き継ぐ。

- 重要な構成要素の所有者や管理者、市民団体等による適切な管理を推進し、修理・修景等を支援するとともに、必要な施設や環境の整備を実施する。
- 大学や研究機関等と連携し、構成要素等の調査研究により、十分に解明されていない歴史等を明らかにし、忘れ去られつつある記憶を記録し伝えていく。

基本方針3 文化的景観を伝えるため、地域に主体的に関わる人を育てる

上述の基本方針1及び基本方針2に即した取り組みについては、地域住民等との情報共有に勤めるとともに、協同や参加の枠組みを整える。また、以下のような取組みにより、文化的景観に主体的に関わる人を育て、その活動を支援する。

- 学校教育や生涯学習を通じ、地域の自然や文化に触れる機会を提供する。
- 保存及び活用に係る課題の認識を共有し、その解決について知恵を出し合う場を設ける。

総じて、文化的景観の保存及び活用に関する情報と経験が地元で蓄積される体制の充実を図る。

3. 文化的景観における土地利用の方針と重要な構成要素

3-1 文化的景観の構造

加賀海岸地域の文化的景観を以下の通り、「海浜区域」、「海岸砂防林区域」、「集落・民有林区域」、「水田・河川区域」の4つの景観単位に区分する。

- ① 海浜区域：主として沿岸海域、砂浜、前丘（ただし国有地を除く）からなる区域
- ② 海岸砂防林区域：主として国有地である海岸砂防林からなる区域（一部、国有地である前丘を含む）
- ③ 集落・民有林区域：主として集落とその後背に広がる民有林からなる区域
- ④ 水田・河川区域：主として水田及び大聖寺川からなる区域

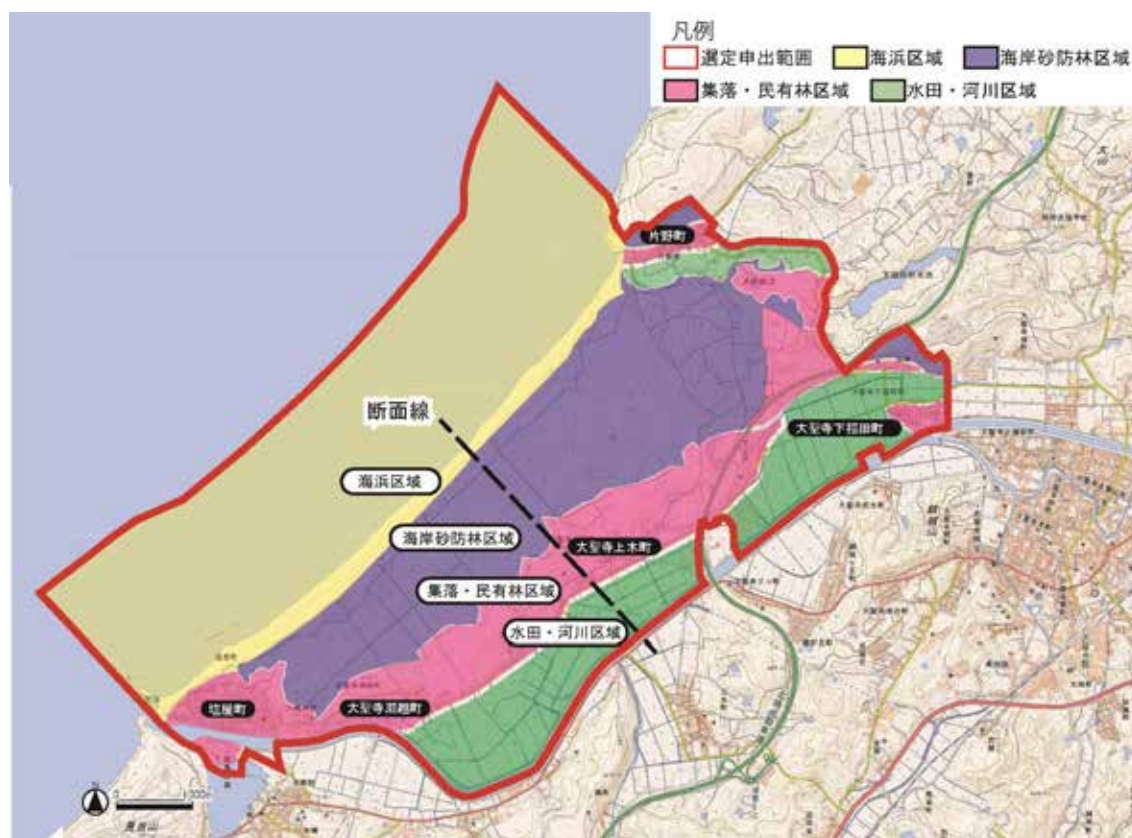


図3-1 加賀海岸地域の景観単位（平面構造）



図3-2 加賀海岸地域の景観単位のモデル（断面構造）

3-2 景観単位の特徴

各景観単位の特徴については、以下のとおりである。

(1) 海浜区域

海浜区域は、沿岸海域及び自然海岸、前丘からなり、沿岸海域は汀線から1kmの範囲である。南西端の大聖寺川河口から北東端の橋立丘陵南西裾部まで伸びる約4.5kmの自然海岸は、幅約20～30mの砂浜を成し、この内陸側（南東側）には幅120～130m及び高さ15m規模の前丘が砂浜と平行に伸びる。砂浜や前丘から見る海域には視線を遮る構造物は無く、水平線が見渡せる。

この一帯は、凝灰岩・砂岩・泥岩の上に軽石凝灰岩が重なり、次いで海岸砂丘堆積物が薄い層を成す地質となっている。片野町の浜では軽石凝灰岩が砂浜及び前丘の列を分断するように露頭し、波に浸食されて奇岩を成す。縄文時代と奈良時代の遺物が出土しており、長者伝説が残ることから、「長者屋敷跡」と呼ばれており、加賀市の名所の一つとなっている。

前丘は、海岸砂防林を飛砂から守るため、大正5年（1916）から造成に着手されたもので、当初は強い季節風により崩落が相次いだが、海浜植物の播植や敷藁、砂防垣の工夫等により、高さを増し、安定させることができたものである。現在は、表面をコウボウムギ、ハマニガナ、ネコノシタ、カワラヨモギ、ハマゴウ等の海浜植物が覆い、イソスミレ（環境省レッドリストにおける絶滅危惧Ⅱ種、石川県指定希少野生動植物種）等の絶滅危惧種を含む24種類（平成30年3月時点）が生育する全国屈指の海浜植物群落となっている。また、海岸線沿いの裸地にはイソコモリグモ等のクモ類の貴重種も見られ、豊かな自然環境をもたらしている。

平成9年に島根県の隠岐島沖でロシア船籍ナホトカ号が遭難し重油が流出した時には、加賀海岸一帯まで漂着し、市民をはじめ全国的なボランティア活動により除去作業が行われた。以来、「クリーン・ビーチ・かが」として砂浜の清掃活動が毎年行われている。長年の清掃活動の結果、砂浜の一部は歩くと砂が鳴く状態まで回復している。

近年では、市民団体が海浜植物やクモ類の観察会を開催しているほか、見回り活動など海岸の保護にも取り組んでいる。



写真 3-1 前丘を覆う海浜植物



写真 3-2 海岸線付近に位置する長者屋敷跡

(2) 海岸砂防林区域

海岸砂防林区域は、南西の海岸砂丘部から北東の丘陵部（標高は最高で約60m）にかけて伸びる、長さ4km及び幅1km規模の土地に築設された人工林である。面積は約337.5haで、クロマツを中心とする。全域が加賀海岸国有林である。

造成時に砂防垣に砂が堆積し形成された波状に起伏した微地形が残っていることは、本区域の大きな特徴である。また、造成当時周辺住民が作業員として使用した作業道（以下、「旧作業道」という）が、現在でも管理道や、周辺集落からのアクセス路、遊歩道等として用いられている点も、本区域の特徴である。

飛砂防止を果たす防風保安林であるが、近隣住民が煮炊きの燃料とする松の落ち葉（コッサ）や落枝を集めたり、ショウロ、シモオコシ、シバタケ等の食用きのこを採る里山としての役割も果たしてきた。昭和後期以降、電気やガスを用いた生活器機の普及に伴い、里山的機能は失われつつあるものの、景勝地、保養林等としての位置づけが高められてきた。

加賀海岸国有林は、昭和43年（1968）には自然公園法に基づき「越前加賀海岸国定公園」に指定された。また、林野庁では、昭和49年（1974）にこの森林を「自然休養林」に設定し、一般に開放している。平成29年には自然休養林等のレクリエーションの森の中でも特に訪れてもらいたい所として「日本美しい森お薦め国有林」に選定している。

国有林の利用の変化は、森林管理のあり方の見直しをもたらしている。加賀市では、昭和58年（1983）に加賀海岸自然休養林の中にきのこ保護区域を設定し、「きのこ券」を販売して、その収入を自然休養林の清掃活動や看板設置等の費用とする取り組みを行っている。石川県では健康増進を目的に、林野庁の許可を得てサイクリングロードを設置している。

昭和60年代頃からは、松くい虫被害や風雪害によるクロマツの枯損が目立つようになり、林野庁による薬剤地上散布や伐倒駆除等による松林の造成や回復の取り組みと合わせ、抵抗性マツの植林活動への参加や小学生対象の森林教室の開催等を通じた環境教育も、市民団体や林野庁等により行われている。



写真3-3 加賀海岸国有林



写真3-4 国有林内の旧作業道

(3) 集落・民有林区域

加賀海岸国有林の内陸側周縁には、大聖寺川河口部から上流部に向かって順に塩屋町、大聖寺瀬越町、大聖寺上木町、大聖寺下福田町の集落が並ぶ。また、加賀海岸国有林の北方、橋立丘陵の南裾部には片野町の集落が形成されている。以下、これらの集落をそれぞれ塩屋地区、瀬越地区、上木地区、下福田地区、片野地区と呼ぶ。

これらの集落は、近世初期には形成されていたと考えられるもので、概して塩屋地区及び瀬越地区は漁村から船主集落を経て一般市街地へと展開し、上木地区及び下福田地区は農村集落として発展し、片野地区には半農半漁を基盤として時代に応じた色々な職種が見られる。

塩屋地区、瀬越地区、上木地区、下福田地区の各地区と加賀海岸国有林の間には民有林が広がり、国有林同様に里山的に利用されてきた。また、片野地区と南東部、下福田町との間には片野鴨池とその捕鴨猟区が広がる。

大正期から戦前・戦中の生まれとする住民の聞き取りからは、かつてはヨシを用いた草葺き屋根の家が見られ、川に面する塩屋地区や瀬越地区、西端が砂浜に面する片野地区では、風除け、雪除けとなる板塀や葦の間垣を敷地に廻したり、砂除けとなるエンドメ（縁止め）を縁側に取り付けたり、竹や葦の簾で畑地を囲っていた光景が見られたとされるが、現在は、敷地や畑地に防風、防砂の囲障を廻らす事例はそれほど見られず、木造二階建てで棧瓦葺きとする住宅を中心に、木質感の高い住環境が形成されている。どの地区にも村社であった八幡神社等、地区の歴史を伝える社寺が残る。境内の石造物及び墓地の墓石の中には、歴史を伝える重要な史料となるものが含まれる。また、良質な生活用水を得るための井戸が残り、加賀海岸防砂林の水源涵養機能を伝える。

以下では、地区ごとの特徴を記す。

■塩屋地区

加賀市西南端、大聖寺川河口部右岸に位置する東西約800m及び南北約400m規模の集落である。大聖寺川は海に注ぐ手前で、左岸に広がる北潟湖（福井県あわら市）からの水が流入する。この合流地点には「鹿島の森」と呼ばれる陸繋島が形成される。塩屋地区は、南部を大聖寺川に接してこの島を南に眺め、北西部は砂浜を介して日本海に面し、北東部は海岸砂防林と接する三角形の形状をしている。

明治期頃までは、川に平行する2本の東西路と、これらから川に下る南北路を中心に家屋が集まっていたが、時代が降る中で集落域が北に向かって伸び、国有林際まで拡大した。

河口部の塩屋港は江戸時代初期に大聖寺藩の外港として整備された歴史を持つもので、北前船の時代には西野小左衛門、西野小右衛門、浜中八三郎、亀田吉右衛門等が北前船主として活躍した。

集落北東部の最も高い位置には、海岸砂防林を背に八幡神社が建ち、境内には前述の北前船主等の名前が刻まれた石造物や、船乗りが力自慢に持ち上げた力石が残る。集落中央部には西栄寺（真宗大谷派）が境内を開く。明治5年（1872）に学制が發布された際には、その翌年に西栄寺の堂内を借りて塩屋小学校在開かれた。八幡神社、西栄寺共に、前述2本の東西路のうち、北寄りのものから参道を伸ばす。塩屋港付近、集落西端部には金比羅神社が西面して建つ。金比羅神社は、当地の漁師達によって建てられた小さな祠が始まりとされ、2度の遷座を経て、昭和55年に現在地に移された。

大聖寺川に浮かぶ鹿島の森は、標高30m及び周囲600m規模の小島が陸繋がりになったもので、頂部に

は鹿島神社が祀られている。古代には天台宗の霊場とされ、藩政期には島全体が萬宝院の境内となって道場が置かれ、樹木の伐採が行われなかったこともあって、島には、この地域の原生的な植生が良く残り、国の天然記念物となっている。



写真 3-5 鹿島の森と塩屋地区の集落
(柳井清治氏提供)



写真 3-6 塩屋大橋から見る鹿島の森と塩屋港

■瀬越地区

瀬越地区は、大聖寺川右岸、塩屋地区に近接して東西約700m及び南北約200m規模の集落を形成する。集落は、大聖寺川に南面し、北方の加賀海岸国有林との間には民有林が設けられ、集落から民有林、国有林を抜けて前丘に至る直線状の旧作業道が市道となって残る。集落ではかつて松林の生育状況から、民有林を「大松（おおまつ）」、国有林を「小松（こまつ）」と呼んでいた。

集落の西端には村社である白山神社が、北端には徳音寺（真宗大谷派）が境内を開く。明治5年（1872）に学制が頒布された際には、その翌年に徳音寺堂内を借りて学校が開かれ、明治10年より竹の浦小学校と呼ばれるようになった。集落東端には、昭和5年に当地の旧北前船主等の寄付によって新築された校舎が残り、現在は「竹の浦館」として地域の交流に使われている。

瀬越地区は市内橋立地区と共に、大正5年の雑誌『生活』（博文堂）に「日本一の富豪村」と紹介される程、卓越した北前船主を多く輩出した集落で、近世後期から近代にかけては住民の多くが海運業に携わっていた。大聖寺川に面して建つ大家邸や、河岸の船着場跡、白山神社の石造物等にその名残を見ることができる。

瀬越地区は、県道三木・塩屋線が集落北側にバイパス状に通されたことから、近世からの道路構成が良く踏襲され、東西南北に置かれる前述の社寺や施設等と共に、集落の歴史を良く伝えている。

北潟から続く湖水越しに見る瀬越地区及び周辺の風景は、古くから絶佳として知られ、「竹の浦」と呼ばれていた。そのため、西行法師、明智光俊（光春）、野々口立圃、樫田北岸、松任の千代尼等、多くの文人墨客が訪れ、関連の歌碑等も建てられている。



写真 3-7 瀬越地区の集落と後背のクロマツ林



写真 3-8 竹の浦館（旧 瀬越小学校）

■上木地区

上木地区は、古くから稲作を中心とする農業を営んできた集落である。標高 30～50mの丘陵が成す急傾斜の南東裾に沿って細長く集落を形成し、本村と出村に分かれている。

本村の南西端、丘陵の中腹には村社である菅原神社が祀られ、東端にはかつて「大池」と呼ばれていた池の名残と伝わる盲ヶ池がある。出村は本村の南西方向に位置し、江戸時代に飛砂被害を避けるため本村の住民が移住して形成された集落である。県道三木・塩屋線は、集落の南東端を区画するように通されているため、集落内には近世からの道路構成が良く残されている。

概して、集落背後の急傾斜の山林は民有林、反対側の海岸に降る緩傾斜は加賀海岸国有林となっており、本村からも、出村からも、民有林、国有林を通り前丘・砂浜に至る直線状の旧作業道が市道として残る。

集落内には、井戸、洗い場、石仏、地藏、巨木等、集落の歴史を伝える石造物や自然物等が継承されており、ランドマークともなっている。また、海岸林が供給する湧水を灌漑用水として使い続けてきたことを示すため池が残る。



写真 3-9 上木地区の出村集落
集落の背後にクロマツ林が見える



写真 3-10 市道として残る旧作業道

■下福田地区

下福田地区も、古くから稲作を中心とする農業を営んできた集落である。上木地区の北東方向に位置し、丘陵と大聖寺川に挟まれる東西約 1500m、南北約 800mの範囲に、犬ノ沢、山岸、本村の 3つに分かれて集落を形成する。犬ノ沢と山岸は、上木地区と同様に、丘陵の急斜面の裾部に沿って家屋を並べ、犬の沢は西に、その北東方向にある山岸は北に斜面を背負う。山岸の南方に位置する本村は、大聖寺川沿いの自然堤防上に家屋をまとめる。

犬ノ沢はその南西端、山岸はその西端に八幡神社を祀り、八幡神社の参道を兼ねる道に沿って家屋が並ぶ集落構成を良く示す。本村はその南西端中央部に八幡神社を祀り、周囲の水田が圃場整備される中で、旧の地形を想起させる道路構成及び水路を残している。



写真 3-11 下福田地区の本村集落
大聖寺川そばに形成されている



写真 3-12 犬ノ沢集落と後背の森林



写真 3-13 山岸集落と後背の森林

■片野地区

片野地区は、加賀海岸国有林の北方に位置する。海に突き出す標高約 79m の丘が成す南麓急傾斜の裾部に沿って集落を長く形成し、西端は砂浜に面する。家並みの南部にも入り組んだ丘陵が迫っているため谷間を開拓しながら水田を広げている。農業用水として片野鴨池から流れる水路を利用しており、集落の南側を流れる水路沿いには洗い場が設けられている。

集落南部の丘陵中腹には八幡神社が境内を開く。

集落南東部には片野鴨池とその周辺に捕鴨猟区が広がっている。片野鴨池は堆砂により水位が上昇した池が開発された結果形成された池と周辺の水田より構成されており、渡り鳥の越冬地である。捕鴨猟区では、冬季に伝統猟法「坂網猟」が営まれており、海岸砂防林や民有林内に仮設された足場から Y 字状の網を投げ上げガン・カモ類を狩猟している。



写真 3-14 片野地区の集落
集落の背後に落葉樹の樹林が見える



写真 3-15 片野鴨池
左手奥は国有林

(4) 水田・河川区域

標高 1,368mの大日山を水源地とする大聖寺川は、近代まで地域の主要な交通路であった。大聖寺藩による堀切港の整備以降は、北前船に代表される海運と河川交通の結節点として塩屋地区や瀬越地区が栄えた。北前船の根拠地として栄えた瀬越地区には船主屋敷跡付近の大聖寺川の護岸に水運に用いた船着き場が残っている。

藩政時代、橋の架設は藩の許可が必要であったため、対岸に所用のある時は、渡し舟で往来していた。明治維新により、橋の架設規制が廃止され、明治4年(1871)に初めて木造大橋が塩屋村に架設された。その後、昭和10年(1935)に初代大橋より約50m上流に新大橋が完成した。現在は平成6年(1994)に架設された三代目の塩屋大橋である。

大聖寺川の橋や堤防からは、低湿地である水田を眼下にして点在する集落を眺望できるとともに、背後に広がる海岸林との関係を感じることができる。



写真 3-16 瀬越地区の船着き場跡



写真 3-17 旧塩屋大橋跡地



写真 3-18 広がる水田

3-3 土地利用の方針

前述で分類した景観単位ごとに土地利用の方針を以下に定め、所有者等と加賀市の協力により、文化的景観の適切な保存管理に努めるものとする。

○海浜区域における方針

【基本的な考え方】

海浜区域を構成する沿岸海域は、越前加賀海岸国定公園の海域公園地区又は普通地域として、また、海浜及び前丘については、同国定公園の特別地域として行為規制を行うとともに、公園計画に基づきながら、保護とその利用の増進を図る区域である。

【文化的景観からの取り組み】

沿岸流や季節風、海浜や前丘、前丘を被覆する海浜植物、海岸砂防林、集落や耕地等は、それぞれ連鎖的に影響を及ぼし合っている。また、海岸砂防林や片野鴨池と、地域の生活や生業、歴史や文化は相互に影響を及ぼし合っている。このような関係性を地域住民のみならず、国定公園関係者、開発行為を行う事業者や海水浴や保養、観光のための来訪者等にわかりやすく伝え、総合的な視点から環境に対する影響を評価することの重要性に理解を促す。また、そのための仕組みや体制を整える。

来訪者の増加に伴う海浜植物への過度の踏圧、ごみ問題等、不特定多数の行為者による影響の事前予測に努め、関係者との協力の下に必要な対策を行う。

○海岸砂防林区域における方針

【基本的な考え方】

海岸砂防林区域は全域が国有林であり、保安林かつ自然休養林に指定されている。

【文化的景観からの取り組み】

当該森林に残る地形の起伏や作業道跡は、近代海岸林造成技術を伝える貴重な要素であることから、これが魅力として来訪者に伝わるよう、海岸砂防林の保安やレクリエーション利用等を増進するための事業において損なわれることのないよう、普及啓発に努め、その保全に理解と協力を働きかける。

時代の流れと共に里山的な利用が薄れ、クロマツが中心である森林の将来的な樹勢の維持に課題が生じていることから、防災機能や、健康福祉や観光への利用、生物多様性の維持、新たな文化創出等、多面的な視点から人と森とのかかわりを捉え、その利益を享受し、森林としての土地利用の持続を図れるよう、地域住民や林政関係者等との協力関係の構築と強化に努める。

○集落・民有林区域における方針

【基本的な考え方】

集落の後背を成す民有林は、国有林と共に、飛砂を防止し、里山的機能を果たしてきた。また、民有林は、概して丘陵状の地形における集落側斜面を占めるため、この適切な維持は、景観上や防災上も重要である。

集落においては、加賀市景観計画における「景観形成地域」であり、景観上に大きな影響を与える行為については届出制による景観誘導の対象となっているが、地域の特性の継承や創出においては、事業者の理解と配慮に委ねられているところも多分にある。

建築行為の規制・誘導は、集落と民有林との関係性、集落の歴史を伝える鎮守社の位置や社叢、地

形に即して整えられてきた道等、歴史や文化に根付く集落の特徴と合わせて効果を発揮するものである。したがって、宅地開発や建築行為のみならず、道路や法面保護等、公共団体が実施する事業においても十分な配慮を要する。

【文化的景観からの取り組み】

何れの開発行為・建築行為においても、その企画や計画の着手段階から十分な理解と配慮が得られるよう、文化的景観の価値や特性に関する普及啓発及び制度の周知に努めるとともに、林政や農政、自然保護や景観行政等の関係部課との連絡調整体制を整える。また、集落にもたらされる大規模な現状変更行為については、利便性、経済性、安全性等に加え、歴史性や文化性、自然環境への影響等についても考慮されるよう、住民や有識者の意見を反映できる体制の構築と充実を図る。

併せて、文化的景観の価値や特性の理解の向上に繋がる修理や修景事業を、事業者支援も含めて図るとともに、民有林や里道、旧作業道等の良好な維持管理の持続に要する方策の検討と実施に努める。

○水田・河川区域の方針

【基本的な考え方】

大聖寺川沿岸からの農地、集落、民有林、海岸砂防林が重なる眺望の維持を図る。

【文化的景観からの取り組み】

農政との協力の下、農業の振興を図り、農地の維持に繋げる。その際、大聖寺川の沿岸に主要な眺望点を設け、それらの眺望点からの景観について重点的な整備等を実施し、文化的景観の魅力増進が一定規模の来訪者の確保、ひいては農林水産物の利用拡大に繋がるような分野間の連会や相乗効果の創出を図る。

3-4 重要な構成要素

(1) 重要な構成要素の特定

加賀海岸地域の景観単位ごとに、これを構成する特徴的な土地の形質や形状、建築物、工作物、自然物等を整理し（表 3-1 及び図 3-4 参照）、これらの中から、(ア) 海岸砂防植林事業の歴史と技術を現代に伝えるもの、(イ) 海岸砂防林と当地の生活や生業との繋がりを示すもの、(ウ) 集落の歴史や文化を伝えるもの、(エ) その他加賀海岸地域の文化的景観を理解するうえで欠かせないものを、所有者や権限に基づく占有者の同意を得て「重要な構成要素」として特定し（表 3-2 及び図 3-5 参照）、その継承を図る。

表 3-1 構成要素一覧

景観単位	構成要素
海浜区域	海面（日本海） 海浜（自然海岸、前丘、長者屋敷 等）
海岸砂防林区域	海岸林（国有林） 海浜（前丘）
集落・民有林区域	海岸林（民有林） 公共建造物（竹の浦館 等） 社寺（鹿島神社、西栄寺 等） 社叢（鹿島の森） 井戸（塩屋、上木 等） 洗い場（上木、片野 等） 池沼等（片野鴨池、上木出村ため池 等） 民家・商家（北前船主屋敷跡 等） 墓地 石造物（地蔵、記念碑、句碑 等） 樹木（巨木、庭木 等） 道路（県道、旧作業道を含む市道） 港湾（塩屋港）
水田・河川区域	船着き場（瀬越） 河川（大聖寺川、橋、堤防） 耕作地（水田、畦道、農道、水路）

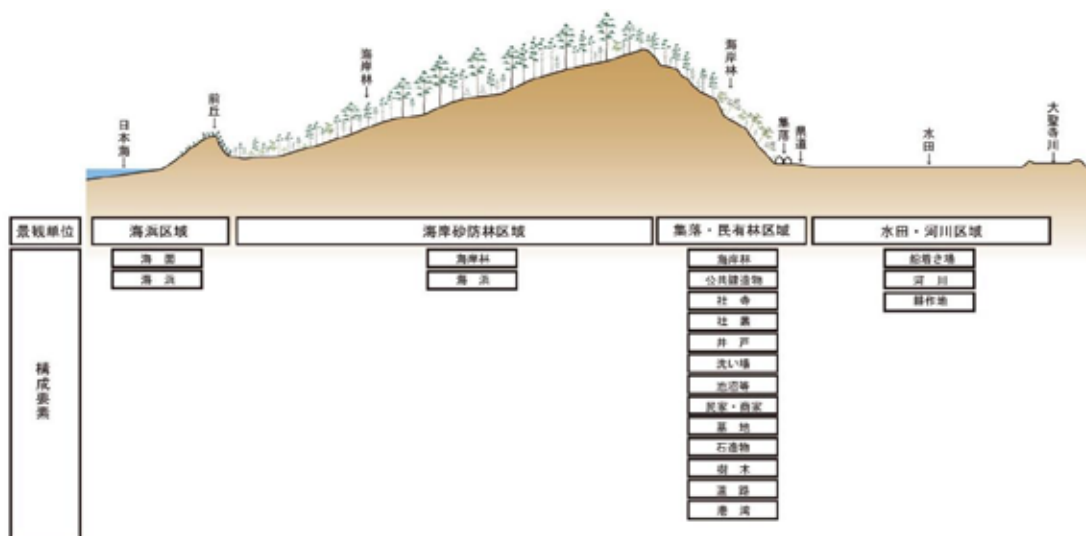


図 3-4 景観単位における構成要素の配置（モデル）

表 3-2 重要な構成要素一覧

景観単位	番号	種類	名称	所有者	管理者	指定等	
海浜区域	海 1	海 浜	前丘	国	石川県 (海岸管理者)	国定公園 (第 2 種特別地域)	
海岸砂防 林区域	林 1	海岸砂 防林	加賀海岸国有林	国	国	国定公園 (第 2 種特別地域)、 保安林、自然休養林	
集落・民有林区域	塩屋地区	塩 1	社 叢	鹿島の森	石川県 加賀市 村社八幡社	加賀市 塩屋町	国定公園 (特別保護地区)、 国指定天然記念物
		塩 2	神 社	鹿島神社	村社八幡社	塩屋町	国定公園 (特別保護地区)
		塩 3	神 社	八幡神社 (塩屋)	八幡社	塩屋町	
		塩 4	神 社	金比羅神社	法人	個人	
		塩 5	井 戸	井戸 (塩屋地区 会館、西栄寺)	加賀市 西栄寺	加賀市 西栄寺	
	瀬越地区	瀬 1	道 路	市道 A-185 号線 (旧作業道・瀬 越)	加賀市	加賀市	国定公園 (第 3 種特別地区)、 保安林
		瀬 2	公共建 造物	竹の浦館 (旧瀬 越小学校)	加賀市	加賀市	
		瀬 3	神 社	白山神社	白山神社	大聖寺瀬越町	
	上木地区	上 1	道 路	市道 A-174 号線 (旧作業道・上 木出村)	加賀市	加賀市	国定公園 (第 3 種特別地区)、 保安林
		上 2	道 路	市道 A-173 号線 (旧作業道・上 木本村)	加賀市	加賀市	国定公園 (第 3 種特別地区)、 保安林
		上 3	池沼等	ため池 (上木出 村)	大聖寺上木町	上木町生産組合	
		上 4	神 社	上木菅原神社	上木菅原神社	大聖寺上木町	
		上 5	洗い場	洗い場 (上木出 村 1・2・3、上木 本村)	三木町 大聖寺上木町	三木町生産組合 上木町生産組合	
		上 6	井 戸	井戸 (上木本村)	個人	個人	
	下福田地区	福 1	神 社	八幡神社 (本村)	八幡神社	大聖寺下福田町	
		福 2	神 社	八幡神社 (犬ノ 沢)	八幡神社	大聖寺下福田町	
		福 3	神 社	八幡神社 (山岸)	個人共有	大聖寺下福田町	
	片野地区	片 1	神 社	八幡神社 (片野)	八幡神社	片野町	
		片 2	洗い場	洗い場 (片野 1・ 2・3)	片野町	片野町生産組合	
片 3		池沼等	片野鳴池	個人等	片野町生産組合	国定公園 (第 1 種特別地域)、 県指定天然記念物、鳥獣保護区 特別地区、国指定鳥獣保護区、 ラムサール条約登録湿地	
水田・ 河川区域	瀬越地区	川 1	河 川	船着き場 (瀬越 1・2)	石川県 (河川管理者)	加賀市 (河川占用者)	

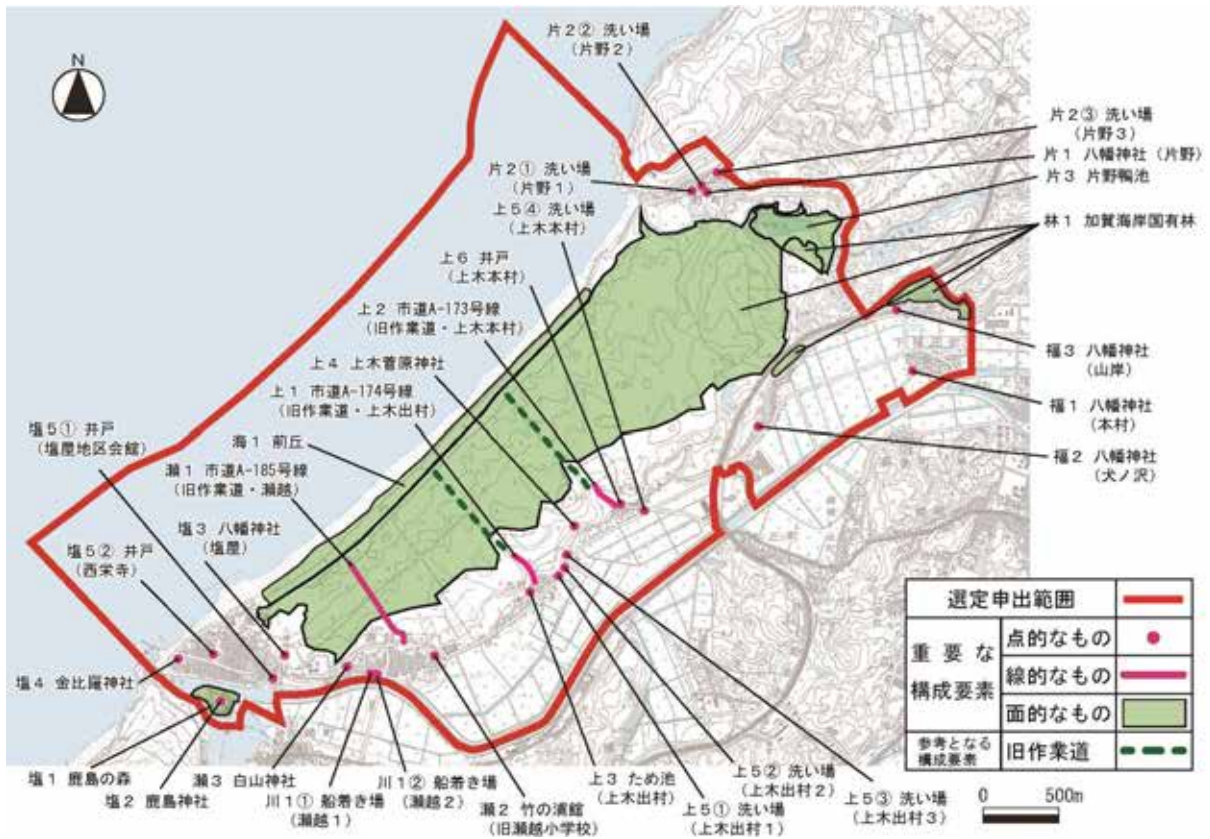



図3-5 重要な構成要素の位置

(2) 重要な構成要素の個票

■海浜区域

番 号	海 1
名 称	前丘
種 類	海浜
件数・面積等	22 ha
所 在 地	大聖寺瀬越町・大聖寺上木町・片野町地内
所 有 者	国
管 理 者	石川県 (海岸管理者)
概要及び特徴	<p>日本海に面する海岸線に沿って内陸方向約 100m前後の地点で標高約 15m、延長約 3km に連なった砂丘状の起伏が前丘である。明治 44 年 (1911) からはじまった国の海岸砂防植栽事業の第二次計画による砂防垣の設置事業と併行して、防風効果を高めるために海岸側に築設された。海からの強い季節風による浸食が激しかったが、浸食箇所の補修を行うとともに、測量により得られた知見をもとに築設方法を改良した結果。地形が安定した。激しい砂の移動が抑止され海浜植物の生育に適した環境になったことから、かつて草木がほとんど生えていなかった砂丘表面には現在環境省レッドリスト絶滅危惧Ⅱ類に指定されているイソスミレなど多種多様な海浜植物が生育するとともに、イソコモリグモなどの小動物が生息している。</p> <p>前丘により砂の移動を安定化し、クロマツ植栽地の保護を図るという近代の海岸砂防林造成技術を現代に伝えるとともに、安定化した生育環境がもたらす貴重な海浜植物や小動物が生育する砂草地としても価値がある。</p>
保存の方針および現状変更等の取扱い	<p>砂の激しい移動を抑える機能及び海浜植物や小動物が安定して生育できる環境を維持することを保存の方針とする。</p> <p>所有者及び管理者又は権原に基づく占有者が行う管理行為については、き損及び現状変更について届出又は通知の対象行為とはならない。</p>
写 真	 <p>前丘を覆う海浜植物</p> <p>イソスミレの群落</p>

位置図



前丘の範囲（着色部分）

■海岸砂防林区域

番 号	林1
名 称	加賀海岸国有林
種 類	海岸砂防林
件数・面積等	337.49 ha
所 在 地	加賀海岸国有林 77 林班、83 林班、84 林班、85 林班、86 林班、87 林班
所 有 者	国（林野庁）
管 理 者	国（林野庁）
概要及び特徴	<p>延長約4km及び幅約1km規模の海岸林である。飛砂被害の深刻化により、大聖寺藩が18世紀半ばから松苗の植栽を行ったことを端緒とする。藩政期に築造された林地の大部分は国有地として引き継がれたが、明治維新の社会の変革の中で管理が及ばず荒廃したことから、石川県知事の要請に基づき、明治44年（1911）から大正13年（1924）にかけて国が国有林海岸砂防事業として築造したものが原形となる。</p> <p>14年に及ぶ造林事業は、飛砂や潮風害で困難を極め、碁盤の目状に砂防垣を築いて砂の移動を止めながらクロマツを中心とする植栽が行われた。約290ha、延長約3km及び幅約0.6km規模の林帯が整備される中では、新植や補植を合わせ、約500万本が植えられている。その後も、補植が繰り返され、面積を広げながら、雄大な松林として根付いて今に至る。</p> <p>造成にあたっては、近隣の村人が多く雇用された。客土には大聖寺川沿いの肥沃な土が用いられ、その運搬用の籠は藁縄で編まれた。砂防垣の簀簾には大聖寺川沿いのメダケが用いられ、簀にも藁が用いられた。そのため、藁を打ちこなしで柔らかくする機械や、縄ない機が、家々に置かれていたとされる。</p> <p>森林の成長とともに、近隣住民が煮炊きの燃料とする松の落葉（コッサ）や薪を集めたり、食用きのこ等を採る里山としての役割も果たしてきた。昭和43年（1968）には自然公園法に基づき「越前加賀海岸国定公園」に指定された。また、林野庁では、昭和49年（1974）にこの森林を自然休養林にすると共に、平成29年（2017）には特に訪れてもらいたいレクリエーションの森の一つとして「日本美しい森 お薦め国有林」に選定している。</p> <p>海岸砂防林造成時に砂が砂防垣にせき止められた結果できた、波状に起伏した微地形が残っていることが、特徴の一つである。また、造成当時の作業道が、現在でも管理道や、周辺集落からのアクセス路、遊歩道等として用いられている。</p>
保存の方針および現状変更等の取扱い	<p>海岸砂防林築造時の砂防垣の跡を留める波上の地形の起伏を改変することのないよう、かつ、位置図に示す旧作業道については、その位置や線形を失わないよう配慮することを保存の方針とする。</p> <p>所有者又は権原に基づく占有者が行う国有林及び国有林内の公共施設の管理経営行為については、き損及び滅失並びに現状変更について届出又は通知の対象行為とはならない。</p>

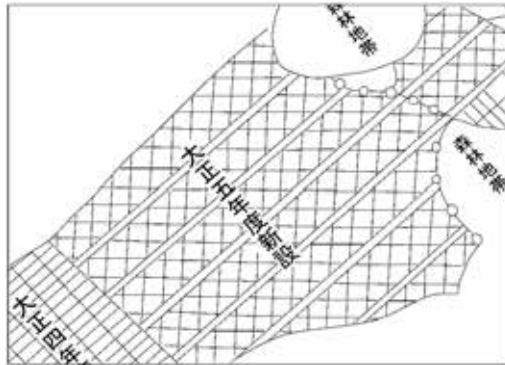
写真



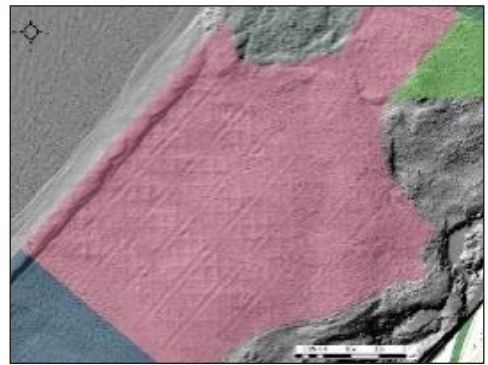
加賀海岸国有林（海岸付近）



加賀海岸国有林（内陸部）



砂防植栽事業の砂防垣築設図（一部整形）



地形データより見える砂防垣痕



起伏として現れる砂防垣痕

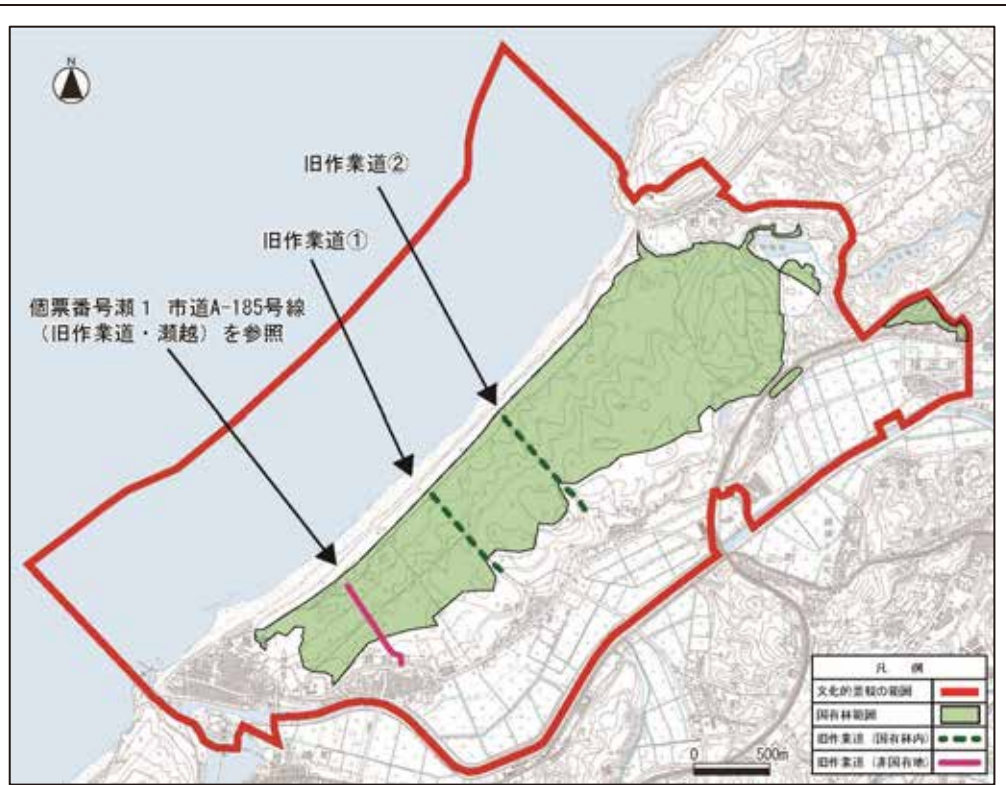


遊歩道として利用される旧作業道①



遊歩道として利用される旧作業道②

位置図



全体図

■集落・民有林区域

本稿では、塩屋地区、瀬越地区、上木地区、下福田地区及び片野地区の5地区について、各地区ごとに、地区の概要説明および地区内の重要な構成要素の説明を行う。

【塩屋地区】

○地区の概要

本地区は、加賀市の西南端、大聖寺川河口に位置し、加賀海岸地域の主要5地区の中で最も規模の大きな集落である。北東側にクロマツが繁茂する海岸林が広がり、海岸林を背に八幡神社が鎮座する。地区の南側を流れる大聖寺川を挟み陸続きの小島となっている鹿島の森（国指定天然記念物）があり、敷地内には鹿島神社が鎮座する。集落内には、海岸林に貯留した雨水等を使用した井戸が多数分布しており、貴重な水源として生活を支えている。漁村として発展してきた経緯を持ち、塩屋港近くには漁師が建てた金比羅神社が鎮座し、かつての生業を現在に伝えている。

○古地図（明治32年：旧版地図）

海岸砂防事業を実施する前の明治32年（1899）の旧版地図によると、大聖寺川と並走する2本の道路とともに、道路と直角に北寄りに向かって数本の道路が伸びる道路網により町の骨格が形成されている。




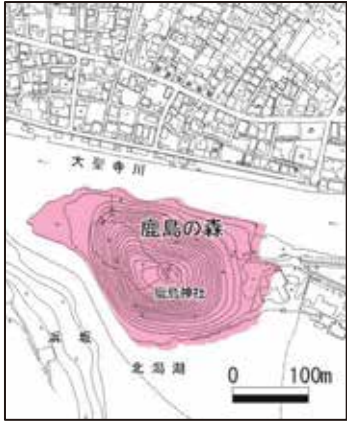
河口は狭く、集落付近の川幅は広く「堀切湾」と記載されている。集落の北寄りには、樹林の記号がなく砂丘地となっている。

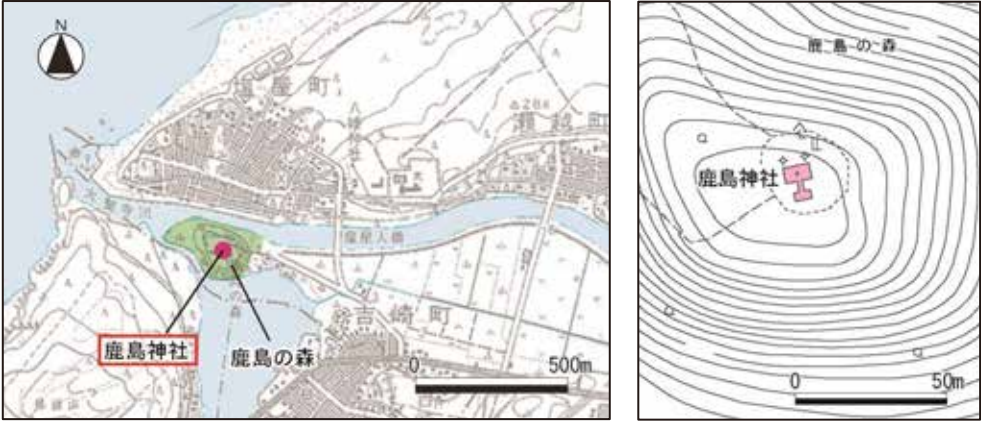


○重要な構成要素

- ・社 叢…鹿島の森
- ・神 社…鹿島神社、八幡神社、金比羅神社
- ・井戸等…井戸（2基）



番 号	塩 1
名 称	鹿島の森
種 類	社叢
件数・面積等	11, 254. 64 m ²
所 在 地	塩屋町へ 1 番ほか 22 筆
所 有 者	石川県、加賀市、村社八幡社
管 理 者	加賀市、塩屋町
概要及び特徴	<p>加賀海岸地域の南西端で大聖寺川の河口部に位置する陸続きの小島である。標高 30 m、外周 600m程度、面積は約 3 haである。越前国と加賀国の国境にある位置的な重要性和、潟内に佇む島の容姿から神聖視されたことにより、スダジイやタブノキ等の原生林に近い照葉樹林が残されており、国の天然記念物に指定されている。照葉樹林内にはアカテガニ等の陸生ガニが生息しており、自然学習などで市民に親しまれている。鹿島神社の社叢林としても塩屋町の住民に親しまれている。</p> <p>加賀海岸地域において現生に近い状態を保っており、集落との関わりも深いため、文化的景観において自然・歴史の両面で重要な価値を持つ。</p>
保存の方針および現状変更等の取扱い	<p>原生に近い照葉樹林やアカテガニ等の生息環境の維持を保存の方針とする。</p> <p>国定公園の特別保護地区や国指定天然記念物としての保存に資する行為についてはき損又は現状変更の届出又は通知の対象とはならない。</p>
写 真	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>塩屋港岸壁から見る鹿島の森</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>生息するアカテガニ</p> </div> </div>
位 置 図	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>集落内の位置図</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>詳細図</p> </div> </div>

番 号	塩 2
名 称	鹿島神社
種 類	神社
件数・面積等	733 m ²
所 在 地	塩屋町へ10番1
所 有 者	村社八幡社
管 理 者	塩屋町
概要及び特徴	<p>塩屋地区の南側を流れる大聖寺川の河口部を挟んだ陸続きの小島となっている鹿島の森の中央部に位置している。御祭神は武甕槌命<small>たけみかづちのみこと</small>、創立年代は詳らかでない。かつて、島の頂上には天台宗の霊場があった。それを大聖寺藩祖前田利治が法華宗の道場に改め、更に、七面大明神を勧請して、鹿島明神を兼ねて僧侶が管理を行っていた。明治40年(1907)、一村一社制により、鹿島明神の社殿も取り壊され、八幡神社に合祀した。その後、昭和5年(1930)に社殿が再建され、現在に至る。</p> <p>塩屋の集落と鹿島の森との関係を知るうえで重要である。</p>
保存の方針および現状変更等の取扱い	<p>調査や資料等に基づき社叢及び社殿の特徴を把握し、これを損なわない修理や修景を図る。歴史を知る手掛かりとなる石造物については、極力保存し、保存が困難な状況にある時にはその位置、規模、形状、材質、使用、刻銘等を記録する。</p>
写 真	 <p>鹿島神社本殿</p>
位 置 図	 <p>集落内の位置</p> <p>詳細図</p>

番 号	塩 3
名 称	八幡神社 (塩屋)
種 類	神社
件数・面積等	4,882 m ²
所 在 地	塩屋町イ 1 番 1
所 有 者	八幡社
管 理 者	塩屋町
概要及び特徴	<p>塩屋地区の北東部に位置し、クロマツ林の海岸林を背にして建立されている。御祭神は応神天皇・武甕槌命<small>たけみかづちのみこと</small>・大物主神<small>おおものぬしのかみ</small>、言代主命<small>ことしろぬしのみこと</small>、創立年代は詳らかでない。明治 39 年、神饌幣帛共進神社に指定され村社に昇格した。明治 40 年 (1907)、一村一社制により、鹿島神社、金比羅神社を合祀した。社殿腐朽荒廃のため大正 15 年 (1926) に社殿が再建されるが、昭和 23 年 (1948) の福井大地震により、御神殿及び拝殿も倒壊。昭和 33 年 (1958) に再建し、現在に至る。その後、新市道整備により、神社参道を横切ることから、平成 6 年 (1995) に八幡参道橋 (陸橋) が架橋された。春と秋の年 2 回祭りがあり、鹿島神社・金比羅神社と三社合同の祭礼となっている。</p> <p>塩屋地区において集落の中核を担ってきた神社であり、集落の歴史を知るうえで重要である。</p>
保存の方針および現状変更等の取扱い	<p>調査や資料等に基づき社叢及び社殿の特徴を把握し、これを損なわない修理や修景を図る。歴史を知る手掛かりとなる石造物については、極力保存し、保存が困難な状況にある時にはその位置、規模、形状、材質、使用、刻銘等を記録する。</p>
写 真	 <p>参道から見る本殿</p>
位 置 図	 <p>集落内の位置</p> <p>本殿の位置</p>

番 号	塩 4
名 称	金比羅神社
種 類	神社
件数・面積等	773 m ²
所 在 地	塩屋町ホ 12 番 1
所 有 者	法人
管 理 者	個人
概要及び特徴	<p>塩屋地区の西側の海岸付近に位置し、御祭神は^{おおものぬしのかみ}大物主神・崇徳天皇、創立年代は不詳。本地区の主な生業であった漁業に携わる人々が建立した神社である。明治 40 年（1907）、一村一社制となり、鹿島神社とともに八幡神社に合祀された。当初は小さな祠であったが、昭和 55 年（1980）に、現在地に社殿が移転新築された。かつては、3 月 10 日と 10 月 10 日の 2 回のお祭りがあったが、近年漁業関係者の減少と高齢化により、平成 7 年より鹿島神社・八幡神社の秋祭りと同日、三社合同の祭礼となっている。</p> <p>かつて大聖寺藩随一の漁港として栄えていた塩屋地区と漁業との深い関係を示す重要な建物である。</p>
保存の方針および現状変更等の取扱い	調査や資料等に基づき社叢及び社殿の特徴を把握し、これを損なわない修理や修景を図る。歴史を知る手掛かりとなる石造物については、極力保存し、保存が困難な状況にある時にはその位置、規模、形状、材質、使用、刻銘等を記録する。
写 真	 <p>金比羅神社本殿</p> <p>漁業に関する石碑</p>
位 置 図	 <p>集落内の位置</p> <p>本殿の位置</p>

番 号	塩5
名 称	井戸（塩屋地区会館）、井戸（西栄寺）
種 類	井戸
件数・面積等	2基
所 在 地	塩屋町イ 29 番 1（塩屋地区会館）、塩屋町ハ 104 番 1（西栄寺）
所 有 者	加賀市（塩屋地区会館）、西栄寺（西栄寺）
管 理 者	加賀市（塩屋地区会館）、西栄寺（西栄寺）
概要及び特徴	<p>塩屋地区の寺院や公的施設をはじめ、各戸の敷地にも多数分布している。井戸の水源としては海岸林に浸み込み貯留した雨水等とも、大聖寺川の伏流水であるとも言われている。夏場でも絶えない集落の重要な水源であり、井戸の設置には北前船主が関わったとされる。</p> <p>海岸林との集落との関係性や、生活の移り変わりを伝えるものとして重要である。</p>
保存の方針および現状変更等の取扱い	<p>必要な修理や修景を施し、災害時の水源等、井戸としての機能を役立てながら継承する。周辺の敷石等で井戸と一体をなすものについては、合わせてその維持を図る。</p>
写 真	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>塩屋地区会館敷地内にある井戸</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>西栄寺境内にある井戸</p> </div> </div>
位 置 図	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>井戸（塩屋地区会館）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>井戸（西栄寺）</p> </div> </div>

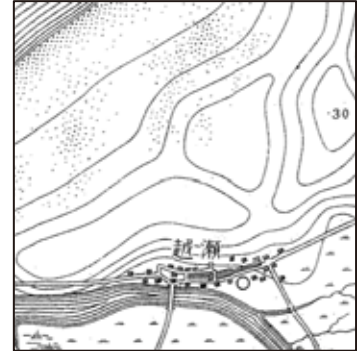
【瀬越地区】

○地区の概要

本地区は、加賀市の西端に位置し、大聖寺川河口付近の右岸にある。かつては北前船交易で栄えたが、現在は加賀海岸地域主要5地区で最も人口が少ない。北側にはクロマツの海岸林が広がっており、集落から海岸をつなぐ**旧作業道**が市道として残る。集落内には、旧北前船主らの寄付によって建てられた旧瀬越小学校（現 **竹の浦館**）や船主屋敷跡が残っており、北前船交易によって栄えた船主集落の面影を残す。船主屋敷跡近くの大聖寺川沿いには河川交易で使用されていた石積みの**船着き場**が残っている。西端には**白山神社**が鎮座し、奉納品や石造物等から集落の歴史を伝える。

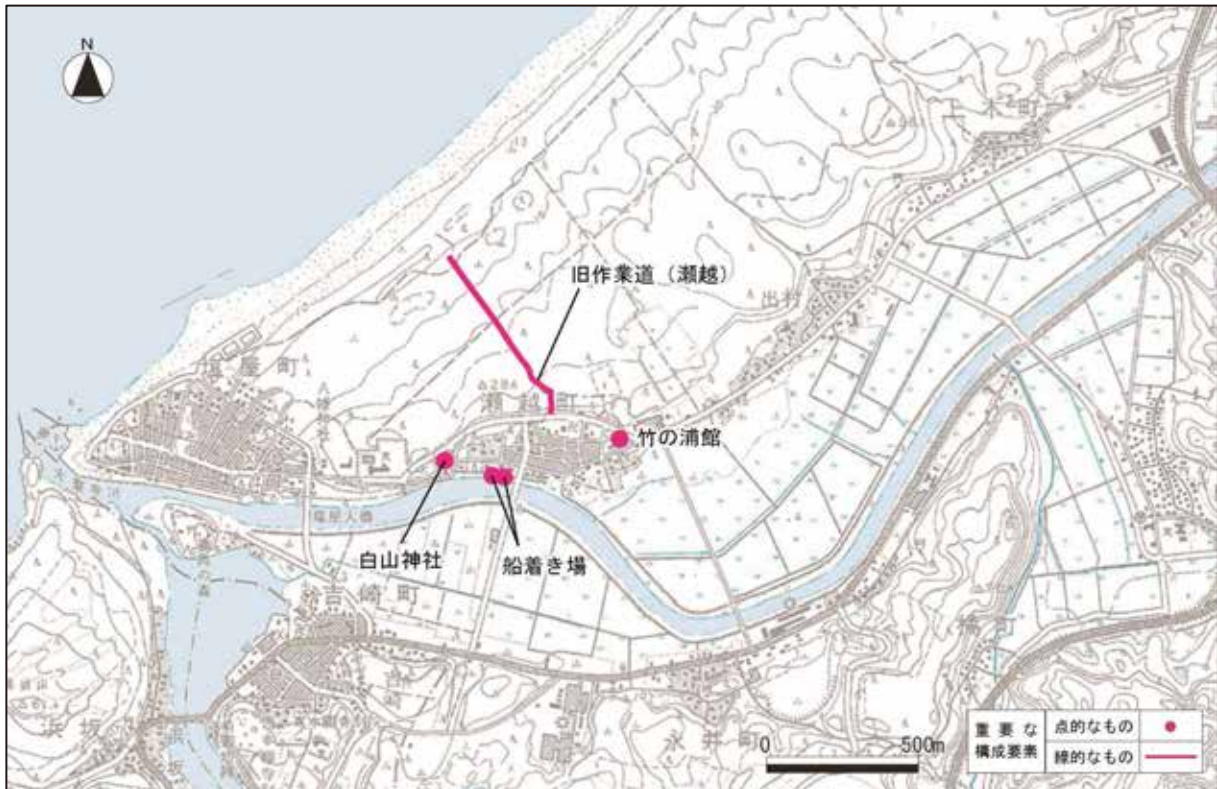
○古地図（明治32年：旧版地図）

海岸砂防事業を実施する前の明治32年（1899）の旧版地図によると、大聖寺川と並走する1本の道路とともに、集落を囲むように口の字形の道路によって骨格が形成されている。川をわたる橋が1本架けられている。集落の北寄りから海岸の範囲は、樹林の記号がなく砂丘地となっている。



○地区内の重要な構成要素

- ・道路…市道（旧作業道）（1か所）
 - ・公共建造物…竹の浦館
 - ・神社…白山神社
- （水田・河川区域 …船着き場（2か所））



番 号	瀬 1
名 称	市道 A-185 号線 (旧作業道・瀬越)
種 類	道路
件数・面積等	延長 630m、幅員 2.8m
所 在 地	大聖寺瀬越町地内
所 有 者	加賀市
管 理 者	加賀市
概要及び特徴	<p>加賀海岸国有林の西寄りに位置し、瀬越の集落と海岸を連絡している道である。明治 44 年 (1911) に国の海岸砂防林植栽事業の植栽作業の際に、作業員として雇われた周辺住民が苗木の生育用の客土を運ぶ作業道であった。植栽事業後は、海岸林と集落をつなぐ道として使用され、現在市道となっている。また、国有林が自然休養林に指定された後は集落から国有林への入り口として散策やきのこ採取の際に利用されている。</p> <p>海岸砂防林植栽事業の痕跡として重要であるとともに、現在の集落と海岸林の関係を占めるものとして重要である。</p>
保存の方針および現状変更等の取扱い	<p>道としての利用が途絶えることのないよう、森林と人との関わりの持続に努める。現状の維持を基本とし、整備を施す必要がある場合には、経路や線形を踏襲し、作業によって踏み固められた道としての雰囲気踏襲に努め、周囲の林木に負荷をかけない仕様とする。</p>
写 真	 <p>国有林内を通る旧作業道</p> <p>集落から見る旧作業道</p>
位 置 図	 <p>集落内の位置</p> <p>詳細図</p>

番 号	瀬 2
名 称	竹の浦館 (旧瀬越小学校)
種 類	公共建造物
件数・面積等	1,597.6 m ²
所 在 地	大聖寺瀬越町イ 19 番 1
所 有 者	加賀市
管 理 者	加賀市
概要及び特徴	<p>瀬越地区の東側の玄関口に位置する昭和初期の木造建築物である。旧北前船主らの寄付により昭和5年(1930)に瀬越小学校の校舎が建造された。生徒数の減少により廃校となり、市内の生徒たちの宿泊研修施設「青年の家」として利用され、平成14年(2002)より地域活性化と文化交流の拠点として「竹の浦館」として再生されている。地域教育の場としても用いられており、コッサ(マツの落葉)を燃料として利用した「コッサめし」の体験などが行われている。</p> <p>かつての瀬越地区の面影を留める建物であるとともに、まちづくりや地域学習の中核となる建築物として重要である。</p>
保存の方針および現状変更等の取扱い	<p>外観の維持を基本方針とするほか、構造や内装においても、歴史や地域の特性を伝える部分や部位については、その継承に努める。困障や記念碑等、旧校舎と併せて継承する必要があるものについては、その特徴を明らかにし、必要な修理や整備を施す。</p>
写 真	 <p>正面から見る竹の浦館</p> <p>コッサ炊き教室の様子</p>
位 置 図	 <p>集落内の位置</p> <p>詳細図</p>

番 号	瀬 3
名 称	白山神社
種 類	神社
件数・面積等	6,986.68 m ²
所 在 地	大聖寺瀬越町貳四 1 番
所 有 者	白山神社
管 理 者	大聖寺瀬越町
概要及び特徴	<p>瀬越地区の西端に位置し、御祭神は菊理姫神・伊邪那岐神・伊邪那美神、創立年代は詳らかでない。明治 39 年、神饌幣帛料供進神社に指定された。江戸時代から明治時代にかけて続いた北前船の航海安全を祈願して奉納された「船絵馬」が拝殿に数多く掲げられている。当時は、2 月に神輿を担ぐ村祭りがあり、これを終えて 3 月に北前船の船頭たちは家族たちに見守られながら出立していった。現在は、4 年に 1 回閏年に行われている。</p> <p>瀬越地区が河川交通や海運で栄えていた痕跡を多く残している重要な建造物である。</p>
保存の方針および現状変更等の取扱い	<p>調査や資料等に基づき社叢や社殿の特徴を把握し、これを損なわない修理や修景を図る。歴史を知る手掛かりとなる石造物については、極力保存し、保存が困難な状況にある時にはその位置、規模、材質、仕様、刻銘等を記録する。</p>
写 真	<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">境内入口から見る白山神社 奉納された船絵馬</p>
位 置 図	<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">集落内の位置 本殿の位置</p>

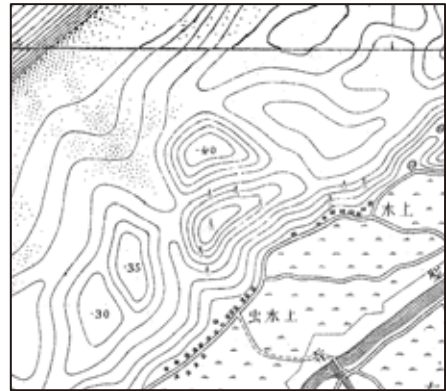
【上木地区】

○地区の概要

本地区は、大聖寺川河口から約4km上流に位置する。加賀海岸地域の中心にあり、海岸砂防林植栽事業において多くの住民が参加した地区である。北側はクロマツを主とする海岸砂防林に接し、南側は水田が広がっている。本村と出村があり、両村のほぼ中間に上木菅原神社が鎮座している。明治初期の地図に記載されたため池（出村）が今も水を湛えており、本村東端の民有林内には民話の題材となっている盲ヶ池がある。集落内の土地区画は明治初期とほぼ同じであり、集落から海岸林、海岸へと続く旧作業道や里道が残り、集落内には井戸、洗い場、石仏、地藏、巨木等の特徴的な添景物がみられる。

○古地図（明治32年：旧版地図）



海岸砂防事業を実施する前の明治32年（1899）の旧版地図によると、集落を結ぶ道路が南寄りに走っている。大聖寺川に向かう道路が3本ある。本村と出村の中間地点の北寄りに針葉樹の樹林が表記され、標高が40m前後の小山となっている。但し、集落の北寄り背後から海岸までは砂丘となっている。






○地区内の重要な構成要素

- ・道 路…市道（旧作業道）2か所
- ・池沼等…ため池（上木出村）
- ・神 社…上木菅原神社
- ・洗い場…4か所
- ・井 戸…1か所







番 号	上1
名 称	市道 A-174 号線 (旧作業道・上木出村)
種 類	道路
件数・面積等	延長 100m、幅員 2.5m
所 在 地	大聖寺上木町地内
所 有 者	加賀市
管 理 者	加賀市
概要及び特徴	<p>上木地区出村の中央部北寄りに位置し、加賀海岸国有林と集落を連絡している道である。明治 44 年 (1911) に国の海岸砂防林植栽事業の植栽作業の際に、苗木の生育用の客土を運ぶ作業道であった。植栽事業においては上木地区の住民が数多く作業員として参加した。植栽事業後は、海岸林と集落をつなぐ道となり、市道として利用されている。国定公園並びに自然休養林指定後は、国有林や海岸に通じる遊歩道として散策やきのこ採取に利用されている。</p> <p>近代の海岸砂防林事業に住民が携わった歴史の痕跡であるとともに、海岸林と集落の密接な関係を物語る史跡として重要である。</p>
保存の方針および現状変更等の取扱い	<p>道としての利用が途絶えることのないよう、森林と人との関わりの持続に努める。現状の維持を基本とし、整備を施す必要がある場合には、経路や線形を踏襲し、作業によって踏み固められた道としての雰囲気や踏襲に努め、周囲の林木に負荷をかけない仕様とする。</p>
写 真	 <p>集落側から見る旧作業道</p>
位 置 図	 <p>集落との位置関係</p> <p>詳細図</p>

番 号	上2
名 称	市道 A-173 号線 (旧作業道・上木本村)
種 類	道路
件数・面積等	延長 230m、幅員 4.0m
所 在 地	大聖寺上木町地内
所 有 者	加賀市
管 理 者	加賀市
概要及び特徴	<p>上木地区本村の中央部北寄りに位置し、加賀海岸国有林と集落を連絡している道である。明治 44 年 (1911) に国の海岸砂防林植栽事業の植栽作業の際に、苗木の生育用の客土を運ぶ作業道であった。植栽事業には多くの上木地区の住民が作業員として参加しており、作業道は作業員の取りまとめに携わった有力者の家の近くを通っている。現在は竹や雑木が道路際に繁茂し利用は少ないものの、人が通れる道が海岸林までつながっている。</p> <p>近代の海岸砂防林事業に住民が携わった歴史の痕跡であるとともに、海岸林と集落の密接な関係を物語る史跡として重要である。</p>
保存の方針および現状変更等の取扱い	<p>道としての利用が途絶えることのないよう、森林と人との関わりの持続に努める。現状の維持を基本とし、整備を施す必要がある場合には、経路や線形を踏襲し、作業によって踏み固められた道としての雰囲気や踏襲に努め、周囲の林木に負荷をかけない仕様とする。</p>
写 真	 <p>集落側から見る旧作業道</p>
位 置 図	 <p>集落との位置関係</p> <p>詳細図</p>

番 号	上3
名 称	ため池（上木出村）
種 類	池沼等
件数・面積等	1,090 m ²
所 在 地	大聖寺上木町後田 83 番
所 有 者	大聖寺上木町
管 理 者	上木町生産組合
概要及び特徴	<p>上木地区出村の中央部に位置し、海岸林を水源とするため池である。明治中期に作成された上木の「土地台帳附属地図」に本池が記載されており、現在も同じ位置にあり、100年以上も集落の形態が継承されてきたことを示している。集落後背にある海岸林を水源としており、夏場でも水が絶えることはないため、現在でも農業用水として活用されている。</p> <p>海岸林によって集落の位置や形態が保たれていることを示す場所であるとともに、海岸林が生活にもたらす恵みとして捉えることができる。</p>
保存の方針および現状変更等の取扱い	農業用水の貯水機能を保ちつつ、通常視認できる部分については、現状の雰囲気を踏襲し、周囲と調和した仕様により維持を図る。
写 真	 <p>現在も使用されているため池</p>
位 置 図	 <p>集落内の位置</p> <p>詳細図</p>

番 号	上 4
名 称	上木菅原神社
種 類	神社
件数・面積等	1,414 m ²
所 在 地	上木町治郎助山 2 番
所 有 者	上木菅原神社
管 理 者	大聖寺上木町
概要及び特徴	<p>上木地区本村の西端に位置し、菅原道真を祀る氏子神社である。創立年代は詳らかでない。大正 5 年に村社上木神社、村社菅原神社を合併移転し、村社上木菅原社と改称。同年 2 月に現在地に鎮座移転する。大正 9 年に神饌幣帛料供進神社に指定される。住民によると、かつては上木町出村にも神社があったという。</p> <p>江戸時代においては飛砂被害によって集落の一部移動を余儀なくされていた上木地区であるが、海岸砂防植栽事業によって形成された海岸林に守られ明治時代とほぼ変わらない位置で存続している。海岸林を背に境内が階段状になっている本神社は、上木地区の歴史を知るうえで重要である。</p>
保存の方針および現状変更等の取扱い	<p>調査や資料等に基づき社叢や社殿の特徴を把握し、これを損なわない修理や修景を図る。歴史を知る手掛かりとなる石造物については、極力保存し、保存が困難な状況にある時にはその位置、規模、材質、仕様、刻銘等を記録する。</p>
写 真	 <p>境内入口から見る上木菅原神社</p>
位 置 図	 <p>集落内の位置</p> <p>本殿の位置</p>

番 号	上5
名 称	洗い場（上木出村1・2・3、上木本村）
種 類	洗い場
件数・面積等	4基
所 在 地	三木町地内、大聖寺上木町地内
所 有 者	三木町（上木出村1・2・3）、大聖寺上木町（上木本村）
管 理 者	三木町生産組合（上木出村1・2・3）、上木町生産組合（上木出村）
概要及び特徴	<p>上木地区の本村集落で使われていた共同の水場であり、道路から水面に下りる階段及び足場によって構成される。使用する水は、海岸林を水源とする農業用水を兼ねている。上水道の整備により生活での利用は少なくなっているが、現在でも農作物の洗浄等に一部用いられている。上木本村の洗い場は上木の住民が管理を行っている。上木出村の洗い場は水路の慣行水利権を持つ三木町の住民も利用しており、水路の管理についても主に三木町の住民が行っている。</p> <p>海岸林と集落の密接な関係を伝える場所として重要である。</p>
保存の方針および現状変更等の取扱い	<p>現状維持を基本方針とし、必要に応じて資料や類例等を参考に修景を施す。時代に応じた使い方ができるよう、周辺整備や安全上の処置を施す場合には、洗い場としての特徴を損ねることのない、周辺と調和した仕様とする。</p>
写 真	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>上木出村1</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>上木出村2</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>上木出村3</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>上木本村</p> </div> </div>

位置図



洗い場 (上木出村1～3)



洗い場 (上木本村)

番 号	上6
名 称	井戸（上木本村）
種 類	井戸
件数・面積等	1基
所 在 地	大聖寺上木町本村 18 番 1
所 有 者	個人
管 理 者	個人
概要及び特徴	<p>上木地区本村中央部の道端に位置する井戸。地下水の源は海岸林に浸み込み貯留した雨水等であると考えられ、夏場でも絶えない集落の重要な水源として生活に用いられていた。現在は、上水道の整備により日常生活での利用は少なくなっているものの、一部の住民は利用しており、また、災害時の貴重な水源でもある。</p> <p>明治時代からほぼ変わらない位置で営まれている生活の痕跡であるとともに、海岸林と集落の密接な関係を現わす工作物である。</p>
保存の方針および現状変更等の取扱い	<p>必要な修理や修景を施し、災害時の水源等、井戸としての機能を役立てながら継承する。周辺の敷石等で井戸と一体をなすものについては、合わせてその維持を図る。</p>
写 真	 <p>個人敷地内にある井戸</p>
位 置 図	 <p>集落内の位置</p> <p>詳細図</p>

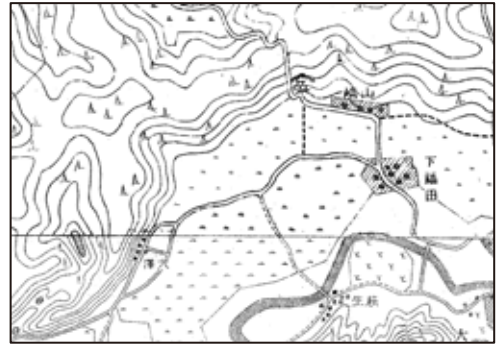
【下福田地区の重要な構成要素】

○地区の概要

本地区は、大聖寺川河口から直線距離で約5km上流の右岸に位置する。地区内には本村、犬ノ沢、山岸の3集落が点在しており、それぞれに八幡神社が鎮座している。本村集落は大聖寺川の自然堤防上にあり、犬ノ沢集落の西側及び山岸集落の北側は海岸林から延びる急斜面に接している、3集落に囲まれた区域及び大聖寺川沿いに平坦な水田が広がっている。

○古地図（明治32年：旧版地図）

海岸砂防事業を実施する前の明治32年（1899）の旧版地図によると、主に2本の道路で3つの集落が結ばれている。本村（地図は下福田）の南側に大聖寺川に架かる2本の橋が表記されている。山岸（地図は山崎）の北側から犬ノ沢（地図は犬澤）の西部にかけて針葉樹の樹林が表記されている。



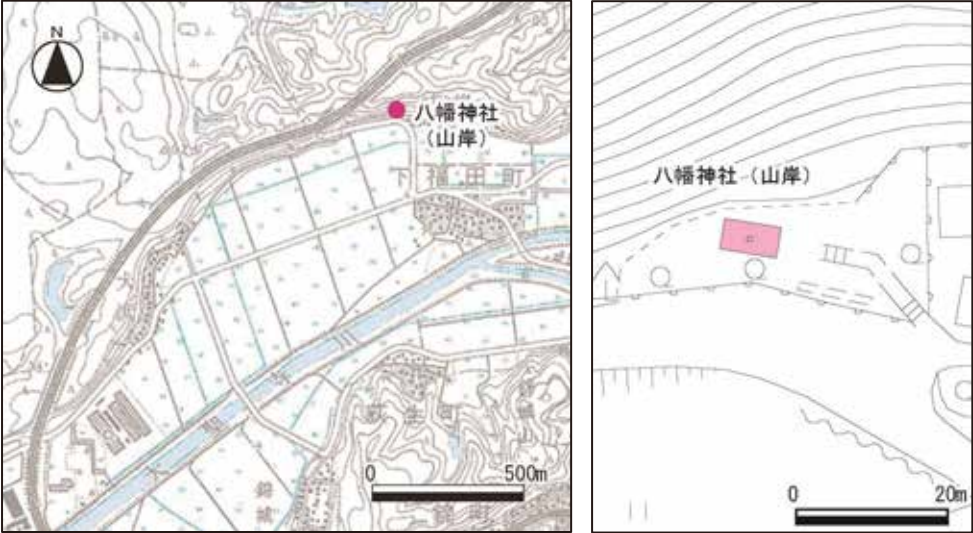
○地区内の重要な構成要素

- ・神社…八幡神社（3か所）



番 号	福 1
名 称	八幡神社 (本村)
種 類	神社
件数・面積等	5,034.00 m ²
所 在 地	大聖寺下福田町ヌ 21 番、22 番 2、参 23 番 3、参 23 番 4、24 番
所 有 者	八幡神社
管 理 者	大聖寺下福田町
概要及び特徴	<p>大聖寺下福田町に三つある神社の一つ。下福田地区本村の南西側に位置し、応神天皇を祀る氏子神社である。創立年代は詳らかでない。</p> <p>下福田地区のうち大聖寺川の自然堤防に由来する微高地上にある本村集落にあって、本八幡神社は自然堤防を背に本殿拝殿が建っている。本神社は、本村集落が大聖寺川と深い関わりにあることを示している。</p> <p>明治時代とほぼ変わらない集落位置で、人々の暮らしが続いていたことを現在に伝える建築物である。</p>
保存の方針および現状変更等の取扱い	<p>調査や資料等に基づき社叢や社殿の特徴を把握し、これを損なわない修理や修景を図る。歴史を知る手掛かりとなる石造物については、極力保存し、保存が困難な状況にある時にはその位置、規模、材質、仕様、刻銘等を記録する。</p>
写 真	 <p>八幡神社 (本村) の本殿</p>
位 置 図	 <p>集落内の位置</p> <p>本殿の位置</p>

番 号	福2
名 称	八幡神社 (犬ノ沢)
種 類	神社
件数・面積等	2,051 m ²
所 在 地	大聖寺下福田町壹参 10 番
所 有 者	八幡神社
管 理 者	大聖寺下福田町
概要及び特徴	<p>下福田地区犬ノ沢の南西端に位置し、応神天皇を祀る氏子神社である。創立年代は詳らかでない。海岸林と集落の境界付近に位置し、境内には巨木がある。住民によれば大聖寺下福田町内にある神社の中で一番古い建物とされる。</p> <p>海岸林を背にした本神社は、海岸林により守られた集落で連綿と人々との暮らしが続いていたことを物語る建築物である。</p>
保存の方針および現状変更等の取扱い	<p>調査や資料等に基づき社叢や社殿の特徴を把握し、これを損なわない修理や修景を図る。歴史を知る手掛かりとなる石造物については、極力保存し、保存が困難な状況にある時にはその位置、規模、材質、仕様、刻銘等を記録する。</p>
写 真	 <p>参道から見る本殿</p>
位 置 図	 <p>集落内の位置</p> <p>本殿の位置</p>

番 号	福3
名 称	八幡神社 (山岸)
種 類	神社
件数・面積等	178.5 m ²
所 在 地	大聖寺下福田町壱弍81番、壱弍82番1
所 有 者	個人10名による共有 (同意は大聖寺下福田町による)
管 理 者	大聖寺下福田町
概要及び特徴	<p>下福田地区山岸の東端に位置し、応神天皇を祀る氏子神社である。創立年代は詳らかでない。海岸林と集落の境界にあり、下福田の集落と片野鴨池を結ぶ道路沿いに位置する。山岸集落の住民の共有地に建てられている。下福田地区の3つの八幡神社の中で最も古く、位が高いと言われている。</p> <p>海岸林によって守られた山岸の集落で継続的に生活が営まれていたことを示す建築物として重要である。</p>
保存の方針および現状変更等の取扱い	<p>調査や資料等に基づき社叢や社殿の特徴を把握し、これを損なわない修理や修景を図る。歴史を知る手掛かりとなる石造物については、極力保存し、保存が困難な状況にある時にはその位置、規模、材質、仕様、刻銘等を記録する。</p>
写 真	 <p>八幡神社 (山岸) の本殿</p>
位 置 図	 <p>集落内の位置</p> <p>本殿の位置</p>

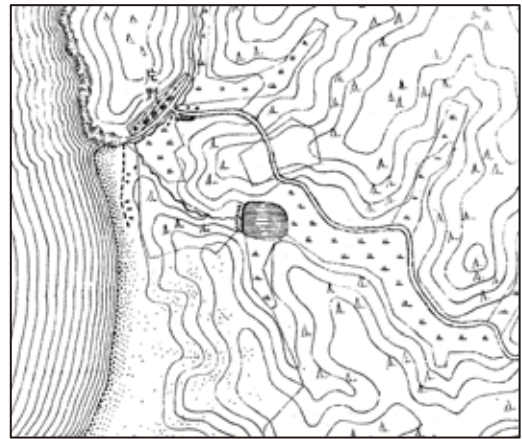
【片野地区の重要な構成要素】

○概要

本地区は、加賀海岸地域の北端に存在する集落である。橋立丘陵より発する丘陵地の南縁と、海岸砂防林が広がる丘陵地の北縁に挟まれた谷間に集落及び水田が広がる。集落内の南側を流れる水路沿いに洗い場が点在している。集落南側の丘陵地上には八幡神社が鎮座し、その背後に墓地がある。集落の西側には、塩屋まで続く広大な砂浜があり、集落付近には片野海水浴場がある。さらに塩屋方面の砂浜には軽石凝灰岩層が台地状に露出した「長者屋敷」がある。片野地区と下福田地区の中間に、江戸時代に新田開発が行われた片野鴨池がある。この池は前述した水路の水源となっているほか、鴨などの越冬地として知られ、鴨池周辺では猟区が設けられ伝統的な猟法である「坂網^{さかあみりょう}猟」が営まれている。

○古地図（明治32年：旧版地図）

海岸砂防事業を実施する前の明治32年（1899）の旧版地図によると、黒崎からと下福田からの2本の道路の交差部に片野の集落が形成されている。集落の南側と片野鴨池の2つの水路があり、日本海に注いでいる。集落の東側と南側に水田があり、北側は針葉樹の樹林となっている。鴨池の東側や南側の一部は水田、西側は樹林となっているものの、鴨池の南西部以南の海岸沿いは砂丘となっている。


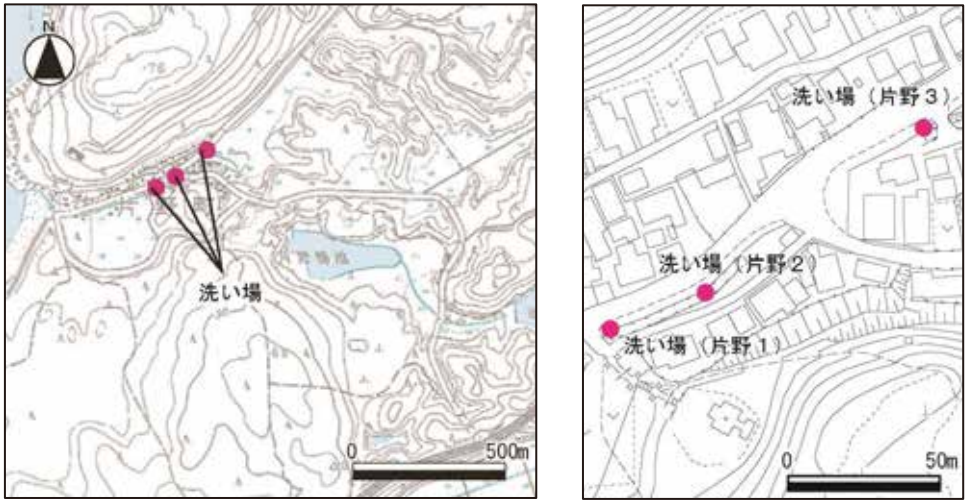




○地区内の重要な構成要素

- ・ 神 社…八幡神社
- ・ 洗い場…3か所
- ・ 池 沼…片野鴨池



番 号	片 1
名 称	八幡神社 (片野)
種 類	神社
件数・面積等	1,972 m ²
所 在 地	片野町京 54 番 1
所 有 者	八幡神社 (同意は片野町による)
管 理 者	片野町
概要及び特徴	<p>片野地区の南側に位置し、応神天皇を祀る氏子神社である。創立年代は不詳である。昭和 10 年に神饌幣帛料供進神社に指定。集落の南側の丘陵上にあり背後には海岸林が広がる。海からの強風から守るため境内は樹木で囲われている。</p> <p>橋立丘陵と海岸林の谷間にあり海から強い風が吹く集落で、人々との暮らしが続けられてきたことを物語る建築物である。</p>
保存の方針および現状変更等の取扱い	<p>調査や資料等に基づき社叢や社殿の特徴を把握し、これを損なわない修理や修景を図る。歴史を知る手掛かりとなる石造物については、極力保存し、保存が困難な状況にある時にはその位置、規模、材質、仕様、刻銘等を記録する。</p>
写 真	 <p>境内入口より見る八幡神社 (片野)</p>
位 置 図	 <p>集落内の位置</p> <p>本殿の位置</p>

番 号	片2
名 称	洗い場 (片野1・2・3)
種 類	洗い場
件数・面積等	3基
所 在 地	片野町地内
所 有 者	片野町
管 理 者	片野町生産組合
概要及び特徴	<p>道路から水面に下りる階段及び足場で構成される水場であり、集落の南側を東から西に流れる水路沿いに複数位置している。水源は片野鴨池であり、大聖寺藩が開削した隧道から日本海まで水路が繋がっている。かつては、集落共同の水場として使われていたが、上水道の整備により日常生活での利用は少なくなっているが、現在でも農産物の洗浄などに一部用いられている。</p> <p>かつての生活の痕跡を示すとともに、海岸林内の池沼と集落の密接な関係を示す場所として重要である。</p>
保存の方針および現状変更等の取扱い	<p>現状維持を基本方針とし、必要に応じて資料や類例等を参考に修景を施す。時代に応じた使い方ができるよう、周辺整備や安全上の処置を施す場合には、洗い場としての特徴を損ねることのない、周辺と調和した仕様とする。</p>
写 真	 <p style="text-align: center;">片野1 片野2 片野3</p>
位 置 図	 <p style="text-align: center;">集落内の位置 本殿の位置</p>

番 号	片3
名 称	片野鴨池
種 類	池沼等
件数・面積等	10 ha
所 在 地	片野町地内
所 有 者	個人等
管 理 者	片野町生産組合
概要及び特徴	<p>加賀海岸地域の東端に位置し、片野海岸近くの丘陵地に囲まれた盆地にある池沼とかつて水田であった湿地帯を含む地域である。文献によれば、江戸時代前期にあった池が堆砂によって出口を塞がれ水位が上昇したため、片野集落側の谷間に水を流すため隧道の掘貫工事が延宝6年（1678）に行われた。水位の低下により生まれた湿地帯は水田として利用された。</p> <p>池沼と周囲の水田地帯はガンやカモ類の越冬地となったため、元禄年間（1688～1704）よりY字形の網を投げ上げて捕獲する坂網猟がはじまった。坂網猟は武士にのみ認められ、大聖寺藩によって猟場が整備された。坂網猟は明治時代以降協同組合によって継続して行われ、その用具とともに石川県指定有形民俗文化財となっている。</p> <p>坂網猟師や住民の手で鳥類の越冬及び生育に適した環境が保全された池周辺は、県指定天然記念物に指定されるとともに、平成5年（1993）に国際的な重要な湿地としてラムサール条約の登録湿地となっている。</p> <p>砂丘の後背にある池沼を農業用に開発した結果生み出された、人間が自然を持続的に利用する「ワイズユース」の場として重要であるとともに、自然地形を人間が活用して生まれた景観の典型としても重要である</p>
保存の方針および現状変更等の取扱い	<p>農業用水の水源の涵養及び野鳥をはじめとする動植物の生育環境の維持を保存の方針とする。</p> <p>国定公園の特別地域及び県指定天然記念物の保護並びにラムサール条約登録湿地の保全に資する行為については、き損又は現状変更の届出又は通知の対象とはならない。</p>
写 真	 <p>冬の片野鴨池の様子（野鳥の飛来）</p>  <p>鴨池観察館より見る夏の片野鴨池</p>

位置図



集落との位置関係



詳細図

■水田・河川区域

番 号	川 1
名 称	船着き場 (瀬越 1・2)
種 類	河川
件数・面積等	2基 (2.74m×2.70m (瀬越 1) 、4.4m×3.15m (瀬越 2))
所 在 地	大聖寺瀬越町地内
所 有 者	石川県 (河川管理者)
管 理 者	加賀市 (河川占有者)
概要及び特徴	<p>瀬越地区の中央部の大聖寺川沿いに位置し、道路より河川に下りる石段と側面の石垣より構成される。瀬越村出身の北前船主である大家家の屋敷への荷物の搬入及び搬出に使われていた。北前船をはじめとする海運で運ばれた荷物は沖合で積替えられ、塩屋港を通過して大聖寺川の河川交通で内陸に運ばれた。海運と河川交通の結節点の一つが瀬越地区である。</p> <p>北前船の衰退と道路交通の発展に伴う河川交通の消滅により現在船着き場はその役目を終えているが、北前船でかつて賑った集落の歴史を知るうえで重要である。</p>
保存の方針および現状変更等の取扱い	現状維持を基本方針とし、必要に応じて資料や類例等を参考に修景を施す。周辺整備や安全上の処置を施す場合には、船着き場としての特徴を損ねることのない、周辺と調和した仕様とする。
写 真	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>瀬越 1 の石段及び石垣</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>瀬越 2 の石段及び石垣</p> </div> </div>
位 置 図	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>集落内の位置</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>詳細図</p> </div> </div>

4. 文化的景観を保存するための行為規制に関する事項

4-1 法令等による文化的景観の保存管理

加賀海岸地域の対象範囲には、自然公園法に基づく国定公園、森林法に基づく保安林、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域等や加賀市景観条例、加賀市自然環境保全条例等がある。

文化的景観は、地域の自然や歴史、生活又は生業等が総体となって表れているものであるため、本質的価値を守り伝えていくために法令や地方公共団体で定める条例・計画等と相互に調整を図り、適切な土地利用の実効性を担保していくものとする。

4つの区域に設定された景観単位ごとの保存管理に関する法令・条例等について、以下に整理する。

表 4-1 保存管理の法令・条例の概要

区分	法律・条例	対象範囲	景観単位				所管・関係機関
			海浜	海岸砂防林	集落・民有林	水田・河川	
自然環境関連	自然公園法	越前加賀海岸国定公園 (特別保護地区(鹿島の森))			●		石川県自然環境課
		(第1種・第2種・第3種特別地域)	●	●	●	〃	
		越前加賀海岸国定公園 (普通地域)	●				〃
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区特別保護区(片野鴨池)		●			〃
		国指定鳥獣保護区(片野鴨池)		●			〃
		県指定鳥獣保護区(大聖寺)	●	●	●	●	〃
	ふるさと石川の環境を守り育てる条例	猟区(大聖寺捕鴨)		●			加賀市環境政策課
指定希少野生動植物種(イソミレ)		●				石川県自然環境課	
指定希少野生動植物種(イソモリグモ)		●				〃	
加賀市自然環境保全条例	自然緑地保護地区	●	●	●	●	加賀市環境政策課	
都市計画関連	加賀市景観条例	景観計画区域		●	●	●	加賀市建築課
		景観形成区域	●	●	●	●	〃
	都市計画法	白地	●	●	●	●	加賀市都市計画課
農林水産関係	森林法	保安林		●	●		石川県南加賀農林総合事務所
		地域森林計画対象民有林			●		〃
	農業振興地域の整備に関する法律	農用地				●	加賀市農業委員会
	農地法	農地				●	〃
文化財関係	文化財保護法	周知の埋蔵文化財包蔵地	●		●		加賀市文化振興課
		鹿島の森(天然記念物)			●		文化庁、石川県文化財課
	石川県文化財保護条例	片野鴨池(天然記念物)		●			石川県文化財課

4-2 景観法に基づく文化的景観の保存管理

■基本的な考え方

文化的景観の保存管理において、景観法第8条第2項第2号「景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針」により、土地利用の整序の実効性を高めていくものとする。

■区域設定

加賀市景観計画では、景観法に基づいた届出・勧告制度により、市全域を対象とした緩やかな規制誘導を行う仕組みと、市民全体によるきめ細やかな景観づくりに取り組める仕組みを2段階で展開している。加賀海岸地域では、加賀海岸や大聖寺川をはじめ、北陸自動車道や県道の沿線において、景観形成地域に指定されている。本計画の対象範囲において景観計画区域となっている集落や海岸林等を対象に、景観形成上重要な地域として新たに「景観形成地域」に設定する。

表4-2 加賀市景観計画の行為の制限に関する区域区分の考え方

区分	名称	内容
市全域を対象とした景観形成	景観計画区域	<ul style="list-style-type: none"> ・市全域を対象 ・景観に大きな影響を与える可能性のある大規模行為のみを対象 ・緩やかな景観誘導を行う区域
	景観形成地域	<ul style="list-style-type: none"> ・景観形成上重要な地域を対象 (主要幹線道路沿道・鉄道沿線・河川沿線・大聖寺地区・片山津温泉・山代温泉・山中温泉・加賀温泉駅) ・景観にある程度影響を与える可能性のある行為を対象 ・緩やかな景観誘導を行う地域 ・眺望点の設定などにより随時区域拡大に対応
市民主体による景観形成	景観整備地区	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の景観形成に対する意識の高まりに応じて、市民自らが対象地域を設定 ・全ての行為を対象 ・きめ細やかな景観誘導を市民自ら設定し、良好な景観形成に努める地区



図4-1 景観計画区域図(案)

4-3 文化財保護法に基づく文化的景観の保存管理

文化的景観における滅失又はき損の様態や現状変更の行為等（以下「現状変更等」と呼ぶ。）があった場合の取り扱いの考え方は以下のとおりである。

重要文化的景観の重要な構成要素の滅失又はき損があった場合、又は重要な構成要素の現状変更を行おうとする場合には、文化財保護法第136条及び139条に基づき、所有者または占有者は加賀市文化振興課と協議を行なったうえで、文化庁長官へ下表のとおり届出を行うものとする。

なお、現状変更等を行う上で配慮すべき保存の方針については、重要な構成要素の個票を参考にされたい。

表4-3 重要な構成要素に関する届出の種類

文化財保護法	届出の種類	届出が必要な場合	届出日
第136条	滅失	消失、流失等により滅失した場合	滅失、き損を知った日から 10日以内
	き損	災害等により大きく破損した場合	
第139条	現状変更等	移転、除去、形状変更等、重要な構成要素の価値に影響を及ぼす行為	現状変更しようとする日の 30日前まで

※滅失とは、文化財としての価値が消失する程度の破損を指す。

※き損とは、文化財としての価値を著しく減じる程度の破損を指す。

※現状変更等とは、重要な構成要素への物理的変更や汚染・阻害等により、重要文化的景観の文化財としての価値を著しく変化させる程度の行為を指す。

文化庁長官への届出を必要としない行為については、巻末資料及び個票を参考とすること。

5. 文化的景観の整備及び活用に関する事項

5-1 公共事業等における景観配慮

文化的景観の範囲においては、本計画に掲げる「文化的景観の保存活用に関する基本方針」（第2章第3節参照）に従って、各種事業が実施される必要がある。加賀市にはその先導的役割を果たすことが求められるため、以下の取り組みにより、各種公共事業が文化的景観への配慮の下で実施されるよう、連絡調整や働きかけに努める。

- 庁内において、文化的景観の範囲、価値及び特徴、文化的景観の継承の考え方について周知を図る。
- 庁内において、公共事業に係る計画の把握及び事前協議を確実に進める体制の構築を図り、文化的景観の保存に影響を及ぼさず、かつ、活用に資する取り組みを促進する。とりわけ、農業の推進と農地の維持、護岸や法面等の整備、道路の整備等は、文化的景観の継承に大きな影響を及ぼすことから、これらの分野を所管する部局との協力体制を整える。
- 県や国が実施する事業や、国や県が策定する法定計画等に基づき推進される民間事業については、文化的景観の範囲を示す地図や、本計画をホームページに掲載する等により基本情報の周知を図り、本計画書の履行への協力を求める。

5-2 整備及び活用の取り組み

文化的景観に係る理解と協力を促進し、この価値と特徴が地域住民のアイデンティティとして受け継がれ、景観とこれを支える人々の双方が地域の魅力となって、交流人口の増加や定住人口の維持・増加等へとつながっていくよう、「文化的景観の保存活用に関する基本方針」に即した以下の取り組みを重点的に進める。

(1) 基本方針1「文化的景観の特徴を成す景観構造及び土地利用を継承し、眺望の保全と共有を図る」に基づく整備及び活用

■視点場の整備（図5-1および表5-1参照）

文化的景観の継承を図るにあたっては、人々の関心と理解、協力が何よりも重要である。単に景観を鑑賞するにとどまらず、景観が形成されてきた歴史的背景や、景観を成り立たせている自然の営力等にも意識が及ぶような視点場の選定とその整備を図る。

合わせて、視点場を結びつつ、その道程で文化的景観の細部を理解できる諸要素に立ち寄ることができたり、景観と生活との関係性を感じる機会を得ることができるような散策コースの設定と整備を図る。

■標識や説明板等の整備

地域住民や来訪者等に対して、地域の自然、歴史、生活生業や重要な構成要素についての情報を提供する方法や手段（例：ガイドの育成、標識や説明板の設置、ガイダンス施設の整備、ホームページの活用等）を検討し、導入を図る。

■便益施設等の整備

来訪者の増加が自然環境や生活環境に悪影響を及ぼすことがないように、誘導標識の設置、立ち入り禁止箇所の表示、散策路の設定、休憩所やトイレ等便益施設の整備等を図る。

■自然環境保全に向けた調査

自然環境の適切な保全方法について検討するため、海浜区域を中心に地形や動植物の生育状態、外来種の侵入等に関するモニタリングを継続的に実施する。

(2) 基本方針2「文化的景観の価値や特徴を伝える諸要素を、現代に活かし、次世代に引き継ぐ」に基づく整備及び活用

■地域コミュニティの核となる建築物・工作物の修理・修景・復旧

地域コミュニティの維持及び活性化につながることから、集落・民有林区域内にある重要な構成要素に指定されている建築物・工作物に対して、修理・修景を実施及び支援する。また、災害時には重要な構成要素の復旧事業に対する支援を検討する。

その際には、こうした修理・修景・復旧の事業が、防災、活用、福祉、教育等にも副次的な効果を生み出すよう、その計画及び実施方法を工夫する。

■景観保全活動に対する支援

地域住民を中心に行われている海岸清掃活動を市内外の住民や民間団体を巻き込んだ活動へと拡大させていく。また、集落・民有林区域内の重要な構成要素となっている工作物や道路等の適切な管理に対して支援を検討する。

■防災計画の策定及び施設の整備

加賀市地域防災計画の地域における履行の行動計画を共有し、その中で、文化的景観の保存と活用が、災害発生時や災害直後における地域住民や来訪者の安全や避難時の利便の確保、迅速な復旧等につながるよう、防災計画の策定と、計画に基づくソフト、ハードを含む各種事業の実施を図る。

■調査研究事業

文化的景観の価値や特徴を次世代に継承するために必要となる基礎資料を作成するため、専門家や行政機関等と連携し、植林事業や海岸林と人々の生活に関わる風俗と文化、海岸林の成立に関する調査研究を実施し、その成果の公開を図る。

(3) 基本方針3「文化的景観を伝えるため、地域に主体的に関わる人を育てる」に基づく整備及び活用

■普及・啓発事業

上記に述べる各種の事業や取り組みにおいては、それが文化的景観を伝える人を育てることに繋がるよう、工程の一部を参加型にする、普及・啓発イベントを合わせて実施する、記録を作成して公開する等、実施の方法や工程等を工夫する。

加賀海岸地域の文化的景観としての価値や特徴、保護の仕組み等に関する情報のアクセシビリティを高めると共に、文化的景観の保護に関わる人材の育成を地域の内外に図るため、公開講座及び現地学習会等を継続的に開催する。地域における人材の育成においては、学校教育や生涯教育に取り入れることで、身近な歴史遺産への理解を図る。

また、文化的景観と生活との関連、新たな魅力の創出と発信等については、他地域との交流や観光の推進につながるよう、地域住民による情報発信との協働について検討し、実践する。

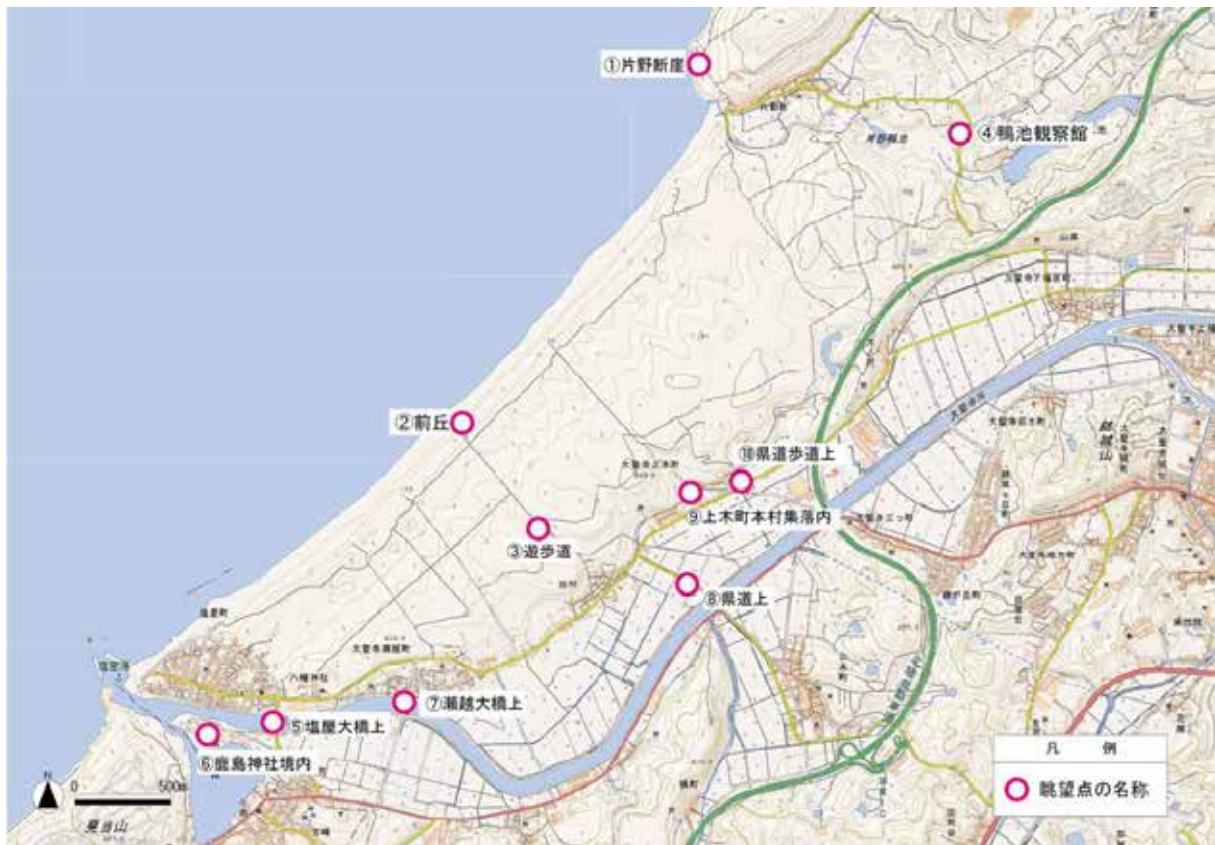


図5-1 視点場の位置 (イメージ)

表5-1 視点場と視対象

番号	視点場	主な視対象	視対象のレベル		視対象の属する景観単位			
			景観配置	構成要素	海浜	海岸砂防林	集落・民有林	水田・河川
1	片野断崖	日本海、砂浜 (自然海岸) 前丘、国有林	○		○	○		
2	前丘	日本海、海浜植物、国有林	○	○	○	○		
3	遊歩道	国有林 (砂防垣痕跡)		○		○		
4	鴨池観察館	片野鴨池、水田、国有林		○		○	○	
5	塩屋大橋上	鹿島の森、塩屋地区集落、大聖寺川		○			○	○
6	鹿島神社境内	鹿島神社、鹿島の森	○	○			○	
7	瀬越大橋上	大聖寺川、瀬越地区集落、民有林、国有林	○			○	○	○
8	県道上	水田、上木出村集落、国有林	○			○	○	○
9	上木町本村集落内	旧作業道		○			○	
10	県道歩道上	上木本村集落、海岸林	○			○	○	



①片野断崖上から見る海浜及び海岸林



②前丘を覆う海浜植物



③国有林内の微地形として残る砂防垣痕跡



④鴨池観察館より見る片野鴨池（左側は国有林）



⑤塩屋大橋から見る鹿島の森と塩屋港



⑥鹿島の森内にある鹿島神社

写真5-1 視点場から見える景観の例 (①～⑥)



⑦瀬越大橋近くより見る瀬越地区集落と後背の海岸林



⑧県道から見る上木出村集落と後背の国有林



⑨上木本村集落から見る旧作業道（市道）



⑩県道から見る上木本村集落と後背の国有林

写真5-2 視点場から見える景観の例（⑦～⑩）

6. 文化的景観を保存活用するために必要な体制に関する事項

本計画の履行および履行に際しての他事業との調整を図るために、加賀市役所庁内に関係部局の連絡調整及び連携協力を図る体制を整える。また、関係事業の企画や実施、現状変更のあり方、景観単位や重要な構成要素の継承等に係る重要事項について、意見を諮ることを目的に、地域住民、市民団体、有識者等から構成される「加賀海岸文化的景観協議会（仮称）」を設立し、定期的を開催する。「加賀海岸文化的景観協議会（仮称）」の事務局は加賀市が務め、開催にあたっては、文化財及び国有林、農林政、自然保護等関係の県及び国の機関にオブザーバーとしての出席を求め、必要な助言を得る。

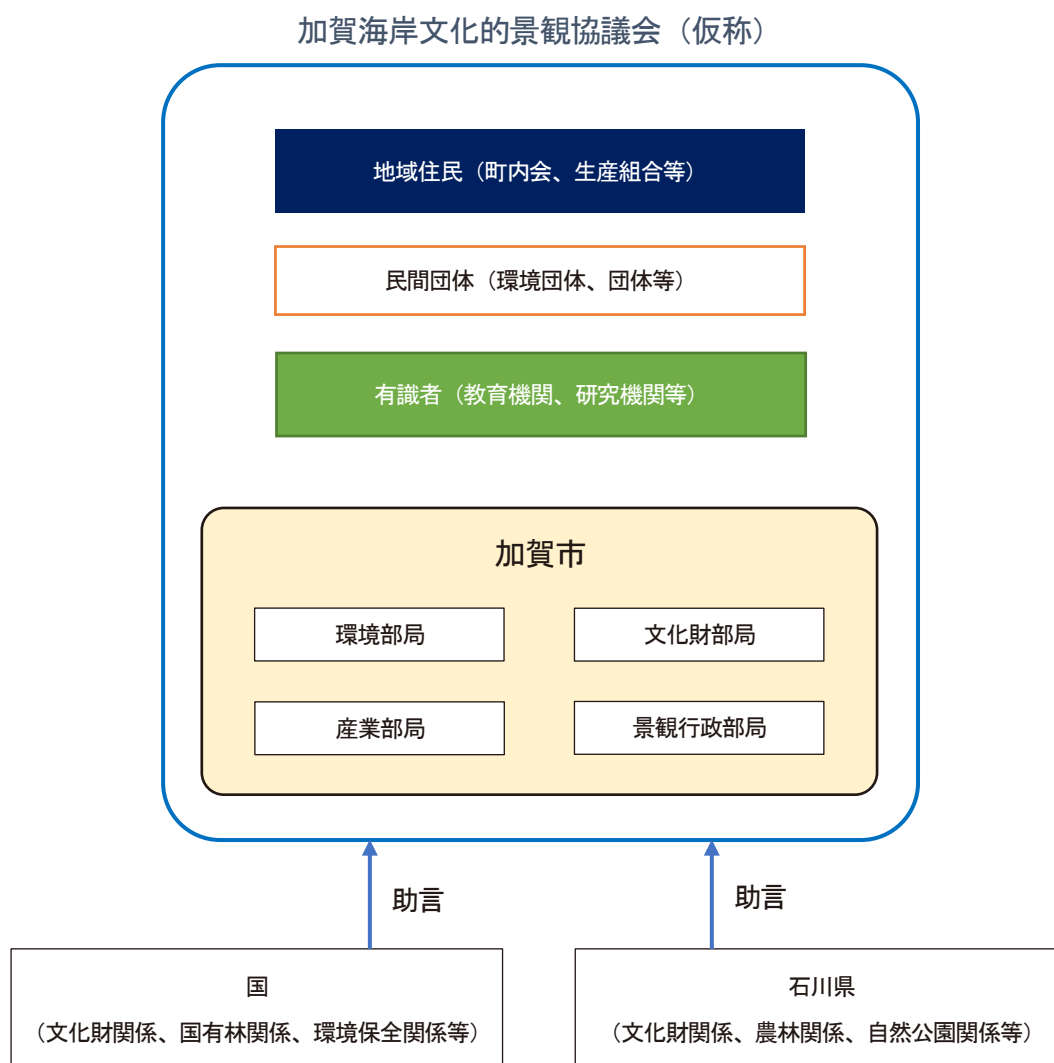


図6-1 組織体制のイメージ

卷 末 資 料

○文化財保護法（抄）

（昭和二十五年五月三〇日法律第二百十四号）

最終改正：平成三十年六月八日法律第四二号

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- 二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- 三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
- 四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁りよう、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
- 五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）六周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2 （略）

3 （略）

（政府及び地方公共団体の任務）

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

- 2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用にも努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第三章 有形文化財

第一節 重要文化財

(管理又は修理の補助)

第三十五条 重要文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、重要文化財の所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、政府は、その経費の一部に充てさせるため、重要文化財の所有者又は管理団体に対し補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、文化庁長官は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示することができる。

3 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第一項の補助金を交付する重要文化財の管理又は修理について指揮監督することができる。

(管理に関する命令又は勧告)

第三十六条 重要文化財を管理する者が不適任なため又は管理が適当でないため重要文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られる虞があると認めるときは、文化庁長官は、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、重要文化財の管理をする者の選任又は変更、管理方法の改善、防火施設その他の保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の規定による命令又は勧告に基いてする措置のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

3 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、前条第三項の規定を準用する。

(補助等に係る重要文化財譲渡の場合の納付金)

第四十二条 国が修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置（以下この条において、「修理等」という。）につき第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第三十六条第二項、第三十七条第三項若しくは第四十条第一項の規定により費用を負担した重要文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者（第二次以下の相続人、受遺者又は受贈者を含む。以下この条において同じ。）（以下この条において、「所有者等」という。）は、補助又は費用負担に係る修理等が行われた後当該重要文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金又は負担金の額（第四十条第一項の規定による負担金については、同条第二項の規定により所有者から徴収した部分を控除した額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から当該修理等が行われた後重要文化財の修理等のため自己の費した金額を控除して得た金額（以下この条において、「納付金額」という。）を、文部科学省令の定めるところにより国庫に納付しなければならない。

2 前項に規定する「補助金又は負担金の額」とは、補助金又は負担金の額を、補助又は費用負担に係る修理等を施した重要文化財又はその部分につき文化庁長官が個別的に定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行つた時以後重要文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数（一年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額に相当する金額とする。

3 補助又は費用負担に係る修理等が行われた後、当該重要文化財が所有者等の責に帰することのできない事由により著しくその価値を減じた場合又は当該重要文化財を国に譲り渡した場合には、文化庁

長官は、納付金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

- 4 文化庁長官の指定する期限までに納付金額を完納しないときは、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
- 5 納付金額を納付する者が相続人、受遺者又は受贈者であるときは、第一号に定める相続税額又は贈与税額と第二号に定める額との差額に相当する金額を第三号に定める年数で除して得た金額に第四号に定める年数を乗じて得た金額をその者が納付すべき納付金額から控除するものとする。
 - 一 当該重要文化財の取得につきその者が納付した、又は納付すべき相続税額又は贈与税額
 - 二 前号の相続税額又は贈与税額の計算の基礎となつた課税価格に算入された当該重要文化財又はその部分につき当該相続、遺贈又は贈与の時までに行つた修理等に係る第一項の補助金又は負担金の額の合計額を当該課税価格から控除して得た金額を課税価格として計算した場合に当該重要文化財又はその部分につき納付すべきこととなる相続税額又は贈与税額に相当する額
 - 三 第二項の規定により当該重要文化財又はその部分につき文化庁長官が定めた耐用年数から当該重要文化財又はその部分の修理等を行つた時以後当該重要文化財の相続、遺贈又は贈与の時までの年数を控除した残余の年数（一年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）
 - 四 第二項に規定する当該重要文化財又はその部分についての残余の耐用年数
- 6 前項第二号に掲げる第一項の補助金又は負担金の額については、第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「譲渡の時」とあるのは、「相続、遺贈又は贈与の時」と読み替えるものとする。
- 7 第一項の規定により納付金額を納付する者の同項に規定する譲渡に係る所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十三条第一項に規定する譲渡所得の金額の計算については、第一項の規定により納付する金額は、同条第三項に規定する資産の譲渡に要した費用とする。

第七章 史跡名勝天然記念物

(指定)

- 第九十九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。
- 2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。
 - 3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。
 - 4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。
 - 5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したも

のとみなされる時からその効力を生ずる。

- 6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

第八章 重要文化的景観

(重要文化的景観の選定)

第三百三十四条 文部科学大臣は、都道府県又は市町村の申出に基づき、当該都道府県又は市町村が定める景観法（平成十六年法律第百十号）第八条第二項第一号に規定する景観計画区域又は同法第六十一条第一項に規定する景観地区内にある文化的景観であつて、文部科学省令で定める基準に照らして当該都道府県又は市町村がその保存のため必要な措置を講じているもののうち特に重要なものを重要文化的景観として選定することができる。

- 2 前項の規定による選定には、第九十九条第三項から第五項までの規定を準用する。この場合において、同条第三項中「権原に基づく占有者」とあるのは、「権原に基づく占有者並びに第三百三十四条第一項に規定する申出を行つた都道府県又は市町村」と読み替えるものとする。

(重要文化的景観の選定の解除)

第三百三十五条 重要文化的景観がその価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、文部科学大臣は、その選定を解除することができる。

- 2 前項の場合には、前条第二項の規定を準用する。

(滅失又はき損)

第三百三十六条 重要文化的景観の全部又は一部が滅失し、又はき損したときは、所有者又は権原に基づく占有者（以下この章において「所有者等」という。）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知つた日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。ただし、重要文化的景観の保存に著しい支障を及ぼすおそれがない場合として文部科学省令で定める場合は、この限りでない。

(管理に関する勧告又は命令)

第三百三十七条 管理が適当でないため重要文化的景観が滅失し、又はき損するおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、所有者等に対し、管理方法の改善その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

- 2 文化庁長官は、前項に規定する勧告を受けた所有者等が、正当な理由がなくその勧告に係る措置を執らなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、当該所有者等に対し、その勧告に係る措置を執るべきことを命ずることができる。
- 3 文化庁長官は、第一項の規定による勧告又は前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、当該重要文化的景観について第三百三十四条第一項に規定する申出を行つた都道府県又は市町村の意見を聴くものとする。
- 4 第一項及び第二項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

(費用負担に係る重要文化的景観譲渡の場合の納付金)

第三百三十八条 国が滅失又はき損の防止の措置につき前条第四項で準用する第三十六条第二項の規定により費用を負担した重要文化的景観については、第四十二条の規定を準用する。

(現状変更等の届出等)

第三百三十九条 重要文化的景観に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする日の三十日前までに、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、現状変更については維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 重要文化的景観の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、第一項の届出に係る重要文化的景観の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

(現状等の報告)

第四百十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、所有者等に対し、重要文化的景観の現状又は管理若しくは復旧の状況につき報告を求めることができる。

(他の公益との調整等)

第四百十一条 文部科学大臣は、第三百三十四条第一項の規定による選定を行うに当たっては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整及び農林水産業その他の地域における産業との調和に留意しなければならない。

2 文化庁長官は、第三百三十七条第一項の規定による勧告若しくは同条第二項の規定による命令又は第三百三十九条第三項の規定による勧告をしようとするときは、重要文化的景観の特性にかんがみ、国土の開発その他の公益との調整及び農林水産業その他の地域における産業との調和を図る観点から、政令で定めるところにより、あらかじめ、関係各省各庁の長と協議しなければならない。

3 国は、重要文化的景観の保存のため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧について都道府県又は市町村が行う措置について、その経費の一部を補助することができる。

第十三章 罰則

第二百一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 (略)

三 正当な理由がなくて、第三百三十七条第二項の規定による重要文化的景観の管理に関する勧告に係る措置を執るべき旨の文化庁長官の命令に従わなかった者

第二百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 (略)

三 (略)

四 (略)

五 第五十三条の六（第八十五条の四（第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）及び第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）、第五十四条（第八十六条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第五十五条、第六十七条の五（第九十条の四及び

第三百三十三条の四において準用する場合を含む。）、第六十八条（第九十条第三項及び第三百三十三条において準用する場合を含む。）、第七十六条の四（第八十九条の三において準用する場合を含む。）、第二百二十九条の五（第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）、第三百三十条（第七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第三百三十一条又は第四百十条の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該公務員の立入調査若しくは調査のための必要な措置の施行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

六 （略）

七 （略）

第二百三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一 （略）

二 第三十一条第三項（第六十条第四項（第九十条第三項において準用する場合を含む。）、第八十条及び第一百九条第二項（第三百三十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第三十二条（第六十条第四項（第九十条第三項において準用する場合を含む。）、第八十条及び第一百二十条（第三百三十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第三十三条（第八十条、第一百八条及び第一百二十条（これらの規定を第三百三十三条において準用する場合を含む。）並びに第七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第三十四条（第八十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十三条の二第一項、第五十三条の四若しくは第五十三条の五（これらの規定を第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）、第六十一条若しくは第六十二条（これらの規定を第九十条第三項において準用する場合を含む。）、第六十四条第一項（第九十条第三項及び第三百三十三条において準用する場合を含む。）、第六十五条第一項（第九十条第三項において準用する場合を含む。）、第六十七条の四、第七十三条、第八十一条第一項、第八十四条第一項本文、第八十五条の三（第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）、第九十条の三、第九十二条第一項、第九十六条第一項、第一百五条第二項（第一百二十条、第三百三十三条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第二百二十七条第一項、第二百二十九条の四（第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）、第三百三十三条の三、第三百三十六条又は第三百三十九条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 （略）

○重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則

(平成 17 年 3 月 28 日 文部科学省令第 10 号)

最終改正：平成 31 年 3 月 29 日 文部科学省令第 7 号

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 134 条第 1 項、第 136 条（同法第 167 条第 2 項において準用する場合を含む。）並びに第 139 条第 1 項（同法第 167 条第 2 項において準用する場合を含む。）及び第 2 項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則を次のように定める。

(法第 134 条第 1 項の文部科学省令で定める基準)

第 1 条 文化財保護法（以下「法」という。）第 134 条第 1 項の文部科学省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 選定の申出に係る文化的景観（以下「文化的景観」という。）の保存及び活用に関する計画（以下「文化的景観保存活用計画」という。）を定めていること。
 - 二 景観法その他の法律に基づく条例で、文化的景観の保存のため必要な規制を定めていること。
 - 三 文化的景観の所有者又は権原に基づく占有者（管理者がいる場合には、当該管理者を含む。以下「所有者等」という。）の氏名又は名称及び住所を把握していること。
- 2 文化的景観保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 文化的景観の位置及び範囲
 - 二 文化的景観の保存及び活用に関する基本方針
 - 三 文化的景観の保存に配慮した土地利用に関する事項
 - 四 文化的景観の整備に関する事項
 - 五 文化的景観を保存及び活用するために必要な体制に関する事項
 - 六 文化的景観における重要な構成要素
 - 七 前各号に掲げるもののほか、文化的景観の保存及び活用に関し特に必要と認められる事項

(選定の申出)

第 2 条 法第 134 条第 1 項の規定による重要文化的景観の選定の申出をしようとする都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、選定の申出に関し、あらかじめ当該文化的景観における重要な構成要素である不動産の所有者等の同意を得て、次に掲げる事項を記載した選定申出書を文部科学大臣に提出するものとする。

- 一 文化的景観の名称
 - 二 文化的景観の種類
 - 三 文化的景観の所在地及び面積
 - 四 文化的景観の保存状況
 - 五 文化的景観の特性
 - 六 文化的景観保存活用計画
 - 七 その他参考となるべき事項
- 2 前項の選定申出書には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えるものとする。

- 一 文化的景観の位置及び範囲を示す図面
- 二 文化的景観の概況を示す写真
- 三 文化的景観に係る規制に関する書類
- 四 所有者等の同意を得たことを証する書類
- 五 その他参考となるべき資料

(滅失又はき損の届出書の記載事項等)

第3条 法第136条の規定による重要文化的景観の全部又は一部が滅失し、又はき損したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 重要文化的景観の名称
- 二 選定年月日
- 三 重要文化的景観の所在地
- 四 選定の申出を行った都道府県又は市町村
- 五 所有者等の氏名又は名称及び住所
- 六 滅失又はき損の事実の生じた日時
- 七 滅失又はき損の事実の生じた当時における管理の状況
- 八 滅失又はき損の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
- 九 き損の場合は、き損の結果当該重要文化的景観がその保存上受ける影響
- 十 滅失又はき損の事実を知った日
- 十一 滅失又はき損の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、滅失又はき損の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えるものとする。

(滅失又はき損の届出を要しない場合)

第4条 法第136条ただし書に規定する文部科学省令で定める場合は、重要文化的景観の滅失又はき損が次に掲げる行為による場合とする。

- 一 都市計画事業の施行として行う行為、国、都道府県、市町村若しくは当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設若しくは市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為、国土保全施設、水資源開発施設、道路交通、船舶交通若しくは航空機の航行の安全のため必要な施設、気象、海象、地象、洪水等の観測若しくは通報の用に供する施設、自然公園の保護若しくは利用のための施設若しくは都市公園若しくはその施設の設置若しくは管理に係る行為、土地改良事業若しくは地方公共団体若しくは農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造若しくは漁業構造の改善に関する事業の施行に係る行為、重要文化財等文部科学大臣の指定若しくは選定に係る文化財の保存に係る行為又は鉱物の掘採に係る行為
- 二 道路、鉄道若しくは軌道、国若しくは地方公共団体が行う通信業務、認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業をいう。）、基幹放送（放送法（昭和25年法律第132号）第2条第2号に規定する基幹放送をいう。）若しくは有線テレビジョン放送（有線電気通信設備を用いて行われる同条第18号に規定するテレビジョン放送をいう。）の用に供する線路若しくは空中線系（その支持物を含む。）、水道若しくは下水道又は電気工作物若しくはガス工作物の設置又は管理に係る行為（自動車専用道路以外の道路、駅、

操車場、車庫及び発電の用に供する電気工作物の新設に係るものを除く。)

三 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和 41 年法律第 1 号）第 4 条に規定する歴史的風土保存区域内においてその歴史的風土の保存に関連して必要とされる施設の設置又は管理に係る行為

四 都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 5 条に規定する緑地保全地域、同法第 12 条第 1 項に規定する特別緑地保全地区又は同法第 55 条第 1 項に規定する市民緑地（緑地保全地域又は特別緑地保全地区内にあるものを除く。）内において緑地の保全に関連して必要とされる施設の設置又は管理に係る行為

(現状変更等の届出)

第 5 条 法第 139 条第 1 項の規定による重要文化的景観の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。

- 一 重要文化的景観の名称
- 二 選定年月日
- 三 重要文化的景観の所在地
- 四 選定の申出を行った都道府県又は市町村
- 五 所有者等の氏名又は名称及び住所
- 六 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 七 現状変更等を必要とする理由
- 八 現状変更等の内容及び実施の方法
- 九 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくははき損又は景観の変化その他現状変更等が重要文化的景観に及ぼす影響に関する事項
- 十 現状変更等の着手及び終了の予定時期
- 十一 現状変更等に係る地域の地番
- 十二 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 十三 その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えるものとする。

- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- 二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地貌を表示した実測図
- 三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真
- 四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

3 前項第 2 号の実測図及び第 3 号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

(届出書及びその添付書類等の記載事項等の変更)

第 6 条 前条第 1 項の届出の書面又は同条第 2 項の書類、写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

(維持の措置の範囲)

第7条 法第139条第1項ただし書の規定により現状変更について届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 重要文化的景観がき損している場合において、その価値に影響及ぼすことなく当該重要文化的景観をその選定当時の原状（選定後において現状変更等の届出をしたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- 二 重要文化的景観がき損している場合において、当該き損の拡大を防止するため応急の措置を執るとき。
- 三 重要文化的景観の一部がき損し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(国の所有に属する重要文化的景観の滅失又はき損等の通知)

第8条 各省各庁の長が、重要文化的景観の滅失若しくはき損又は現状変更等について、法第167条第1項第3号の規定により通知する場合については第3条の規定を、法第167条第1項第6号の規定により通知する場合については第5条及び第6条の規定を準用する。

- 2 法第167条第2項において準用する法第136条ただし書の規定により滅失又はき損について通知を要しない場合については第4条の規定を、法第167条第2項において準用する法第139条第1項ただし書の規定により現状変更について通知を要しない場合については前条の規定を準用する。

○文化財保護法の一部改正に伴う関係省令及び告示の整備等について

(平成 17 年 3 月 28 日 16 庁財第 413 号、文化庁次長通知)

このたび、文化財保護法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 61 号。以下「改正法」という。）を踏まえ、平成 17 年 3 月 28 日付けで以下に掲げる関係省令及び告示の制定等が行われ、平成 17 年 4 月 1 日から施行されることとなりました（改正法の趣旨及び概要については、平成 16 年 12 月 27 日 16 庁財第 320 号文化庁次長通知を参照ください）。

(省略)

- 重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則（平成 17 年文部科学省令第 10 号）

(省略)

- 重要文化的景観選定基準（平成 17 年文部科学省告示第 47 号）

(省略)

つきましては、以下の事項をご了知の上、遺漏のないよう措置されるとともに、関係機関及び域内の市（区）町村等に対して趣旨の徹底方につきよろしくお取り計らい願います。

なお、このたびの法改正等を踏まえた新たな制度の運用方針等については、追って通知いたします。

記

第 1 文化的景観の保護関係

改正法において文化的景観を新たに文化財として位置付けるとともに、特に重要なものを重要文化的景観として選定し、保護措置を講ずることとしたことに伴い、以下の省令及び告示を制定したこと。

1 重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則関係（別紙 1）

ア 改正法による改正後の文化財保護法（以下「法」という。）第 134 条第 1 項の文部科学省令で定める基準

重要文化的景観の選定の申出に係る文化的景観に関し、都道府県又は市町村が講じる保存のために必要な措置の基準を定めたこと（重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則（以下 1 において「省令」という。）第 1 条関係）。

(注)

- ① 文化的景観の保護にあたっては、文化的景観が地域における人々の生活又は生業に密接に関係すること、特性によって管理方法が異なること等から、所有者等に身近な行政主体たる都道府県又は市町村（以下「都道府県等」という。）による保護のための組織的・継続的な取り組みが必要である。このため、選定の申出を行う都道府県等が講じる必要がある文化的景観の保存のため必要な措置に関する基準には、(i) 文化的景観保存計画を定めていること、(ii) 景観法その他の法律に基づく条例で、文化的景観の保存のため必要な規制を定めていること、(iii) 文化的景観の所有者又は権原に基づく占有者（管理者がいる場合には、当該管理者を含む。以下「所有者等」という。）の氏名又は名称及び住所を把握していること、を規定することとした。

② 重要文化的景観は、景観計画区域又は景観地区にある文化的景観から選定することとしているため、文化的景観保存計画は、景観法に基づく規制や景観計画、景観農業振興地域整備計画、景観地区に関する都市計画に適合するよう定めること。なお、選定の申出に係る文化的景観のうち、農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定により指定された地域をいう。）内にあるものについては、あらかじめ、景観農業振興整備計画が定められていることが望ましい。

また、文化的景観保存計画を策定するにあたっては、文化的景観における他の公益との調整（例：電気事業法に規定する電気工作物の設置、維持など）に留意すること。

③ 景観計画区域又は景観地区における規制は選択制のため、例えば、土地の形質の変更など文化的景観の保存のために必要な規制が導入されない場合がある。このため、「景観法その他の法律に基づく条例で、文化的景観の保存のために必要な規制を定めていること」を基準として規定することとした。「その他の法律」とは、文化的景観の保存に関し適切な規制を措置できる法律を指す。例えば、文化財保護法、都市計画法、自然公園法、都市緑地法などが考えられ、地方自治法第14条のみに基づく条例は該当しない。

なお、条例を定めるに当たっては、文化的景観における他の公益との調整に留意すること。

イ 選定の申出

重要文化的景観の選定の申出に関する選定申出書の記載事項等を定めたこと（省令第2条関係）。

（注）

① 重要文化的景観は、地域における人々の生活又は生業に係る景観地であるため、円滑で継続的な保護措置を講じるために、所有者等の同意を得て、選定の申出を行うこととした。

なお、同意は、所有権等を有する場所、氏名、現住所、同意の旨が記載された書面にて行うことが望ましい。

また、その他関係者との調整が必要な場合には、適宜、当該関係者と調整を行い選定の申出を行うこと。

② 重要文化的景観は、その文化的価値にかんがみて選定するものであるため、選定申出書に記載する「文化的景観の特性」については、文化的な価値に関する特性を記述すること。

ウ 滅失又はき損の届出

重要文化的景観の滅失又はき損の届出書の記載事項等及び届出書を要しない場合を定めたこと（省令第3条及び第4条関係）。

（注）

① 「滅失」とは、文化財としての価値が消失する程度の破損を指す。「き損」とは、文化財としての価値を著しく減じる程度の破損を指す。例えば、重要文化的景観において行われる以下の行為の結果、重要文化的景観の形状の変更等が生じたとしても、重要文化的景観の文化財としての価値を消失させたり、又は、大幅に影響を及ぼすものとは考えられないことから、「滅失又はき損」の届出を必要としない。

○ 通常の農林水産業の生産活動に係る行為（栽培作物の変更、耕作の放棄・休耕、森林の施業、森林の管理、生の移動等）

○ 農林漁業を営むために通常必要となる行為（農林漁業を営むために行う土地の形質変更、物置・

作業小屋の設置、森林の保全に支障がないものとして法令に基づき行われる行為等)

- 農林水産業の生産活動の維持・増進を図るために必要な行為（農業構造、林業構造、漁業構造の改善に関する事業、土地改良事業、森林の整備保全に係る事業、漁港漁場整備事業、海岸保全施設及び地すべり防止施設に関する工事の施行に係る行為等)
 - 「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」等に基づく災害復旧工事
- ② 省令第4条に掲げる行為は、当該行為により、重要文化的景観の文化財としての価値に影響を及ぼす可能性があるが、その実施主体、公益性等にかんがみ、重要文化的景観の選定の解除等につながる可能性が想定されない行為である。

エ 現状変更等の届出

- ① 重要文化的景観の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の届出書の記載事項及び添付書類等を定めたこと（省令第5条関係）。

(注)「現状変更又は保存に影響を及ぼす行為」(以下「現状変更等」という。)とは、重要文化的景観の文化財としての価値を著しく変化させる程度の行為を指す。例えば、以下の行為は、重要文化的景観において通常行われる行為であることから、文化的景観の現状変更等に当たらず届出を必要としない。なお、省令第4条に掲げる行為についても届出を必要としない。

- 通常の農林水産業の生産活動に係る行為（栽培作物の変更、耕作の放棄・休耕、森林の施業、森林の管理、生簀の移動等)
- 農林漁業を営むために通常必要となる行為（農林漁業を営むために行う土地の形質変更、物置・作業小屋の設置、森林の保全に支障がないものとして法令に基づき行われる行為等)
- 農林水産業の生産活動の維持・増進を図るために必要な行為（地方公共団体又は農業等を営む者が組織する団体以外が行う農業構造・林業構造・漁業構造の改善に関する事業、森林の整備保全に係る事業、漁港漁場整備事業、海岸保全施設及び地すべり防止施設に関する工事の施行に係る行為等)
- 公共施設の管理行為全般（公共施設の管理者以外の者が管理者の許可を受けて物件（電柱、地下埋設管等）を設置する行為や当該物件の維持、修繕のために行う工事を含む)
- 地方公共団体が歴史的風土保存計画に基づいて行う歴史的風土の維持保存及び施設の整備に必要な事業
- 「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備に関する特別措置法」に基づく「明日香村歴史的風土保存計画」、「明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する基本方針」及び「明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する計画」に基づく事業
- 地方公共団体が緑地保全計画に基づいて行う緑地保全地域内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備
- 地方公共団体が緑の基本計画に基づいて行う特別緑地保存地区内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備
- 地方公共団体が管理協定に基づいて行う管理協定区域内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備
- 地方公共団体が市民緑地契約に基づいて行う市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施

設の整備

- ② 現状変更の届出書及び添付書類等の記載事項等を変更しようとするときは、あらかじめ、文化庁長官にその旨を届け出なければならないこととしたこと（省令第6条関係）。
- ③ 現状変更のうち次のいずれかに該当する場合は、維持の措置の範囲に該当することとしたこと（省令第7条関係）。
- 重要文化的景観がき損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該重要文化的景観をその選定当時の原状（選定後において現状変更等の届出をしたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
 - 重要文化的景観がき損している場合において、当該き損の拡大を防止するため応急の措置を執るとき。
 - 重要文化的景観の一部がき損し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。
- （注）現状変更該当する行為であるが、その必要性、緊急性にかんがみ、届出の必要のない行為を「維持の措置」の範囲に該当するものとして規定することとした。
- なお、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」等に基づく災害復旧工事は、法第139条第1項に規定する非常災害のために必要な応急措置に当たり、現状変更の届出を必要としない。

オ 国の所有に属する重要文化的景観の滅失又はき損等の通知

国の所有に属する重要文化的景観の滅失又はき損等の通知の記載事項等を定めたこと（省令第8条関係）。

2 重要文化的景観選定基準関係（別紙2）

文化的景観を重要文化的景観として選定する場合の基準については、以下のとおりとしたこと（なお、基準の解説については、別添1を参照のこと）。

一 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された次に掲げる景観地のうち我が国民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特のもの

- （一）水田・畑地などの農耕に関する景観地
- （二）茅野・牧野などの採草・放牧に関する景観地
- （三）用材林・防災林などの森林の利用に関する景観地
- （四）養殖いかだ・海苔ひびなどの漁ろうに関する景観地
- （五）ため池・水路・港などの水の利用に関する景観地
- （六）鉱山・採石場・工場群などの採掘・製造に関する景観地
- （七）道・広場などの流通・往来に関する景観地
- （八）垣根・屋敷林などの居住に関する景観地

二 前項各号に掲げるものが複合した景観地のうち我が国民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもの

で典型的なもの又は独特のもの

(別添1)

重要文化的景観選定基準

一 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された次に掲げる景観地のうち我が国民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特のもの

- (一) 水田・畑地などの農耕に関する景観地
- (二) 茅野・牧野などの採草・放牧に関する景観地
- (三) 用材林・防災林などの森林の利用に関する景観地
- (四) 養殖いかだ・海苔ひびなどの漁ろうに関する景観地
- (五) ため池・水路・港などの水の利用に関する景観地
- (六) 鉱山・採石場・工場群などの採掘・製造に関する景観地
- (七) 道・広場などの流通・往来に関する景観地
- (八) 垣根・屋敷林などの居住に関する景観地

二 前項各号に掲げるものが複合した景観地のうち我が国民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特のもの

【解説】

1. 総説

(1) 第1項

第1項各号に掲げる地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地のうち、我が国民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので、数多に存在するものの中から代表的なもの又は希少性が高く他に類例を見ないものを指す。

なお、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地」とは、ある一定範囲の土地において、当該地域の住民の日常生活や住民が生活のため持続的に業を行う中で、地域独特の気候、地質、地形、植物相等を利用して作り出してきた景観地を指す。

(2) 第2項

第1項各号に掲げる景観地が相互に複合又は融合することにより、我が国民の基盤的な生活又は生業の特色を示す景観地を形成し、単独で展開する場合とは異なる典型的又は独特の構成・性質が認められるものを対象とするものである。

(3) その他

選定の対象とする景観地については、都市、その近郊や農山漁村のいずれに所在するか問わない。

2. 第1項各説

ア. 分類

第一項各号に定める景観地は、生業及び生活の観点から以下のように分類することができる。

(一) ～ (六) に定める景観地は、主として生業に関連するもの。

(七) に定める景観地は、生業と生活の両者に関連するもの。

(八) に定める景観地は、主として生活に関連するもの。

イ. 各号の解説

(一) 水田・畑地などの農耕に関する景観地

棚田・谷津田（やつだ）などのように地形及び農法等との関連で独特の構造を有する水田、「はさ木」等の農耕に関連する独特の施設を伴う水田、条里制等に基づく開発地割など歴史上の価値を持つ遺跡と関連する水田又は畑地、急傾斜面に造成された段々畑、平地又は緩傾斜地に展開する畑地、防風林や境界林を伴う畑地、食害を防止するために築かれた「シシ垣」を伴う畑地等を指す。

用語解説

「棚田」 急な傾斜地を耕して階段状に作った水田

「谷津田（やつだ）」 谷津と呼ばれる低湿地にある湿田

「はさ木」 刈り取ったイネを掛けて乾燥させるために、畦畔の立木等に横木をわたして造った施設

「条里制（じょうりせい）」 古代の土地区画制度

「段々畑」 山腹などの傾斜地に、段を設けるように作った畑

「シシ垣」 猪や鹿などから農作物をまもるために、耕作地と山林原野の境界付近に構築された垣

(二) 茅野・牧野などの採草・放牧に関する景観地

茅葺き屋根の材料の調達を目的とする「茅野（かやの）」、秣場（まぐさば）等の採草や放牧のための「茅場（かやば）」、牛馬の生産飼育を目的とする「牧野（ぼくや）」、「野焼き（火入れ）」を行うことにより管理された草地等を指す。

用語解説

「茅野（かやの）」 茅葺き屋根の材料とするススキなどを刈り取るために管理された草地

「茅場（かやば）」 秣場（まぐさば）等の採草を目的とする草地や放牧を営むために管理された草地等

「牧野（ぼくや）」 牛馬の生産飼育を目的として採草・放牧等に利用されている野草地及び牧草地等（森林を含む）

「野焼き（火入れ）」 新しい草がよく生えるように、春のはじめに枯れ草に火をつけて野を焼くこと

(三) 用材林・防災林などの森林の利用に関する景観地

木材生産を目的とする用材林、防風林・防潮林・鉄道林等の防災を目的として人為的管理により成立した森林、薪や木炭の原料の生産を目的とする薪炭林、シイタケ・タケノコ等の林産物の生産を目的とする二次林・竹林、生息生物等の狩猟・採集の場となっている森林を指す。

用語解説

「用材林」 木材生産を目的とする森林

「防風林」 風害を防ぐために設けた森林

「防潮林」 潮害を防ぐために設けた森林

「鉄道林」 鉄道を自然災害から守るための森林

「薪炭林（しんたんりん）」 薪や木炭の原料の生産を目的とする森林

（四）養殖いかだ・海苔ひびなどの漁ろうに関する景観地

養殖いかだを用いた養魚及び海苔ひびを用いた海苔生産などの人工養殖のほか、定置網漁（ていちあみりょう）等の漁ろうによって形成された漁場を指す。

用語解説

「養殖いかだ」 魚介・海藻などを人工的に飼養して繁殖（飼育・繁殖）させるためのいかだ

「海苔ひび」 養殖する海苔を付着させるため、浅い海中に立てる木や竹の枝

「定置網漁（ていちあみりょう）」 移動する魚の通路に網を仕掛けて捕らえる漁法

（五）ため池・水路・港などの水の利用に関する景観地

水系・海洋との有機的な関係に意義を有するため池・水路・水門・堰（せき）・橋梁・栈橋・運河・渡し場・港（湊）のほか、河川・湖沼・湧き水などの水系及びそれらと一体となって生育する河畔林（かはんりん）・葦原（よしはら）などの景観地を指す。

用語解説

「ため池」 灌漑・防火などの用水をためておく人工の池

「堰（せき）」 水を他へ引いたり流量を調節したりするため、川水をせきとめる所

「橋梁」 河川・溪谷・運河などの上に架け渡し、道路・鉄道などを通す構築物

「栈橋」 谷間の崖などに高く架け渡した橋。港で、船を横づけにするために陸から海に突き出して設けた構造物

「運河」 給排水、灌漑、船舶の航行などのために、陸地を掘り開いて造った人工の水路

「港（湊）」 海が陸地に入り込んだ地形を利用したり、防波堤を築いたりして、船舶が安全に停泊できるようにした所。

「河畔林（かはんりん）」 河のほとり（河岸）に叢生する樹林

「葦原」 葦の多く生えている所

（六）鉱山・採石場・工場群などの採掘・製造に関する景観地

金・銀・銅山その他の金属鉱山、石材採掘場、及びそれらに関連する施設により形成された独特の景観地、湧き水・土壌など地域固有の資源又は立地等地域に独特の諸条件に基づき発展した工場群などから成る景観地を指す。

用語解説

「鉱山」 地中から鉱物を採掘する場所や事業所。金山・銅山・鉄山など。

「採石場」 安山岩や砂岩など一般用岩石を採掘している所

「製造」 原料に手を加えて製品にすること

（七）道・広場などの流通・往来に関する景観地

街道筋、社寺の門前の通りなど物資の流通及び人々の往来を含むさまざまな生活活動の積み重ねにより蓄積され、継続的に利用されてきた特徴ある道・広場（場合によっては周辺の施設等を含む）などの

景観地を指す。

用語解説

「流通」 貨幣・商品などが経済界や市場で移転されること

「往来」 行ったり来たりすること。人の行き来する道路。街道

(八) 垣根・屋敷林などの居住に関する景観地

地形や気候に基づき垣根（生け垣・防風石垣）・屋敷林（やしきりん）などを伴うことによって典型的又独特の居住の在り方を示す景観地を指す。

用語解説

「屋敷林（やしきりん）」 屋敷の周囲に防風や防火のために植えた樹林

「生け垣」 丈の低い樹木を植え並べてつくった垣根

「防風石垣」 家や庭の区画を限るための囲いや仕切り

○文化財保護法の一部改正等に伴う制度の運用方針等について
(平成17年4月26日17庁財第33号)

文化財保護法の一部を改正する法律（平成16年法律第61号。以下「改正法」という。）及び文化財保護法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成16年政令第422号）については平成16年12月27日16庁財第320号文化庁次長通知にて、改正法に伴う関係省令及び告示の整備等については平成17年3月28日16庁財第413号文化庁次長通知にて周知したところです。これらの通知等を踏まえ、このたび、重要文化的景観の選定手続並びに登録有形文化財、登録有形民俗文化財及び登録記念物（以下「登録文化財」という。）の登録手続など、制度の運用方針等を定めたところです。

このほか総務省行政評価局による「文化財の保護に関する行政評価・監視の結果」（平成16年11月1日総評総第234号）等を踏まえ、より一層、文化財の指定等の事務の充実及び重要文化財等の管理の適切化を図る観点から、具体的な改善措置を講ずることとしたところです。

また、景観法（平成16年法律第110号）の施行を踏まえ、同法と文化財保護法との円滑な連携を図る観点から、留意すべき事項を整理したところです。

つきましては、以下の事項をご了知の上、遺漏のないよう措置されるとともに、関係機関及び域内の市（区）町村等に対して趣旨の徹底方につきよろしくお取り計らい願います。

記

第1 重要文化的景観の選定制度の運用について

1 重要文化的景観の選定手続

文部科学大臣は、都道府県又は市町村（以下第1において「都道府県等」という。）の申出に基づき、当該都道府県等が定める景観法に規定する景観計画区域又は景観地区内にある文化的景観であって、重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則（平成17年文部科学省令第10号。以下第1において「省令」という。）第1条に定める基準に照らして当該都道府県等がその保存のため必要な措置を講じているものうち特に重要なものを重要文化的景観として選定することとなる（改正法による改正後の文化財保護法（以下「法」という。）第134条第1項関係）。

この具体的な手続としては、一般に以下のものが考えられる。

(1) 文化的景観保存計画の策定

申出を行う都道府県等は、文化的景観の位置及び範囲、文化的景観の保存に関する基本方針等を記載した文化的景観の保存に関する計画（以下第1において「文化的景観保存計画」という。）を策定すること（省令第1条第1項第1号及び第2項関係）。

なお、文化的景観保存計画の策定に当たっては、その前提として、文化的景観の保存に関する必要な調査（以下第1において「保存調査」という。）を実施する必要があること。

(2) 文化的景観の保存のため必要な規制を定める条例の制定

申出を行う都道府県等は、文化的景観保存計画に基づき、文化的景観の保存のために必要な規制を定める条例を制定すること（省令第1条第1項第2号関係）。

(3) 重要文化的景観の選定に係る申出に関する所有者等の同意

申出を行う都道府県等は、地域における人々の生活又は生業に基づく景観地について、円滑で継続的な保護措置を講じるために、所有者及び権原に基づく占有者（以下第1において「所有者等」という。）の同意を得ること（省令第2条第1項関係）。

(4) 重要文化的景観の選定の申出

都道府県等は、景観計画区域又は景観地区内にある文化的景観であって、省令第1条に掲げる保存のため必要な措置を講じているものについて申出を行うこと（法第134条第1項関係）。

(5) 文化審議会への諮問・答申

都道府県等からの申出があった文化的景観について、文部科学大臣が、文化審議会に諮問し（法第153条第1項第10号関係）、同審議会文化財分科会の専門調査会における調査審議を経て、文部科学大臣に答申が行われることとなること。

(6) 官報告示・通知等

文部科学大臣は、選定する旨を官報で告示するとともに、当該重要文化的景観の所有者等及び申出を行った都道府県等に通知することとなること。なお、通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、通知に代えて、所在地の市町村の事務所等に掲示することができること（法第134条第2項関係）。

2 文化的景観保存計画の策定に当たっての留意事項

文化的景観保存計画の策定に当たっては、文化的景観の適切な保存及び活用のために、以下の事項に留意する必要がある。

(1) 文化的景観保存計画の策定の前提として、文化的景観が有する本質的な価値を適正に評価し、保存のための適切な措置を検討するため、保存調査を実施すること。

文化的景観は、法第2条第1項第5号において、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」として位置づけられていること。文化的景観は、長い間にわたり、人と自然との関わりの中で育まれた景観地で、我が国民の生活や生業の歴史における価値が高いものであり、手つかずの自然環境は対象とならないこと。保存調査においては、このような概念の下で、対象となる文化的景観の調査を行うこと。

保存調査においては「自然」、「歴史」、「生活又は生業」の3つの観点を念頭に置き、「景観単位の区分」、「構成要素の特定」、「景観単位・構成要素の相互の有機的關係の把握」、「景観単位・構成要素を地域住民がどのように認知しているかの把握」、「本質的な価値の把握」を実施する必要があること。特に「本質的な価値の把握」においては、上記3つの観点に基づき、調査結果を包括的に分析・総合化する作業が必要であること。

(注)「景観単位」とは、①地形・植生等の自然、②土地利用の歴史、③地域の生活又は生業により形成された現在の土地利用に基づきある一定の特徴を示す区域を指す。

(2) 文化的景観保存計画に記載する文化的景観の位置及び範囲は、調査成果に基づき特定し、地番、図面又は座標により明示すること。

(3) 文化的景観の保存に関する基本方針は、文化的景観全体を対象として、保存管理・整備活用・運営体制の観点から保護のための基本方針を示すこと。

また、景観単位及び構成要素の分布・特質に基づき、必要に応じて文化的景観の範囲を複数の地区に区分した場合には、上記に加え各地区の特性に応じた地区ごとの望ましい保存管理・整備活用・

運営体制の方針を示すこと。

- (4) 文化的景観の保存に配慮した土地利用に関する事項には、土地利用の方針及び行為規制の方針を示すこと。

土地利用の方針としては、例えば、生産を伴う土地利用についてであれば、「地域の作物生産等の方針に沿いつつ、文化的景観に配慮した作物を選択することが望ましい」などの記述が考えられること。

また、行為規制の方針としては、文化的景観の全体又は各地区における土地利用の方針に基づき、文化的景観の保存の観点から、滅失又はき損、現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下第1において「現状変更等」という。）の届出に係る取扱いを示すことなどが考えられること。

- (5) 文化的景観の整備に関する事項は、整備活用の方針、修復等の整備、保存に必要な施設の整備、活用のための施設の整備及び防災施設の整備について示すこと。
- (6) 文化的景観を保存するために必要な体制に関する事項は、運営の方針、運営体制、保存管理体制及び整備活用体制について示すこと。

3 文化的景観の保存のため必要な規制を定める条例

文化的景観の保存のため必要な規制を定める条例は、景観法その他、文化財保護法、都市計画法、自然公園法、都市緑地法等に基づく条例が考えられる。この場合において、地方自治法第14条のみに基づく条例は該当しない。なお、文化財保護法に基づく文化的景観の保存のための条例の規制は、景観法等に基づく土地利用規制以外で、例えば、文化的景観内の地方指定文化財（法第182条第2項に規定する指定を地方公共団体がやっているものをいう。以下同じ。）に関する現状変更等の文化財保護の観点から必要な規制が考えられる。

4 選定の申出に関する所有者等の同意及び選定申出書の記載事項等についての留意事項

選定の申出に関する所有者等の同意及び選定申出書の記載事項等については、以下の事項に留意する必要がある。

(1) 選定の申出に関する所有者等の同意

同意を得る方法については、個別に同意を得ることが原則であるが、文化的景観の実情に合わせ、所有者等で構成される組合等の団体が存する場合には、定款等に定められた手続きに基づき同意を得ること等も考えられること。

また、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）に基づき指定される歴史的風土保存区域（歴史的風土特別保存地区を含む。）内の場合は国土交通大臣、都市緑地法（昭和48年法律第72号）に基づき定められる特別緑地保全地区や緑地保全地域の区域内の場合は都道府県知事からも同意を得る必要があること。

(2) 選定申出書の記載事項等

法第134条第1項の規定により都道府県等が行う文部科学大臣に対する選定の申出は、省令第2条に規定する選定申出書によること。その記載事項等については、以下に留意すること。

① 文化的景観の名称

選定の申出に係る文化的景観の名称については、申出を行う都道府県等が自ら定めるものであるが、文化的景観の種類、特性を端的に表しているものが望ましいこと。

② 文化的景観の種類

重要文化的景観選定基準（平成17年文部科学省告示第47号）に準じた文化的景観の種類を記載すること。

③ 文化的景観の所在地及び面積

申出に当たって、所在地については都道府県及び市町村名等を記載するとともに、面積については全体の面積をヘクタール単位（小数点第1位まで）で記載すること（都道府県等においては平方メートル単位で把握しておく必要がある）。

④ 文化的景観の保存状況

文化的景観の現況を把握するとともに、現在の取組が将来にわたって継続できるかどうかを判断するために、地方公共団体及び所有者等による取組を記載すること。

⑤ 文化的景観の特性

重要文化的景観は、文化的価値のあるものに限って選定するため、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもののうち特に重要なもの」であることが分かる特性を示すこと。なお、特性は保存調査の成果に基づき、「自然」、「歴史」、「生活又は生業」の3つの観点から簡潔に記載すること。

⑥ 文化的景観保存計画

省令第1条第1項第1号に規定する文化的景観保存計画を指すこと。

⑦ その他参考となるべき事項

例えば、周辺の状況（自然、歴史、生活又は生業、土地利用等の状況）等を記載すること。

(3) 選定申出書に添付すべき書類、図面及び写真

選定申出書に添付すべき書類等については以下の事項に留意すること。

① 文化的景観の位置及び範囲を示す図面

位置及び範囲が明らかとなる図面として、例えば、景観計画を策定した際に作成した図面などが考えられること。

② 文化的景観の概況を示す写真

カラー写真で客観的に概況が的確に分かる写真が望ましいこと。なお、写真の大きさはキャビネ型とすること。

③ 文化的景観に係る規制に関する書面

文化的景観を規制している法令及び条例を添付すること。

④ 所有者等の同意を得たことを証する書類

省令第2条第1項に規定する所有者等の同意書を添付すること。

⑤ その他参考となるべき資料

景観計画図書並びに所有者等の名簿の他、必要に応じて地籍調書、登記事項証明書、対象地域を表示する図書類等を添付すること。

5 重要文化的景観の滅失又はき損及び現状変更等の届出についての留意事項

法第136条及び法第139条第1項の届出に係る書類は、都道府県の教育委員会を経由し、当該教育委員会において、当該書類に意見を具して送付することとなるため（法第188条第1項及び第2項関係）、届出者の手続期間等も考慮して迅速な手続に十分留意する必要がある。

6 重要文化的景観に関する指導、助言、勧告又は命令についての留意事項

法第137条第1項、第2項及び法第139条第3項に係る指導、助言、勧告又は命令については、選定申出書の「文化的景観の特性」(省令第2条第1項第5号関係)の事項に記載する文化的景観の価値に著しい影響を及ぼす行為を行うことが明らかな場合が考えられる。

(中 略)

第5 景観法との連携について

1 趣旨

景観法は、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進し、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力のある地域社会の実現を図るため、景観に関する国民共通の基本理念や、国、地方公共団体、事業者、住民それぞれの責務を定めるとともに、行為規制や公共施設の特例、支援の仕組み等を定めた法律として、平成16年6月18日に公布され、同年12月17日に施行された。

景観法第2条第2項では、「良好な景観」とは「地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるもの」とされている。一方、文化財は、次世代に継承すべき貴重な国民的財産であるとともに、各地域の自然、歴史、文化等と密接な関わりを有するものであり、また、良好な景観を形成する重要な構成要素となっている。

このため、文化財の適切な保存及び活用を図りつつ、計画的かつ円滑な景観形成に資する観点から、景観法において、文化財保護法に基づく重要文化財等に関する特例が規定されているところである(下記2を参照)。また、景観法及び文化財保護法の趣旨に基づき、その連携を図る観点から、文化的景観及び登録文化財に関して、下記3及び4の事項に留意する必要がある。

2 重要文化財等に関する特例

(1) 景観計画区域内における行為規制

景観計画区域内において建築物の建築等、工作物の建設等、開発行為等をしようとする者は、景観行政団体の長に届け出なければならず、景観行政団体の長は、当該届出に係る行為に関し必要な勧告をすることができるものとされているが、文化財保護法に規定する重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状変更の許可に係る行為、重要有形民俗文化財の現状変更の届出に係る行為、伝統的建造物群保存地区における現状変更の許可に係る行為等については、当該届出を要しないものとされていること(景観法第16条第7項第11号及び景観法施行令(平成16年政令第398号)第10条第1号関係)。

(2) 景観地区内における行為規制

景観地区の建築物の形態意匠は、都市計画に定められた建築物の形態意匠の制限に適合するものでなければならないものとされ、景観地区内において建築物の建築等をしようとする者は、市町村長の認定を受けなければならないものとされているが、文化財保護法の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物及び伝統的建造物群保存地区内にある建築物については、当該形態意匠の制限の規定は適用しないものとされていること(景観法第69条第1項第2号及び第3号関係)。

(3) 景観重要建造物の指定

景観行政団体の長は、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物を、景観重要建造物と

して指定することができるものとし、その増築、改築等は、景観行政団体の長の許可を受けなければしてはならないものとされているが、文化財保護法の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物については、景観重要建造物としての指定はできないものとされていること（景観法第19条第3項関係）。

(4) 景観重要樹木の指定

景観行政団体の長は、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木を、景観重要樹木として指定することができるものとし、その伐採又は移植は、景観行政団体の長の許可を受けなければしてはならないものとされているが、文化財保護法の規定により特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された樹木については、当該景観重要樹木としての指定はできないものとされていること（景観法第28条第3項関係）。

3 文化的景観に関する留意事項

重要文化的景観は、都道府県又は市町村の申出に基づき、景観計画区域又は景観地区内にある文化的景観から文部科学大臣が選定することとなるため、文化財の保護に関する事務を所管する教育委員会は、文化的景観の保存のため必要な措置を講ずるに当たって、積極的に景観法担当部局と情報交換するなど連携を図ること。

4 登録文化財に関する留意事項

文化財保護法に規定する登録文化財については、景観計画区域又は景観地区内における行為規制等の対象となりうるとともに、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の対象となりうるため、以下の事項に留意すること。

- (1) 文化財の保護に関する事務を所管する教育委員会は、その区域内に存する登録文化財の登録状況等について、積極的に景観担当部局と情報交換することが望ましいこと。
- (2) 景観計画区域又は景観地区内にある登録文化財に関し、文化庁長官が文化財保護法の規定に基づく勧告を行おうとする場合には、景観行政団体の長に情報提供を求めることとなること。

○景観法

(平成16年6月18日法律第110号)

最終改正：平成21年6月24日法律第57号

第一章総則

(目的)

第1条 この法律は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

- 第2条 良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。
- 2 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない。
- 3 良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。
- 4 良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。
- 5 良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、行われなければならない。

(国の責務)

- 第3条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、良好な景観の形成に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 国は、良好な景観の形成に関する啓発及び知識の普及等を通じて、基本理念に対する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成の促進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(住民の責務)

第6条 住民は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(定義等)

第7条 この法律において「景観行政団体」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）の区域にあつては指定都市、同法第252条の22第1項の中核市（以下この項において「中核市」という。）の区域にあつては中核市、その他の区域にあつては都道府県をいう。ただし、指定都市及び中核市以外の市町村であつて、都道府県に代わつて第二章第1節から第4節まで、第四章及び第五章の規定に基づく事務を処理することにつきあらかじめその長が都道府県知事と協議し、その同意を得た市町村の区域にあつては、当該市町村をいう。

2 この法律において「建築物」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。

3 この法律において「屋外広告物」とは、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。

4 この法律において「公共施設」とは、道路、河川、公園、広場、海岸、港湾、漁港その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

5 この法律において「国立公園」とは自然公園法（昭和32年法律161号）第2条第2号に規定する国立公園を、「国定公園」とは同条第3号に規定する国定公園をいう。

6 この法律において「都市計画区域」とは都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第2項に規定する都市計画区域を、「準都市計画区域」とは同項に規定する準都市計画区域をいう。

7 第1項ただし書の規定により景観行政団体となる市町村は、当該規定に基づき景観行政団体となる日の30日前までに、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

第二章 景観計画及びこれに基づく措置

第1節 景観計画の策定等

(景観計画)

第8条 景観行政団体は、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となつて景観を形成している地域における次の各号のいずれかに該当する土地（水面を含む。以下この項、第11条及び第14条第2項において同じ。）の区域について、良好な景観の形成に関する計画（以下「景観計画」という。）を定めることができる。

- 一 現にある良好な景観を保全する必要があると認められる土地の区域
 - 二 地域の自然、歴史、文化等からみて、地域の特性にふさわしい良好な景観を形成する必要があると認められる土地の区域
 - 三 地域間の交流の拠点となる土地の区域であって、当該交流の促進に資する良好な景観を形成する必要があると認められるもの
 - 四 住宅市街地の開発その他建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われ、又は行われた土地の区域であって、新たに良好な景観を創出する必要があると認められるもの
 - 五 地域の土地利用の動向等からみて、不良な景観が形成されるおそれがあると認められる土地の区域
- 2 景観計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）
 - 二 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針
 - 三 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
 - 四 第19条第1項の景観重要建造物又は第28条第1項の景観重要樹木の指定の方針（当該景観計画区域内にこれらの指定の対象となる建造物又は樹木がある場合に限る。）
 - 五 次に掲げる事項のうち、良好な景観の形成のために必要なもの
 - イ 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
 - ロ 当該景観計画区域内の道路法（昭和27年法律第180号）による道路、河川法（昭和39年法律第167号）による河川、都市公園法（昭和31年法律第79号）による都市公園、海岸保全区域等（海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第3項に規定する海岸保全区域等をいう。以下同じ。）に係る海岸、港湾法（昭和25年法律第218号）による港湾、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）による漁港、自然公園法による公園事業（国又は同法第9条第2項に規定する公共団体が執行するものに限る。）に係る施設その他政令で定める公共施設（以下「特定公共施設」と総称する。）であって、良好な景観の形成に重要なもの（以下「景観重要公共施設」という。）の整備に関する事項
 - ハ 景観重要公共施設に関する次に掲げる基準であって、良好な景観の形成に必要なもの
 - (1) 道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準
 - (2) 河川法第24条、第25条、第26条第1項又は第27条第1項（これらの規定を同法第100条第1項において準用する場合を含む。）の許可の基準
 - (3) 都市公園法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可の基準
 - (4) 海岸法第7条第1項、第8条第1項、第37条の4又は第37条の5の許可の基準
 - (5) 港湾法第37条第1項の許可の基準
 - (6) 漁港漁場整備法第39条第1項の許可の基準
 - 二 第55条第1項の景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項
 - ホ 自然公園法第13条第3項、第14条第3項又は第24条第3項の許可（政令で定める行為に係るものに限る。）の基準であって、良好な景観の形成に必要なもの（当該景観計画区域に国立公園又は国定公園の区域が含まれる場合に限る。）
- 六 その他国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定める事項

- 3 前項第3号の行為の制限に関する事項には、政令で定める基準に従い、次に掲げるものを定めなければならない。
 - 一 第16条第1項第4号の条例で同項の届出を要する行為を定める必要があるときは、当該条例で定めるべき行為
 - 二 次に掲げる制限であつて、第16条第3項若しくは第6項又は第17条第1項の規定による規制又は措置の基準として必要なもの
 - イ 建築物又は工作物（建築物を除く。以下同じ。）の形態又は色彩その他の意匠（以下「形態意匠」という。）の制限
 - ロ 建築物又は工作物の高さの最高限度又は最低限度
 - ハ 壁面の位置の制限又は建築物の敷地面積の最低限度
 - 二 その他第16条第1項の届出を要する行為ごとの良好な景観の形成のための制限
- 4 景観計画は、国土形成計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、沖縄振興計画その他の国土計画又は地方計画に関する法律に基づく計画及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国の計画との調和が保たれるものでなければならない。
- 5 景観計画は、環境基本法（平成5年法律第91号）第15条第1項に規定する環境基本計画（当該景観計画区域について公害防止計画が定められているときは、当該公害防止計画を含む。）との調和が保たれるものでなければならない。
- 6 都市計画区域について定める景観計画は、都市計画法第6条の2第1項の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に適合するものでなければならない。
- 7 市町村である景観行政団体が定める景観計画は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即するとともに、都市計画区域又は準都市計画区域について定めるものにあつては、都市計画法第18条の2第1項の市町村の都市計画に関する基本的な方針に適合するものでなければならない。
- 8 景観計画に定める第2項第5号ロ及びハに掲げる事項は、景観重要公共施設の種類に応じて、政令で定める公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画に適合するものでなければならない。
- 9 第2項第5号ニに掲げる事項を定める景観計画は、同項第1号、第2号及び第5号ニに掲げる事項並びに同項第6号に掲げる事項のうち農林水産省令で定める事項に係る部分については、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第4条第1項の農業振興地域整備基本方針に適合するとともに、市町村である景観行政団体が定めるものにあつては、農業振興地域整備計画（同法第8条第1項の規定により定められた農業振興地域整備計画をいう。以下同じ。）に適合するものでなければならない。
- 10 景観計画に定める第2項第5号ホに掲げる事項は、自然公園法第2条第5号に規定する公園計画に適合するものでなければならない。

第9条 景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、都市計画区域又は準都市計画区域に係る

部分について、あらかじめ、都道府県都市計画審議会（市町村である景観行政団体に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会）の意見を聴かなければならない。

- 3 都道府県である景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。
- 4 景観行政団体は、景観計画に前条第2項第5号ロ又はハに掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、当該事項について、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、当該景観重要公共施設の管理者（景観行政団体であるものを除く。）に協議し、その同意を得なければならない。
- 5 景観行政団体は、景観計画に前条第2項第5号ホに掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、当該事項について、国立公園等管理者（国立公園にあっては環境大臣、国定公園にあっては都道府県知事をいう。以下同じ。）に協議し、その同意を得なければならない。
- 6 景観行政団体は、景観計画を定めたときは、その旨を告示し、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、これを当該景観行政団体の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。
- 7 前各項の規定は、景観行政団体が、景観計画を定める手続に関する事項（前各項の規定に反しないものに限る。）について、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。
- 8 前各項の規定は、景観計画の変更について準用する。

（特定公共施設の管理者による要請）

第10条 特定公共施設の管理者は、景観計画を策定し、又は策定しようとする景観行政団体に対し、当該景観計画に係る景観計画区域（景観計画を策定しようとする景観行政団体に対しては、当該景観行政団体が策定しようとする景観計画に係る景観計画区域となるべき区域）内の当該管理者の管理に係る特定公共施設について、これを景観重要公共施設として当該景観計画に第8条第2項第5号ロ又はハに掲げる事項を定めるべきことを要請することができる。この場合においては、当該要請に係る景観計画の部分の素案を添えなければならない。

2 景観計画に定められた景観重要公共施設の管理者は、景観行政団体に対し、当該景観計画について、第8条第2項第5号ロ又はハに掲げる事項の追加又は変更を要請することができる。前項後段の規定は、この場合について準用する。

3 景観行政団体は、前二項の要請があった場合には、これを尊重しなければならない。

（住民等による提案）

第11条 第8条第1項に規定する土地の区域のうち、一体として良好な景観を形成すべき土地の区域としてふさわしい一団の土地の区域であって政令で定める規模以上のものについて、当該土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のために設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権」という。）を有する者（以下この条において「土地所有者等」という。）は、一人で、又は数人が共同して、景観行政団体に対し、景観計画の策定又は変更を提案することができる。この場合においては、当該提案に係る景観計画の素案を添えなければならない。

2 まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的として設立された特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人若しくは民法（明治29年法律第89号）第34条の法人又はこれらに準ずるものとして景観行政団体の条例で定める団体は、前項に規定する土地の区域について、景観行政団体に対し、景観計画の策定又は変更を提案することができる。同項後段の規定は、この場合について準用する。

3 前二項の規定による提案（以下「計画提案」という。）は、当該計画提案に係る景観計画の素案の対象となる土地（国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。以下この項において同じ。）の区域内の土地所有者等の三分の二以上の同意（同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となっているその区域内の土地の地積との合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の三分の二以上となる場合に限る。）を得ている場合に、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、行うものとする。

（計画提案に対する景観行政団体の判断等）

第12条 景観行政団体は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて景観計画の策定又は変更をする必要があるかどうかを判断し、当該景観計画の策定又は変更をする必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。

（計画提案を踏まえた景観計画の案の都道府県都市計画審議会等への付議）

第13条 景観行政団体は、前条の規定により計画提案を踏まえて景観計画の策定又は変更をしようとする場合において、その策定又は変更が当該計画提案に係る景観計画の素案の内容の一部を実現することとなるものであるときは、第9条第2項の規定により当該景観計画の案について意見を聴く都道府県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会に対し、当該計画提案に係る景観計画の素案を提出しなければならない。

（計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合にとるべき措置）

第14条 景観行政団体は、第12条の規定により同条の判断をした結果、計画提案を踏まえて景観計画の策定又は変更をする必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした者に通知しなければならない。

2 景観行政団体は、都市計画区域又は準都市計画区域内の土地について前項の通知をしようとするときは、あらかじめ、都道府県都市計画審議会（市町村である景観行政団体に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会）に当該計画提案に係る景観計画の素案を提出してその意見を聴かなければならない。

（景観協議会）

第15条 景観計画区域における良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うため、景観行政団体、景観計画に定められた景観重要公共施設の管理者及び第92条第1項の規定により指定された景観整備機構（当該景観行政団体が都道府県であるときは関係市町村を、当該景観計画区域に国立公園又は国定公園の区域が含まれるときは国立公園等管理者を含む。以下この項において「景

観行政団体等」という。)は、景観協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。この場合において、景観行政団体等は、必要と認めるときは、協議会に、関係行政機関及び観光関係団体、商工関係団体、農林漁業団体、電気事業、電気通信事業、鉄道事業等の公益事業を営む者、住民その他良好な景観の形成の促進のための活動を行う者を加えることができる。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の関係行政機関及び事業者に対し、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。
- 3 第1項前段の協議を行うための会議において協議がととのった事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第2節行為の規制等

(届出及び勧告等)

第16条 景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令(第4号に掲げる行為にあつては、景観行政団体の条例。以下この条において同じ。)で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。

- 一 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下「建築等」という。)
- 二 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下「建設等」という。)
- 三 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為その他政令で定める行為
- 四 前三号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為

- 2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。
- 3 景観行政団体の長は、前二項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。
- 4 前項の勧告は、第1項又は第2項の規定による届出のあつた日から30日以内にしなければならない。
- 5 前各項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第1項の届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、同項の届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長にその旨を通知しなければならない。
- 6 景観行政団体の長は、前項後段の通知があつた場合において、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該国の機関又は地方公共団体に対し、景観計

画に定められた当該行為についての制限に適合するようとりべき措置について協議を求めることができる。

- 7 次に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。
 - 一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
 - 二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
 - 三 景観重要建造物について、第22条第1項の規定による許可を受けて行う行為
 - 四 景観計画に第8条第2項第5号ロに掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為
 - 五 景観重要公共施設について、第8条第2項第5号ハ(1)から(6)までに規定する許可(景観計画にその基準が定められているものに限る。)を受けて行う行為
 - 六 第55条第2項第1号の区域内の農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。)内において同法第15条の2第1項の許可を受けて行う同項に規定する開発行為
 - 七 国立公園又は国定公園の区域内において、第8条第2項第5号ホに規定する許可(景観計画にその基準が定められているものに限る。)を受けて行う行為
 - 八 第61条第1項の景観地区(次号において「景観地区」という。)内で行う建築物の建築等
 - 九 景観計画に定められた工作物の建設等の制限のすべてについて第72条第2項の景観地区工作物制限条例による制限が定められている場合における当該景観地区内で行う工作物の建設等
 - 十 地区計画等(都市計画法第4条第9項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。)の区域(地区整備計画(同法第12条の5第2項第3号に規定する地区整備計画をいう。以下同じ。)、特定建築物地区整備計画(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第32条第2項第2号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。以下同じ。)、防災街区整備地区整備計画(同項第3号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。以下同じ。)、沿道地区整備計画(幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和55年法律第34号)第9条第2項第2号に規定する沿道地区整備計画をいう。以下同じ。))又は集落地区整備計画(集落地域整備法(昭和62年法律第63号)第5条第3項に規定する集落地区整備計画をいう。以下同じ。))が定められている区域に限る。)内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為
 - 十一 その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為

(変更命令等)

第17条 景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、特定届出対象行為(前条第1項第1号又は第2号の届出を要する行為のうち、当該景観行政団体の条例で定めるものをいう。第7項及び次条第1項において同じ。)について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、前条第3項の規定は、適用しない。

- 2 前項の処分は、前条第1項又は第2項の届出をした者に対しては、当該届出があった日から30日以内に限り、することができる。

- 3 第1項の処分は、前条第1項又は第2項の届出に係る建築物若しくは工作物又はこれらの部分の形態意匠が政令で定める他の法令の規定により義務付けられたものであるときは、当該義務の履行に支障のないものでなければならない。
- 4 景観行政団体の長は、前条第1項又は第2項の届出があった場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他第2項の期間内に第1項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、90日を超えない範囲でその理由が存続する間、第2項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、前条第1項又は第2項の届出をした者に対し、その旨、延長する期間及び延長する理由を通知しなければならない。
- 5 景観行政団体の長は、第1項の処分に違反した者又はその者から当該建築物又は工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合させるため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとることを命ずることができる。
- 6 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、景観行政団体の長又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 7 景観行政団体の長は、第1項の規定の施行に必要な限度において、同項の規定により必要な措置をとることを命ぜられた者に対し、当該措置の実施状況その他必要な事項について報告をさせ、又は景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。
- 8 第6項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。
- 9 第7項の規定による立入検査又は立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(行為の着手の制限)

- 第18条 第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、景観行政団体がその届出を受理した日から30日（特定届出対象行為について前条第4項の規定により同条第2項の期間が延長された場合にあっては、その延長された期間）を経過した後でなければ、当該届出に係る行為（根切り工事その他の政令で定める工事に係るものを除く。第102条第4号において同じ。）に着手してはならない。ただし、特定届出対象行為について前条第1項の命令を受け、かつ、これに基づき行う行為については、この限りでない。
- 2 景観行政団体の長は、第16条第1項又は第2項の規定による届出に係る行為について、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項本文の期間を短縮することができる。

第三章景観地区等

第1節景観地区

第1款景観地区に関する都市計画

第61条 市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域内の土地の区域については、市街地の良好な景観の形成を図るため、都市計画に、景観地区を定めることができる。

2 景観地区に関する都市計画には、都市計画法第8条第3項第1号及び第3号に掲げる事項のほか、第1号に掲げる事項を定めるとともに、第2号から第4号までに掲げる事項のうち必要なものを定めるものとする。この場合において、これらに相当する事項が定められた景観計画に係る景観計画区域内においては、当該都市計画は、当該景観計画による良好な景観の形成に支障がないように定めるものとする。

- 一 建築物の形態意匠の制限
- 二 建築物の高さの最高限度又は最低限度
- 三 壁面の位置の制限
- 四 建築物の敷地面積の最低限度

第2款建築物の形態意匠の制限

(建築物の形態意匠の制限)

第62条 景観地区内の建築物の形態意匠は、都市計画に定められた建築物の形態意匠の制限に適合するものでなければならない。ただし、政令で定める他の法令の規定により義務付けられた建築物又はその部分の形態意匠にあつては、この限りでない。

(計画の認定)

第63条 景観地区内において建築物の建築等をしようとする者は、あらかじめ、その計画が、前条の規定に適合するものであることについて、申請書を提出して市町村長の認定を受けなければならない。当該認定を受けた建築物の計画を変更して建築等をしようとする場合も、同様とする。

- 2 市町村長は、前項の申請書を受理した場合においては、その受理した日から30日以内に、申請に係る建築物の計画が前条の規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて当該規定に適合するものと認めたときは、当該申請者に認定証を交付しなければならない。
- 3 市町村長は、前項の規定により審査をした場合において、申請に係る建築物の計画が前条の規定に適合しないものと認めたとき、又は当該申請書の記載によっては当該規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を同項の期間内に当該申請者に交付しなければならない。
- 4 第2項の認定証の交付を受けた後でなければ、同項の建築物の建築等の工事（根切り工事その他の政令で定める工事を除く。第101条第3号において同じ。）は、することができない。
- 5 第1項の申請書、第2項の認定証及び第3項の通知書の様式は、国土交通省令で定める。

(条例との関係)

第67条 第63条第2項及び前条第3項の規定は、市町村が、これらの規定による認定の審査の手続について、これらの規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

(適用の除外)

第69条 第62条から前条までの規定は、次に掲げる建築物については、適用しない。

- 一 第19条第1項の規定により景観重要建造物として指定された建築物
 - 二 文化財保護法の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物
 - 三 文化財保護法第143条第1項の伝統的建造物群保存地区内にある建築物
 - 四 第2号に掲げる建築物であったものの原形を再現する建築物で、市町村長がその原形の再現がやむを得ないと認めたもの
 - 五 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれが少ない建築物として市町村の条例で定めるもの
- 2 景観地区に関する都市計画が定められ、又は変更された際現に存する建築物又は現に建築等の工事中の建築物が、第62条の規定に適合しない場合又は同条の規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物又はその部分に対しては、同条から前条までの規定は、適用しない。
- 3 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物又はその部分に対しては、適用しない。
- 一 景観地区に関する都市計画の変更前に第62条の規定に違反している建築物又はその部分
 - 二 景観地区に関する都市計画が定められ、又は変更された後に増築、改築又は移転の工事に着手した建築物
 - 三 景観地区に関する都市計画が定められ、又は変更された後に外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更の工事に着手した建築物の当該工事に係る部分

第3款工作物等の制限

(工作物の形態意匠等の制限)

第72条 市町村は、景観地区内の工作物について、政令で定める基準に従い、条例で、その形態意匠の制限、その高さの最高限度若しくは最低限度又は壁面後退区域（当該景観地区に関する都市計画において壁面の位置の制限が定められた場合における当該制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域をいう。第4項において同じ。）における工作物（土地に定着する工作物以外のものを含む。同項において同じ。）の設置の制限を定めることができる。この場合において、これらの制限に相当する事項が定められた景観計画に係る景観計画区域内においては、当該条例は、当該景観計画による良好な景観の形成に支障がないように定めるものとする。

2～6 (略)

第七章罰則

第100条 第17条第五項の規定による景観行政団体の長の命令又は第64条第1項の規定による市町村

長の命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第101条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- 一 第17条第1項の規定による景観行政団体の長の命令又は第70条第1項の規定による市町村長の命令に違反した者
- 二 第63条第1項の規定に違反して、申請書を提出せず、又は虚偽の申請書を提出した者
- 三 第63条第4項の規定に違反して、建築物の建築等の工事をした者
- 四 第77条第3項の規定に違反して、応急仮設建築物又は応急仮設工作物を存続させた者

第102条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第16条第1項又は第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第17条第7項又は第71条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第17条第7項の規定による立入検査若しくは立入調査又は第71条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 四 第18条第1項の規定に違反して、届出に係る行為に着手した者
- 五 第22条第1項又は第31条第1項の規定に違反して、行為をした者
- 六 第22条第3項（第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付された条件に違反した者
- 七 第23条第1項（第32条第1項において準用する場合を含む。）の規定による景観行政団体の長の命令に違反した者
- 八 第68条の規定に違反して、認定があった旨の表示をせず、又は認定を受けた計画の写しを備えて置かなかつた者

第103条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第104条 第26条又は第34条の規定による景観行政団体の長の命令に違反した者は、30万円以下の過料に処する。

第105条 第45条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

第106条 第43条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料に処する。

第107条 第72条第1項、第73条第1項、第75条第1項若しくは第2項又は第76条第1項の規定に基づく条例には、これに違反した者に対し、50万円以下の罰金に処する旨の規定を設けることができる。